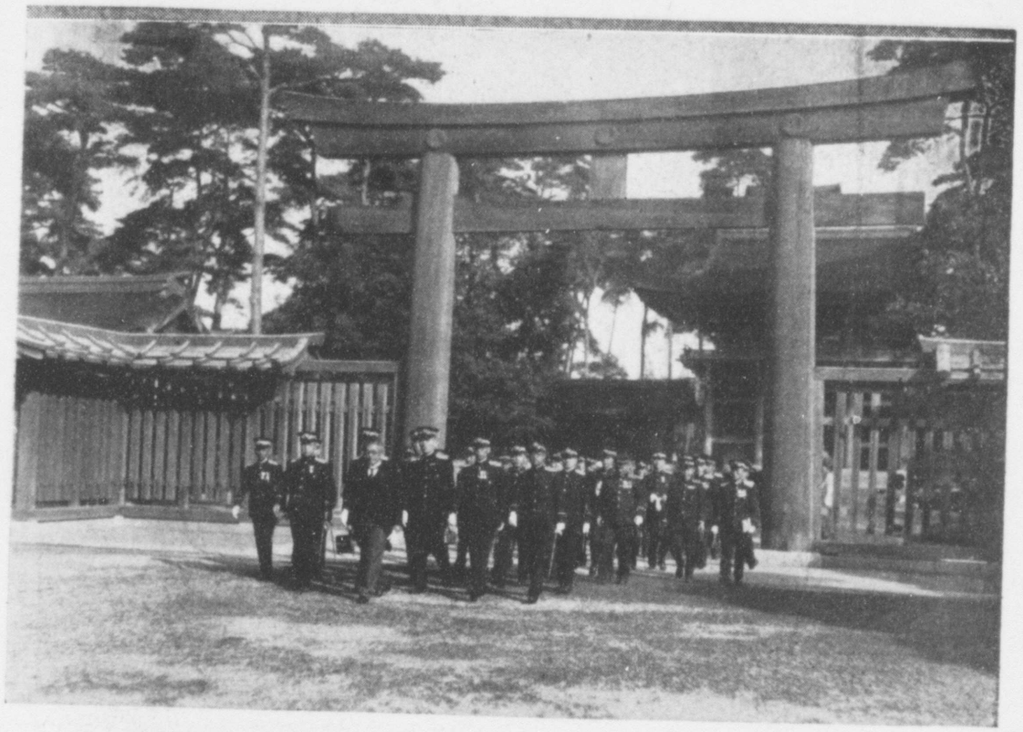
矯正図書館

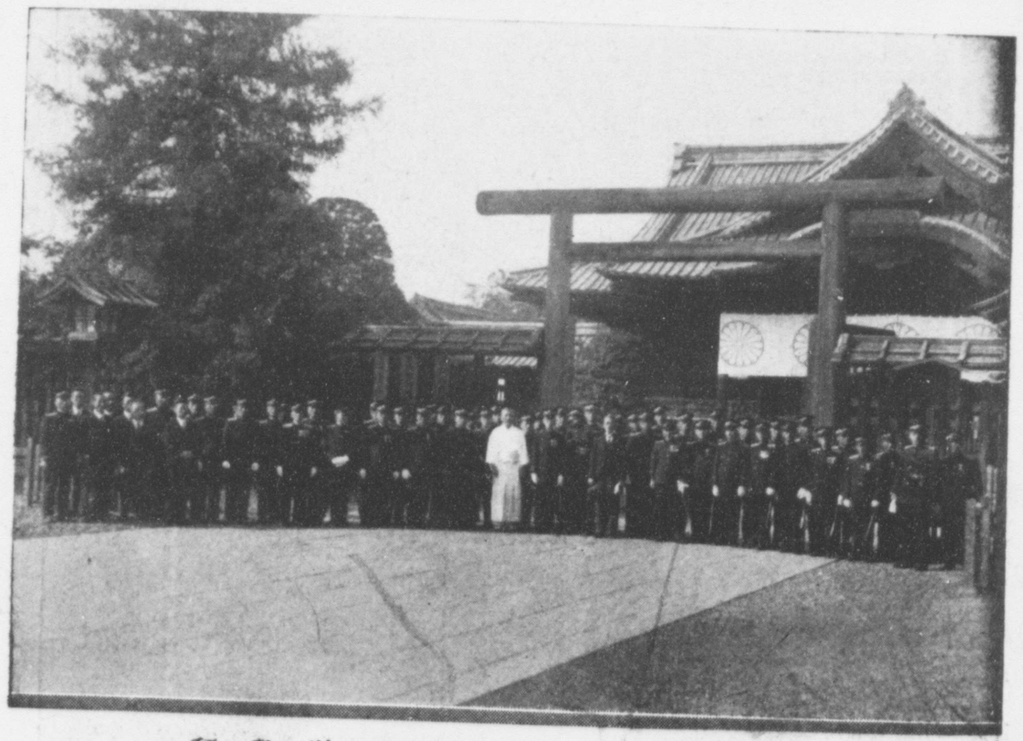
刑政

第五十卷　十一月號　第十一號

兩刃の劍（卷頭言）	日沖憲郎	二
犯罪者の社會的豫後の問題（二）	高瀨安貞	五
木工訓練の考察（一）	近藤貞次	三
明治監獄年譜（八）	辻敬助	三六
一九三一年イタリヤ刑務法（五）		五〇
海外時報		六〇
行刑の第一印象を語る座談會		八九
雜報 □第十回全國刑務所武道大會 □所長會同答申（訓令通牒） □出征刑務官戰死者の靈を弔す □假釋放者應召美談集		

財團法人 刑務協會發行





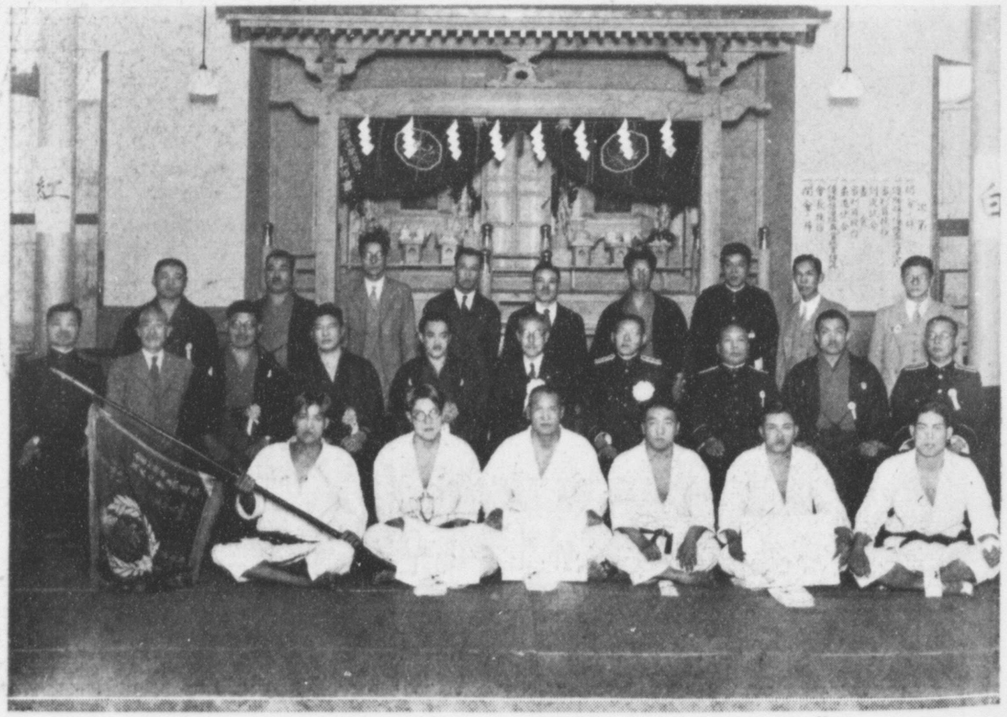
明治神宮竝靖國神社參拜

支那事變下の全國刑務所長會同は十月十一日より三日間に亙つて行はれたが會議に先立つて第一日の午前八時瀧川行刑局長全國刑務所長は明治神宮竝靖國神社に參拜し謹んで　聖壽無窮と皇軍の武運長久を祈願した。（上は明治神宮下は靖國神社）

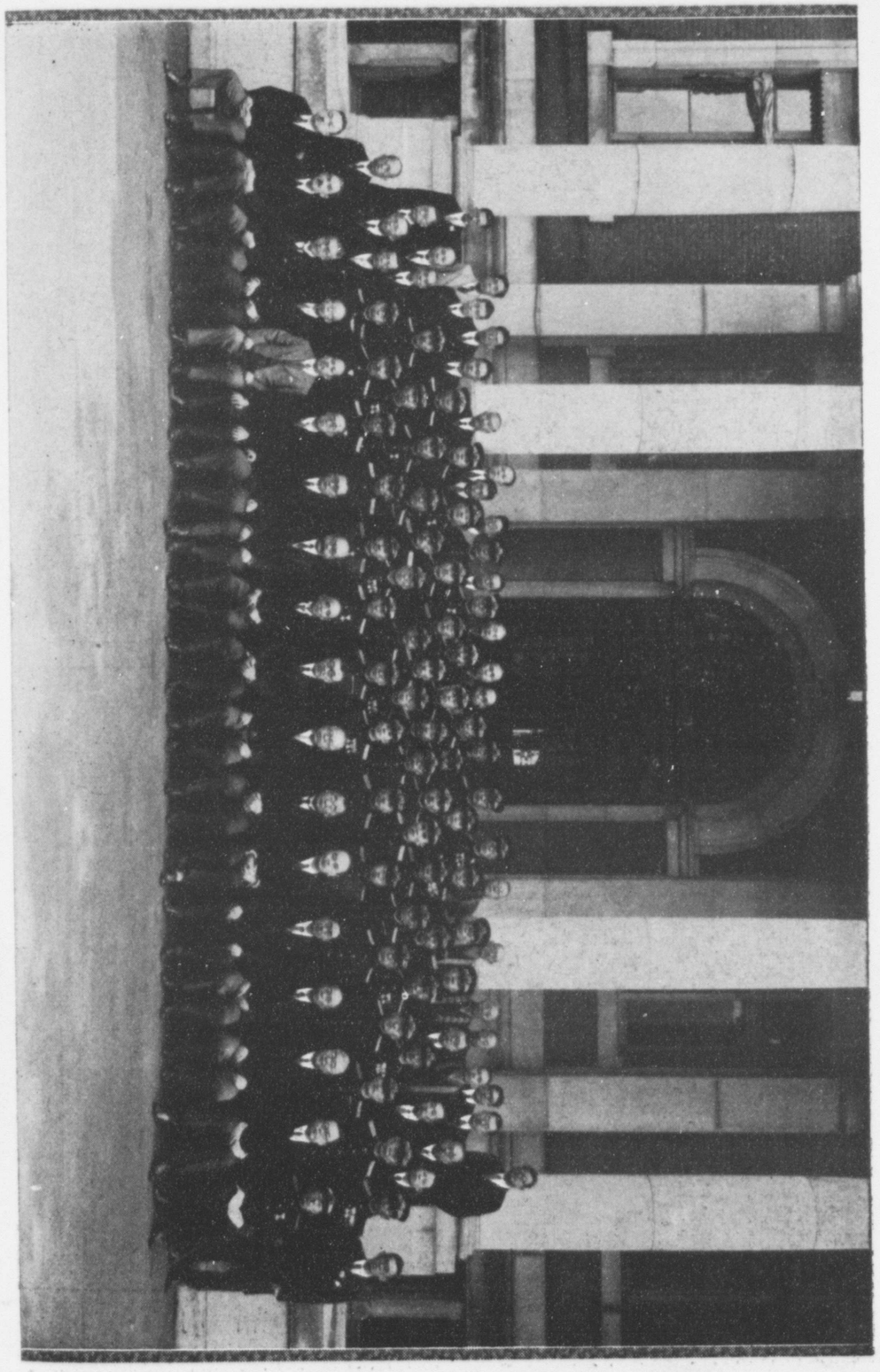


第二區　劍道優勝者

第二區　柔道優勝者



第十回全國刑務所武道大會優勝者記念寫眞



全國刑務所長會議記念撮影

矯正図書館

刑政

十一月號

第五十卷
第十一號



武道大會スナップ

刑政第50巻第11号
矯正図書館

兩刃の劍

第十一回國際刑法並監獄會議の議事錄が手許に屆いた。私はこれを待望すること久しかつたのである。此會議の第二部の第一回は「犯罪人を教育し改善する目的をもつて行刑上適用せられた方法（強い人道化、廣い寬典、累進制における刑罰強制の著しい緩和）はその豫期せられた效果を收むるに適してゐるか、またかうした努力の依つて立つところの見解は果して一般的に適當であるか」といふにあつた。謂ふまでもなくこれは全會議を通じて最も重要にして且つ意義の深い問題であつたのである。單に受刑者の處遇問題たるに止まらずして直ちに刑の執行の意味および目的に及ぶものだからである。果せるかな、甲論乙駁此問題に限つて決議は遂に成立せずして止んだのであつた。

一九三五年八月二十日からその翌日に亙る討論については既に諸雜誌の上に紹介がなされてゐる。しかしながらこれらはその紹介者の立場によつてそれぞれの着色を受けてゐることを免れない。例へば比較的最近に現れたものとして「ブレッター・フュア・ゲフェンクニスクンデ」誌上におけるシュミットの紹介のごときである。そこでいま直接議事錄によつて當時の會議の模樣をその儘詳細に知り得ることに一段の興味を覺えるのである。

特別豫防是か、一般豫防非か、教育刑を正しとすべきか、應報刑は謬つてゐるか。刑法の全理論を基礎付ける問題が國際會議の華かな舞臺に脚光を浴びたのである。行刑教育の問題はかくのごとくして新たな且つ特別の興味を誘ふことになつた。かうしたことは五年前のプラーグ會議にあつてはおよそ豫想だにしなかつたところなのである。すなはち、五年前にあつては問題は單に教育學的技術の範圍に止まつた。しかるに現在においては——まづ教育學的問題たる以前に——教育的目的をもつてする刑罰の適用一般に關する根本的論議が行はれることになつたのである。教育原則は將來の刑法においても矢張り座を占むべきか。言を換ふれば、社會の利益といふことを考ふるとき一般豫防に附加して教育的要素を入るべきか、然りとせばその地位は如何といふことになるのである。すなはち、いかなる程度にまたいかなる犯人に教育が行はるべきかが問題となるのである。私は時勢の移り變はりに驚き、思想の交替に轉た感慨なきを能はぬのである。

勿論ナチス刑法はあくまで刑罰の嚴肅性を防衛せんとするものであつて、强い人道化をもつてする行刑教育に與するものではない。さりとてナチス・ドイツと雖も全然行刑教育を否定するものではない。委員の一人であつたダームは述べてゐる。「行刑教育は排すべきではない。しかしながらこれは結晶點となるものではないのだ。……立法者は刑罰が嚴肅に執行せられることを要望するのではあるが、このことは近代刑法の眞の收穫を犧牲に供すべきものではない」と。かくして彼と雖もある種の受刑者に對しては累進制を勸請してゐるのである。此處に明かにかうした理論の折衷性を認めることができる。また此會議の報

告者のムラーは云つてゐる。刑法が一種の闘爭法であることを承認した上は、闘爭に際しては武器を鋭くして置かなければならない。正義は兩刃の劍をもつてゐる。威嚇的刑罰と教育的刑罰がこれである。此兩刃はいづれも犯罪人を斷つのである。しかしもし此の刃が研がれてゐないとか、正義が平たい刀身で打つたとしたら、徒らに苦痛を與へるだけで、所期の效果を擧げ得ないのだと。その説くところも折衷たるを免れない。

謂ふまでもなく、犯罪人の處遇については二つの傾向がある。一方には刑罰の目的からして人道化を制限せんとする傾向があり、他方には教育的目的からして強い人道化を行はうとする傾向がある。而して此の二つの傾向はまさに相反馳するものである。かくして兩者の結合は全く不可能であるか。ノヴェリは「刑の執行のための施設の專門化」といふことを唱へてゐるが、かうした方法が果して完全にその任を盡し得るかは大いに疑はれねばならない。正義の提げてゐる劍は果して兩刃であることを要するか。我々は此國際會議において解決を見なかつた根本的立場の上にさらに反省を重ねることを要求されてゐるのではなからうか。

昭和十二年十一月二十四日

日沖憲郎

犯罪者の社會的豫後の問題(二)

高瀬安貞

一 社會的豫後の實踐的必要性
二 社會的豫後判定の方法論的二方向（以上前號）
三 Robert Schiedt の社會的豫後に關する研究
四 Hans Trunk の吟味的研究（以上本號）
五 社會的豫後の方法に對する批判

三

(一) Robert Schiedt はこの問題に關し最初の興味ある研究を行つた。彼はミュンヘンの犯罪生物學的蒐集所に犯罪生物學的調査表のある釋放者に就て其の後の犯罪行爲に關する調査を行つたのである。先づバイエルン刑務所に於ける最短三ケ月の自由刑を執行されたもの、中から五〇〇名の受刑者を無選擇に調べた。彼等は一九三一年に釋放せられた。そして一九三五年に受刑記錄帳を片付けると同時に、このものが彼等の釋放以來の四—五年間に累犯に陷つたかどうかを確めたのである。かくして一九三一年當時に刑務所の醫師によつて定められた豫後が適中したかどうかを吟味しようとした。四—五年の期間は吟味のための檢査期間としてはあまり長くはない。併し累犯性は大低釋放後最初の一年間に現はれ、萬一後で犯罪を犯した場合でも、普通前の行爲とは犯罪學的な關係がないと考へられるから、こ

の期間で充分であると見てよい。

一 Robert Schiedt: Ein Beitrag zum Problem der Rückfall-prognose 1936.

その五〇〇名の受刑者の中、一九三一年に刑務所の醫師によつて次の様に豫後が判定せられた。

豫後「良好」と判定せられたもの　一九一名＝三八％
豫後「疑問」と判定せられたもの　一六五名＝三三％
豫後「不良」と判定せられたもの　一四四名＝二九％

一九三五年に於ける吟味の結果は次の如くであつた。全五〇〇名の中、續く四―五年の間に二四五名即ち四九％が累犯に陷つた。而も

豫後「良好」の一九一名中累犯に陷つたものは　四九名＝二六％
豫後「疑問」の一六五名中累犯に陷つたものは　九二名＝五六％
豫後「不良」の一四四名中累犯に陷つたものは　一〇四名＝七二％

從つて豫後良のものは二六％、豫後不良のものは二八％の例が不當の判定であつた。犯罪生物學的方法で行はれた豫後判定のこの結果は極めて不滿足なものとされなければならない。讀者は又次のことに容易に氣附くであらふ。即ち醫師は受刑者の三分の一を「疑問」であると判斷した。從つて豫後「良」だとか、豫後「不良」だとかと判斷したものは多かれ少なかれ確實だと信じたものだけに限られてゐる筈である。それにも拘らず誤診はこの様に多いのである。更に此の數字を批評する場合に充分知つてゐなければならぬことは、釋放者の殆ど半分が累犯に陷つてゐることである。從つてその豫後を、假令籤引で決めたにしても、五〇％以上の誤診は生じないのである。この事實よりすれば二六％乃至二八％の誤診はその用ひられた方法を信賴するにはあまりに大きすぎるのである。近來犯罪生物學は新興科學の名の下に、その實踐的價値を盲信せられる傾向が刑事學界に多かつた様であるが、Schiedt の研究は Exner[11] が推賞した様に、生物學的方法に對して持たれ得る強い疑問を色々の點で確めた最初のものなのである。

11 Franz Exner: Über Rückfall-Prognosen. Mont. Krim-kol. u. Straf-ref. 1936. s. 402ff.

更に Schiedt の研究で最も興味があるのは前述の米國に於ける方法に做つて、之をバイエルンの犯罪生物學的蒐集所の同じ五〇〇名の調書に就て吟味した結果である。Schiedt は先づ將來の累犯に對し特に相關する徵候の選定を問題とした。勿論累犯に對する唯一にして而も決して間違のない徵候などあるものではない。けれども累犯者には比較的屢々現れ、他の場合には本來稀にしか現はれないといふ様な性質や事態關係があるものである。そこで著者はその資料たる個別例に就て、次の様な事態、即ちそれが存在するか又は缺けてゐるか〻或人間の犯罪を繰返すことに特に關係のある様な事態の諸方面を調査した。この準備的研究と結果は單に積極的な點のみならず、消極的な點でも重要である。何故ならば、それは累犯の場合に重要な事柄を明かにするのみでなく、累犯の豫言に際して考慮外に置いて差支へない事柄をも明にするからである。二三の例を示さう。

我々は嘗て重懲役に處せられたことのあるものは、輕懲役しか受けなかつたものよりも、豫後は一般に惡いと考へられ易い傾向があつた。Schiedt の研究はそれが正しくないことを示した。重懲役の前科あるもの〻中、五〇％は累犯に陷つた。輕懲役の前科あるもの〻中、累犯に陷つたものは六〇％であつた。だからそこに區別はない。最近の刑だけを問題にするならば次の結果になる。即ち、重懲役刑務所の釋放者は四〇％、輕懲役釋放者は五二％が累犯に陷つた。從つて重懲役受刑者に對し原則的に惡い豫後を立てることは、將來重懲役刑を今と異つたものに適用すべき法律が成立しない限り、間違であらふと言へるのである。

も一つの例を Kretschmer の類型に採つてゐる。即ち離情性人格は環情性人格より刑罰効果を受け難いのである[12]から、その類型は累犯に對し意味があると主張されてゐるのであるが、併し今確められた結果によると離情性人格の中五十％が、又環情性人格の中四七％が、累犯に陷つたのである。從つてそこには別に本質的な區別はなく、この類型の累犯性に對する徵候的な意味は少ないのであつて、豫後の場合の重點とはなり得ないと言へるのである。

三　本誌前號二〇頁（本稿）參照

之に反して例へば受刑者が最初に刑を受けた年齢を問題とすると、その累犯性に對する相關率は前述の場合と大いに異るのである。少年期に累犯性の始まつてゐるものは七〇%が累犯となり、三〇才以後に初めて刑を受けたものは一八%が累犯となる。從つて早期の犯罪性といふものは累犯危險性に對する明瞭なる徴候となるのである。

かういふ方法で Schiedt は恐らく問題になり得るであらふと思はれる多くの「要因」(Factor) を研究し、その要因が存在する場合と存在しない場合との累犯率を確めた。この兩百分比の相違が著しい場合にはその要因に豫後的價値を持たしめ得る。勿論この研究は犯罪生物學的調査表の中に含まれた要因のみに制限されなければならなかつたのは止むを得ない。此の方法で Schiedt は一五の要因が豫後的に價値があると決定した。卽ち次の如くである。

一、遺傳的負因 (Erbliche Belastung)

著者はこの中に血族中の精神病、神經病、自殺、並びに飲酒慾を含めてゐる。もし兩親の一方の系統だけにある場合「單一負因」と言ひ、もし兩親の兩方の系統にも確められたならば「複合負因」と言ふ。尊族の犯罪性はこゝでは除外せられ、特に第二の難點として注意せられる。

二　尊族に於ける遺傳的犯罪性

三、不良なる教育關係

之は兩親の家庭が因となつて子供に働きかけた惡影響を言ふ。

四、學校の不良效果

こゝでは個々の課目の進歩に就てはあまり問題にされない。寧ろ操行や勤勉に對する評價が問題にされるのである。特に瀕繁な學校の怠け休みは當人を不良學童の仲間に數へる理由とされる。

五、職業見習 (angefangenen Lehre) の未完成

六、勤勞の不規律

七、これは勤勞の嫌忌や又何等の見るべき理由もなく明瞭に自分の責任から長い間職業のない人間の場合、或は又その人間の本質的な落付きの缺乏から何度も轉職する様なものゝ場合に見られる。

八、十八才以前に於ける犯罪性の初發

九、前科四犯以上

特に急速な累犯性

これは刑期滿了と新しい判決との間の期間がたゞの五ヶ月乃至六ヶ月位しかない場合である。個々の場合ではこの限界は擴がることはある。殊に新しい犯罪が豫審に手間取る様な重罪犯を構成する様な場合さうである。

十、地方間の犯罪性 interlokale kriminalität

これは累犯の多いものがその犯罪表によつて、個々の判決を色々の區裁判所地域で受けてゐることがわかれば、この缺點あるものと考へる。

十一、病的人格 (Psychopathie) (刑務所醫の診斷による)

十二、飲酒慾

十三、刑務所内に於ける一般的態度の不良

十四、三十六才以前に刑務所から釋放されること

十五、釋放後の社會的及家庭的環境の不良

この一五の方面に就ての研究の結果を (四) Exner は一つの表に纏めてゐる。これは色々の點で參考になる所が多いのであるが、本論に於ては殘念乍ら割愛しなければならない。

四 Exner 前揭 „Über Rückfall-Prognostik". S. 405-407 を參照されたい。

この研究の結果によれば上述の如何なる「要因」でも、その要因の存在が一〇〇%の累犯性を持ち、その要因の存在しないことが〇%の累犯性を持つ様なものゝないのは言ふ迄もない。之等の要因の如何なるものも、只それ一つだけ

では、將來の累犯性に對する信ずべき徴標となるものはない。それ故に豫後は要因の組合せに基いて判定せられなければならない。Schiedt は次の考へ方によつた。即ちこゝに擧げられた一五の難點が累犯に對して意味を持つこと、從つて豫後的價値を持つといふことが正しいならば、個々の受刑者に於ける累犯の蓋然性は彼に就て明かにされたかゝる難點が多ければ多い程、益々昂まるものでなければならない。

かくして第一に五〇〇人全部に就て個人個人がどれだけの「難點」"Schlecht punkt" を持つてゐるかゞ研究せられた。それから難點を一つも持つてゐないものゝ中どれだけが累犯に陷つたか、難點一、或は二、或は三などを持つたものゝ中、どれだけが犯を累ねたかなどが研究せられた。その結果は第一表に示される。

第　一　表

集群	難點ノ數	集群中ノ人員	各群ニ屬スルモノ、中 累犯シタモノ	累犯シナイモノ
I	0	30	1＝ 3.3%	29＝96.7%
II	1-3	101	15＝14.8%	39＝85.2%
III	4-6	170	69＝40.6%	101＝59.4%
IV	7-9	118	81＝68.6%	37＝31.4%
V	10-11	50	47＝94.0%	3＝6.0%
VI	12-15	31	31＝100.0%	0＝0.0%

この結果は大體に於て米國の結果と一致するのであるが、實際注目するに足るものがある。第一の集群では累犯は單に三・三%に過ぎないが難點の數が多くなるに從ひ累犯の數は段々と高まり、第六の集群即ち一二―一五の難點を持つ集群に至れば累犯率は一〇〇%となる。犯罪學の樣に複雜な研究の領域で一〇〇%の蓋然性といふ樣なことは極めて稀有のことである。又第一集群の累犯率から第六集群の累犯率への連續性、規則性は隅然の働く餘地を示さないから、一一以上の難點を持つものは殆ど凡て累犯すると斷定してよいと強調してゐるのは或程度是認することが出來るのである。

Exner は Schiedt の結果を次の樣に利用する樣に推賞してゐる。即ち受刑者を一五の難點により調査し、彼等の持つ徴標の數とその聯關から累犯性に對する蓋然性を讀み取るのである。かくして恐らく四以下の難點を持つ人には「良」、九以上の難點を有つ人には「不良」の豫後を與へ、其他のものは「疑問」とするのである。そしてこの方法を實施した場合の例として「保安監置」に對して第一に問題になる所の第一表中の第五及第六の集群に就て次の樣に論じてゐる。即ちこの兩集群の八一名に於て「不良」といふ豫後が判定せられるであらふ。この中第一表の示す樣に七八例は正しく、三例だけ誤つてゐた。刑務所醫が犯罪生物學的方法によつて此の八一名をどう判定したかを見てみると興味がある。この八一名に對する醫師の豫後判定は四六名に對し「不良」、二六名に對し「疑問」、九名に對し「良」であつた。從つて醫師は全體の三分の一に決定的の豫後を拒否した。そして九名即ち一六%に對し誤つた豫後を立てた。Exner は第一にそんなに多くのものを「疑問」の儘に置くのは適當でないと非難し、それは裁判官が保安監置から釋放を決定する場合に "Entweder-oder" ではどうにもならないからだと言つてゐる。

勿論 Schiedt の「難點法」にも缺點はある。例へば Trunk(五)も非難してゐる樣に、こゝに擧げられた標徴は一部重り合つてゐるものもあれば、又「累犯性の速さ」の樣に前科の多い一部の受刑者だけにしか適用出來ないものもある。又之等の難點に同じ重みを與へることは極めて疑はしいのであるから、たゞ單に「難點」を累加するといふだけではあまりに形式的である。米國に於ては同樣の「豫後表」(六)を既に實用に供してゐるのであるが、我々が實際に應用する場合には尙一層の精練を加へなければならないのは言ふ迄もない。

四

前述の Schiedt の研究及び Exner の批判に刺戟せられ、犯罪生物學の名譽のために吟味研究を行ひ、絶筆の論文

五 Hans Trunk, 本誌前號九頁（本稿）註(一)の(4)、二三頁（本稿）Glueck の試みを參照

六 本誌前號一二頁（本稿）

（一）

として最近發表されたのは Hans Trunk である。卽ち彼はその論文の冒頭に次のやうに提題してゐる。Gehieldt が調査した犯罪生物學的豫後判定の『結果は單に犯罪原因を究明しようとするだけではなく、その理論に從つて一定の結論を實際に應用せられることを特に要求せられる科學的方法としてはあまりによくない様に思はれる。かゝる結論は單に保安監置の問題のみでなく、我々が望む様に近い將來には素質から來た犯罪者、敎化し得ない厄介な犯罪者の生殖防止の問題にも係はるのである。所が凡ての豫後診斷の四分の一が謬りであるならば、さういふ規準によることの出來ないのは明瞭である。併しそれが實際だとすれば、その方法が誤りであるか、少くともその取扱方が悪いかでなければならない。犯罪生物學にたづさはつてゐるものは、假令彼自身が研究者であつても、又犯罪生物學的の鑑定から結論を抽出さねばならぬ職業にあるものであつても、何とかそのことに就て說明するところがなければならない。殊に著者の様に七年前から犯罪生物學のために刑務所の仕事に從事してゐるものはどうしても何等かの辨明をしなければならない。それはたゞ自分自身の仕事、自分自身が判定した豫後に就て吟味することである』と。

Hans Trunk. „Soziale Prognose an Strafgefangenen". 本誌前號九頁（本稿）註二の(4) 博士はストラウビング刑務所の醫官として八年間その仕事にたづさはつたのであつたが、一九三七年一月一七日、三十八歲の年齡を以て或手術の結果急逝されたのである。氏は犯罪生物學界に於ける活潑なる鬪士であつた。而もこの論文を最後としても早や氏の犯罪生物學的、精神病學的、遺傳學的、民族衞生學的勞作に接し得ない淋しさの心に刺戟されて、この絶筆となつた論文を紹介し著者の靈に敬意を表したいと思ふのである。

Trunk は大體研究の原理を Gehieldt に從つて、それとの比較が出來る様にした。被驗者は彼の仕事を始めた一九二九年の終りから、釋放の最後の日と決めた一九三二年十二月三十一日迄の受刑者であつて從つて Gehieldt の場合と異り三年以上の刑のものは一人も居なかつた。被驗者は一九三〇年から一九三二年の間に釋放せられたのであるが、その大多數は四年乃至六年間は自由な身であつたのである。

釋放後の行狀に關しては次の文面で鄕里の役場に照會したのであるが、全部回答せられた。

「釋放者はまだ○○に住んでゐるか。彼は轉住したか。何時、何處へ、彼は死亡したか、何時、何處で、彼は公の前科記錄報告には釋放後もう罰せられてはゐない、——彼はその土地の觀察によつても亦社會的に信用せられ且適應してゐるか、それとも難點があるか、彼は刑罰處置を受けたか、未決拘禁か、警察拘留か、保護監禁か、何時、何處で、何故、どれだけの期間、そうでなくとも彼は不快な存在として目立つてゐるか、彼は他の仕方で移轉の自由を制限せられてゐるか、病弱のためか、長い重い病氣のためか、療養施設に收容せられてゐるか、或家庭に留まつてゐるのか、監視のためか、或は保護のためか、どの間の期間か、——調査は出來るだけ釋放者に對して寬大に作られたい。些細な差程重要でない事柄ではなく、大きな過ちだけを取擧げてもらひたい。」

豫後には原則として「改・可」（改善可能）「疑」（疑問）「改、不」（改善不能）としたけれども、實際は之だけでは研究結果の表現としては不充分で、Trunk は單に上記の簡單な表現を用ひるだけでなく、いつも追加語によつてその重さと色合を明かにしてゐる。例へば「改・可——外因的」、「改・不——內因的」「改・可」——外因的、內因的」「改・可」——持續的拘禁が適當」等と言はれるが類似の犯罪には危險である」「非常に疑」「改・不——內因的」「改・不」——外因的、內因的」「改・可」——持續的拘禁が適當」等と言はれる。更に魯鈍、飮酒家、放逸性などの追加語もある。吟味の場合は Trunk はこの解釋を避け、從つて、假令「改、可——併し類似の犯罪には危險である」と言はれる例でも「改・可」の中に分類せられ「疑」とはしなかつた。尙豫後の判定は入所時に決定せられるのであるが、何かの謬りがある場合にはその判定は變更せられて釋放時の豫後判定が適用せられる。この兩豫後判定の間の相違は Trunk 自身の場合には稀であつたと言つてゐる。

犯罪生物學的豫後判定の結果が悪かつたために、Gehieldt がより善い方法として採つた難點法を Trunk も吟味の

ために自身の被驗者にも適用したのであるが、その前に次の様に批評を試みてゐる。成程 Schiedt による判定の誤謬の%（一二・二%——三・七%）は犯罪生物學的豫後判定の謬り（二六——二八%）に比すれば遙かによい數字である。併し決定的豫後判定を立てたのは二一二に過ぎないのに對しバイエルンの豫後判定では三三五例が決定的に豫後を判定せられてゐる。即ちバイエルンの三三%に對し難點法では五七%に決定的の豫後がなく、從つて疑問に止められてゐる。勿論單に決定的の豫後判定を多くするために多くの誤りを買はなければならないよりは、決定的の豫後を一層正確にするために一定量の「疑問」の豫後を立てることは確かに正しいことではある。けれども決定的の豫後判定を控へ目にすることには自ら一定の限度がある、として Trunk は自己の豫後判定と同時に Schiedt の難點法の標準に從つて吟味研究を行ひ、兩者の比較をしたのである。

併し難點を規定する場合に Trunk は努めて Schiedt の方法に據つたと言つてゐるけれども、又個々の個別例に就て一定の難點を歸屬せしめるかどうかの問題に當面すると、必ず種々の疑に逢着して、結局個々の觀察者は自己の經驗や直觀により、或は又自分で豫め定めた標準によつて各々異つた判斷をするものであると言つて、難點の或ものに就ての Schiedt との意見の相違を擧げてゐる。第一の難點、遺傳的負因に就ては Schiedt はたゞ尊族だけに限つて論じて居る。卽ち父系或は母系に於ける負因、或は兩系統重複した場合に就て論じてゐる。併し Trunk は單に父母及その祖先及傍系に現はれる場合のみならず、兄弟姉妹、從兄弟、從姉妹及子孫に觀察せられる場合をも遺傳的負因と考へてゐる。第二の難點、犯罪性に於ては Trunk も Schiedt も同樣尊族の場合だけに限つた。それは確かにさういふ狀態から生ずる環境の影響があるからだと言つてゐる。難點五、職業見習期間の未完では全然見習奉公をしない場合、或は農業勞働者を考へずに置くことに Trunk は疑問を持つが、併し Schiedt の通りにしたと言ふ。實際見習奉公を全然しなかつたものゝ全部に難點を數へなければならないかどうか、又農業使用人の樣なものも小學校卒

業後四—五年の年期を守らなかつたならば矢張り、難點を與へなければならないかどうか、確かに問題であらふ。地方的犯罪性、卽難點一〇でも、二つの區裁判所範圍の境目に住んでゐる人のことを考へると區裁判所範圍の限界はあまりに狹く思はれるけれど Schiedt と同樣に取扱つた。只大都會から田舍へ、或はその反對の樣に他の行政區管へ犯罪行爲を移動させる樣な場合には、どうしても他の概念を設定する方が適當だと言つてゐる。又 Schiedt が一人の被驗者に同時に歸屬せしめねばならない例の少くなかつた所の難點十一及十二の並存してゐることにも Trunk は異論を持つてゐる。何故ならば Schiedt はその資料の中二一五名の病的人格と二〇三名の飮酒家を數へてゐる。併し實際は飮酒慾は病的人格の特殊例に過ぎないのである。それ故に Trunk は普通病的人格者が飮酒する場合は顯著なる方に從つて十一、或は十二のいづれか一つの難點に歸屬せしめた。たゞ著しい躁病者の一例だけを病的人格と同時に飮酒者にも屬せしめに過ぎない。

Trunk が吟味研究をした一〇〇例の中三八名が「改・可」、一七名が「疑」、四五名が「改・不」と見られた。不定の豫後判定が Schiedt の場合は三三%、Exner の提案により四—九の難點を持つものを「疑」とした場合は五七%であつたに對し、Trunk の場合は一七%に過ぎなかつた。勿論 Trunk は不定の豫後判定の數の少ないことを彼の功績とは考へないし、又彼の豫後判定が平均して全體の豫後判定より善いと主張しようとは思はないと斷つて Schiedt と Trunk の資料間の相違を第二表によつて示してゐる。

第　二　表　　罪質ニヨル資料選擇

	資料	財産	暴力	道德	宣誓	業務上	全犯罪
Schiedt	%ニヨル分布	49.6	18.8	20.8	6.4	2.8	98.4
	累犯頻數%	60.1	48.9	37.5	21.9	14.3	49
Trunk	%=絕對數ニヨル分布	23	8 (1)	25	39	5	100
	累犯頻數%	73.9(17) (2)	25(2)	48(12)	38.4 (15)	0 (0)	46(46)

(1) コノ中3ハ放火

(2) 括弧內ハ累犯者ノ絕對數

財産罪と暴力罪は本質的に少く、宣誓違反は遙かに多い。而して Schiedt のそれよりずつと悪いことは累犯頻數を比較するとわかる。左方の財産罪から右方の業務上の犯罪に至るまで次第に減少する累犯頻數は Schiedt の場合にも見られ、之が亦一般にも妥當するのであるが Trunk の場合にはそれが見られなかつた。

財産罪、道德罪及宣誓違反は Trunk の場合では Schiedt の場合より不幸な例だつたのである。前科の頻數に關しては兩者の選擇には本質的な相違はなかつた。前科のないものは Schiedt では二三、八%であるに對し Trunk に於ては二二%であつた。この點で Trunk は彼の資料が決して評價の容易なものとは言ひ得ないと言つてゐる。

Trunk は彼の豫後判定の成績を次の様に說明してゐる。「改善可能」この豫後判定によつて三九名の受刑者が釋放せられた。彼等の中三一名は未だに問題を起さなかつた。八名は或問題を起し、或は罰せられた。

(二)
二〇八名の問題を起した個別例の中三名、卽ち第六例、第七例、第八例は豫後判定の誤りと認める。第六例では執行猶豫は取消されなかつたけれども、重い刑を科せられ服役しなければならなかつた。加へるに彼に對する入所時の豫後判定は無條件の「改・可」と立てられた。第七例に於ても同樣である。第八例では出所時の豫後判定で「素質はよいが輕佻となつた。そしてまだ放逸な所がある。併し晩熟の徵候が見えるから「改・可」」とあるが、三三歲の人間に於ける晩熟の希望は間違ひであつた。

二 Trunk は各個別例に就て一々簡單な記述をなしてゐるのでまだ明瞭な說明は出來ない。

第五例は今一寸した詐欺のために搜索せられてゐるけれども豫後判定の誤りとは考へない。第一例、第三例、及第四例第一例から第四例までは實際に刑を受けてはゐるが、二人共服役はしなかつた。勿論はたゞ罰金刑を課せられたに過ぎない。第二例は自由刑を課せられたのではあるが、

Trunk は此等の個別例に就て異つた意見を持ち得ることは認めてゐる。けれども彼は之等の例が裁判の實際に於ても、彼等の過誤を公には「重大」とは見做してゐないし、罰金刑のみを課して自由刑を免じてゐるからといふ理由で「改・可」に數へ得ると主張してゐる。更に Trunk は三名の比較的問題の大きなもの、卽ち第一例、第二例、及第四例には「改・可」の豫後に條件を付してゐるといふ。

(三)
三 第一例 出所時「改・可」入所時「改・可」再出所時「改・可」
第二例 出所時「改・可」入所時、必要な見透しをつけ得ないが要するに「改・可」。
第四例 出所時「改・可」魯鈍、入所時「改・可」。

要之、Trunk が「改善可能」と豫後判定した三九名の中、吟味出來たものは三八名であつた。その中三五名は是認せられ、三名は誤りであつた。三五名の是認せられた豫後判定の中、三一名は全然問題はなかつた。そしてこの中二七名は無條件に「改・可」と判定せられ、四例に條件がつけられた。「改・可」と判定せられて而も問題を起した四例の中三例は「改・可」の豫後判定に條件がつけられたのである。

難點法による豫後判定の結果と Trunk 自身の豫後判定の結果とを對照させてみるならば、三五名の是認せられた「改・可」の豫後判定中、三三名は難點法によつても是認せられ、二例は誤りとなる。何となればこれ等は四及五の難點を持つ故「疑」と判定せられるからである。而して Trunk の間違つた第六、第七、第八の三例は各々二、二及九の難點を持つ。從つて難點法によれば二例は「改・可」と判定せられ、一例は「疑」と判定せられる筈であるから此處でも誤りとなるであらふ。それ故に難點法によれば五の誤診に對し、Trunk 自身の豫後判定の中誤診は三であると。從つてどちらの方法も、より優れてゐると見做すことが出來ないと Trunk は言つてゐる。

次に「疑問」といふ Trunk の豫後判定を以て一七名の受刑者が釋放せられたのであるが、彼等の中でどれだけが實際に今迄問題を起さなかつたか、從つて「改・可」と認められねばならないものであつたか。それからどれだけが刑に處せられ、從つて「改・不」と判定せられなければならないものであつたかを吟味しよう。同時に又、之等の個別例が難點法によつて、どんな豫後判定が與へられるであらふか。或は「改・可」として、或は「改・不」として、或は又「疑」として豫後判定される所を確めよう。Trunk は之を次の集群に分けて考察してゐる。

イ、Trunk の判定によつて豫後「疑」であり、難點法によつても「疑」であり、實際には問題を起さなかつたもの、從つて「改・可」のもの　三例

ロ、Trunk の豫後によれば「疑」、難點法でも「疑」、事實上では再犯、從つて「改・不」のもの　五例

ハ、Trunk によれば「疑」、難點法によれば「改・可」、而して事實上「改・可」のもの、　六例

ニ、Trunk によれば「疑」、難點法によれば「改・不」、而して事實上も「改・不」のもの、　一例

ホ、Trunk によれば「疑」、難點法によれば「改・可」、事實上は「改・不」のもの、　一例

ヘ、Trunk によれば「疑」、難點法では「改・不」、事實上「改・可」のもの、　一例

右の分類で明な樣に、兩方法共に同一の個別例（イ及ロ集群）で八つの決定的でない豫後判定、謂はゞ「不發」"Versager" を見出すのである。六例（ハ集群）では Trunk の疑に對し、難點法は「改・可」と判定 して正當であつた。併し Trunk はこの中の三例（第九例、第十一例、第十四例）に對して豫後の判定に追加語(四)を附して、將來刑罰から自由になる可能性のあることを示してゐると斷つてゐる。

四　第九例　入所時判定「改・可」、行刑中最も重い拘禁反應、出所時判定「疑」
第十一例入所時判定同一犯罪に對し「疑」、結婚の樣な外因的な手段で以て見込なくはない。放逸で飮酒癖、出所時判定非常に疑問
第十四例　入所時判定非常に「疑」、出所時の豫後　年齡に拘らず同じ事件が又考へられる。

一例（二集群）では又、難點法が「改・不」と判定して正しかつた。二例（ホ及ヘ集群）では難點法の豫後判定は全然、的をはずした。けれども Trunk は第十七例の場合、豫後判定の追加語によると——入所時判定、疑問であるが年齡の影響で落付が出來たから恐らくもう犯罪者にならないであらう。出所時判定、矢張り疑問——全然見込がないとは見てゐないと言つてゐる。結局この結果では此等の方法のどちらにも明瞭な優越性を確めることは出來ないといふ。

「改善不能」この豫後判定を以て四六名が釋放せられた。この中一例は外的理由で除外された。殘りの四五名の「改・不」の判定中三六名は是認せられた。九名の豫後の誤りの中、第十六例に於ては恐らく善への決定的轉向を見るであらう。彼自身では善良な、勞働者なのであるけれども、失業のために外面的に外因的に社會的支持をなくしてしまつたのである。第十五例に就ては Trunk は大きな疑問を持つてゐる。彼の豫後判定は入所時と出所時とで非常に異つてゐるのである。——「入所時の豫後判定「改・可」外因性のもの、出所時の豫後判定「改・不」、非常に放逸で粗暴而も內因性のもの」、——第十一例は主として行爲の特異性、卽ち血族相姦に在るので未だそれを繰返さないからである。血族相姦者はその娘を家から遠ざけられたからといつて、直ちに他の子供の凌辱者にはならない。第十二、十三、十四、十七、十八及十九例はまだその結果はわかつたものでない。第十二例では若い時とそれから又年老つてから道德犯に陷る危險のあるものである。第十三例は既に一度刑を受けない長い期間があつた。第十四例も同樣である上に既に老年の影響を受けてゐる。第十七例は思慮深く或は見透しが付く樣になつた。だから、一〇の難點を持つに

拘らず Trunk 自身入所時豫後では「改・不」（放逸、輕卒であるが決して夢中にはならない）としたのだと言ふ。第十八例は不思議であるが、併し彼には難點の七がない所に注意を求めてゐる。第十九例は行狀が善かつたのであるか、或は一九二六——二九年の間强姦罪がわらなかつた様に、又彼の足跡が明かになる迄續くのではなからうかと疑つてゐる。以上の様に Trunk は自分の判定の誤りに色々と註釋をつけてゐるのであるが、併し彼は決してかゝる註釋で飾らふとするのではなく、どうしてもこれが必要であり、さうして初めて個別的に正しい光が投げ掛けられるのだと辨明してゐる。

こゝで難點法によつて可能な豫後と Trunk の豫後とを比較すると Trunk の方に非常に有利な結果が生じたと主張する。是認せられた三六名の「改・不」の個別例の中丁度一〇の難點を持つたものは八名だけであつた。難點の一〇以上のものは、我々の個別例の中には皆無であつた。こゝに短期の重懲役刑のものを選んだ資料の相違が示されてゐるのである。更に二六名は四—九の難點を有つ「疑」であり、二名は一及二の難點を持ち、從つて「改・可」であつた。Trunk の誤診した九名の「改・不」の例の中、難點法は一名（第十七例、難點一〇）だけを「改・不」と見、五名が「疑」三名が「改・不」（第十一、第十二、第十九例）であつた。從つて難點法は、こゝでは三四名の誤診と一一名の適中であつたが、之に對し Trunk のは九が誤りであり、三六が適中であつた。

そこで Trunk は各の研究を結論してゐる。一〇〇例の中八三名は決定的の豫後が判定せられ、その中一二＝一四%が誤であることが明にせられた。これに一七名の不定、從つて「疑問」の豫後があり、此等の例はこの方法では決定的の豫後を得ることが出來ないから、從つて「不發」として一二の誤診に加算されなければならない。從つて謂はゞ「不發」は總計二九%となる。難點法によれば Trunk の一〇〇に對し、五八名だけに決定的の豫後が與へられ、その中七＝一二%が誤りであつた。之に四二の不定、從つて「疑問」の豫後を加へて總計不發は四九%となる。

第　三　表

個々の豫後に於ける難點の數の豫後の適中に關する概觀

集群	豫後 判定	豫後 事實	…被驗者ニ…難點ガ現ハレタルモノ 難點ノ數 0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11—15	難點ノ平均	個別例ノ總數
I	改·可		7	15	8	3	1	1							1.4	35
II	改·可	改·不			2							1			4.3	3
III	改·不			1	1		1	3	7	3	8	4	8		7.3	36
IV	改·不	改·可			2	1		2	1	1	1		1		5.3	9
V	疑	改·可		1	4	1	3						1		3.4	10
XI	疑	改·可				1		3	2				1		5.6	7

Trunkノ豫後		難點ニヨル豫後
83(=100%)	決定的	58(=100%)
71(=85.6%)	ソノ中正當	51(=88%)
12(=14.4%)	ソノ中誤謬	7(=12%)
17	不定	42

七一五九後と局の味五二資のるた他

又 Trunk は Schiedt が五〇〇名の犯罪生物學的豫後に就てなした吟味の結果と比較してみる。そこでは八九の誤謬＋一六五の豫後不定、從つて「不發」は總計二五四＝五〇・八%となる。難點法によれば五〇〇例の中一九の誤謬と同時に二八八の豫後不定、從つて總計三〇七＝六一・四%の「不發」を忍ばなければならない。

從つて Trunk の結果は一方のあまり多すぎる誤謬と他方のあまり多過る豫後不定即不發との中間に位する。

そこで Trunk は難點法の劣位を明瞭であると表明した。卽ち此の方法では「改・可」と「改・不」とを分けるのはたゞ難點の六つの擴りだけであり、而もこの擴りの中へ犯罪者の過半數が含まれるのである。Trunk の資料では一〇〇人の犯罪者の中、四と九の難點の間に四二名があり、四七名は〇—三の難點、一一名は一〇（—一五）の難點を有つてゐる。他方難點法は Schiedt の吟味した資料では六一・四の「不發」があつたのに Trunk の資料ではたゞ四九%であつた。このよりよい結果は結局吟味の方法が Schiedt より精緻であつたからであると論難したのである。

矯正図書館

木工訓練の考察（一）

近藤貞次

目次

はしがき
一、木工訓練夫の輪廓
二、木工訓練の經過（以上本號）
三、訓練の經過と訓練夫の適性との關係
四、訓練の經過と訓練夫の性格との關係
五、訓練制度の敎化的價値
六、訓練制度と刑務作業の經營
けつろん

はしがき

職業を離れた社會生活は原則として先づ考へられないと言つてよい。だから、受刑者の社會への復歸を究極の目的として居る行刑に於ても、作業が重要視されて來て居るわけである。

數年前、私が未だ大學を出て間もなく、川越少年刑務所へ行つた時、少年の木工訓練が行はれて居た。短期間に眼に見えて伸びてゆく少年のうで、少年の意氣込み、これを見た私は此の訓練經過の詳しい研究をして見度いと思つて居た。所が、未だ其の仕事に手をつけることが出來ないで居る間に、此の木工訓練の創始者である岸野作業技師が轉任されてしまつた。然るに、其後、再び岸野作業技師と小菅刑務所に於て顏を合はせることになり、こゝに同氏の御協力を得て昭和十一年十二月から行はれて居る木工訓練について、其の訓練經過を研究することにした。

其の訓練が始まつて四箇月を經過した時、既に、練習曲線の基本標式に合致する樣な訓練經過についての曲線を得ることが出來た。そこで私は其際其結果を取敢へずまとめて、行刑局の方へ提出して置いた。それから其の後も、觀察を續けて居たのであつたが、こんど丁度七箇月になるので、再びまとめて見た所、既に立派な曲線が出て居るので、これを一先づ發表し、大方の御批判を仰ぐことにした。

此の報告は、主として、訓練經過と適性並びに性格との關係、訓練制度の敎化的價値、訓練制度と刑務作業の經營との關係、の三點を中心にまとめて見度いと思つて居る。

一　木工訓練夫の輪廓

話の順序として、始めに先づ、訓練夫の輪廓を明かにして置き度いと思ふ。訓練夫は小菅刑務所に於て選ばれた者、他の刑務所から來た者、合はせて二十五名である。

彼等の年齡を調べて見ると、第一表で分る通り、二十一歳から二十九歳迄の者が最も多くて、合計二十一名、それから、三十一歳から三十五歳迄の者が四名居る。

第一表　年齡

年齡	人員
21	2
22	1
23	2
24	2
25	3
26	3
27	2
28	4
29	2
31	1
32	1
34	1
35	1
計	25
平均年齡	26.7

次に、第二表によつて、犯數を調べて見るに、初犯者が最も多くて十一名、二犯者が三名、三犯者が五名、四犯者が三名になつて居る。五犯以上の者は少く、五犯者六犯者、九犯者各一名になつて居る。

第二表　犯數

犯數	人員
1	11
2	3
3	5
4	3
5	1
6	1
9	1
計	25

又、刑期から見ると、第三表の示して居る如く、四年から七年迄の者が最も多く、四年の者三名、五年の者八名、六年の者七名、七年の者三名、になつて居る。餘り刑期の短い者や長い者は少く、三年六月の者が一名、八年、十三年、無期刑の者が夫々一名になつて居る。

第三表　刑期

刑期	人員
3年6月	1
4年	3
5年	8
6年	7
7年	3
8年	1
13年	1
無期	1
計	25

更に刑名を調べて見ると、第四表の様になつて居り、刑名中に竊盜を含む者が十三名、强盜を含む者が十一名存在する。殺人が四名、傷害致死が一名である。

最後に、訓練夫の適性と性格を考査して分類して見ると第五表の様になる。

先づ、第五表の適性分類の方から見て見る。適性の類型から見て、指物工(木工)のみに屬する者は七名である。それから、指物工と洋裁（表では、「指」「洋」と云ふ風に、最初の文字のみ書いて他は省いてある)、指物工と印刷工、洋裁工、機織工を兼ねて居ると云ふ様に、二つ以上の適性型を兼ね具へて居る者が九名ある。で、兎に角、指物工を適性として有して居る者が全部で十六名あることになる。勿論、同じ指物工型の中でも、技能度は同一でない。第五表によると、技能者（優秀なるもの）が一名、普通者が十一名、半技能者（餘り優秀ならざるもの）が四名と云ふことになつて居る。

第四表　刑名

刑名	人員
竊盜	6
詐欺 使行造僞書文私竊盜	1
强盜	1
人傷盜强	2
盜傷强盜	1
盜强竊盜	1
盜强竊盜	1
領欺竊人	3
竊人同未	1
屬害殺致	1
盜傷	3
盜强姦致	2
盜强僞造	1
盜貨通	1
計	25

十六名以外の九名の者は、其の適性型から言ふと、指物工に屬せず、洋裁工とか靴工とか、大工などに適する

第五表　訓練夫の性格及適性

事例番號	適性分類 適性型	適性分類 技能度	性格分類
13	指物工	技能	衝動性二型
2	〃	普通	動搖性
17	〃	〃	輕浮性
5	〃	〃	興奮性一型
9	指・洋	〃	衝動性一型
10	指・洋・印	〃	固執性
8	指・印・洋・機	〃	衝動性一型
18	〃	〃	〃性
12	〃	〃	發揚性
1	〃	〃	〃性
7	〃	〃	粘着性
16	〃	〃	顯示性型
24	指物工	半技能	衝動性二型
15	〃	〃	輕浮性
19	〃	〃	〃性
3	指・裁	〃	不定志性型
21	洋裁	技能通	揚發性
4	〃	普通	衝動性一型
11	靴工	〃	〃性
6	大工	〃	發揚性
22	〃	〃	不定志性型
23	洋・靴	〃	發揚性
20	大・印・靴	〃	〃性
25	洋・印・機	〃	〃性
14	〃	〃	衝動性一型

者である。さうして、此の九名の者は、洋裁工、靴工、大工などに於ける技能度は、技能者乃至は普通者である。併し、これは、飽迄、洋裁工、靴工、大工としての技能度で、指物工に對しては、半技能、或はせいぜい、普通技能に近い所に到達し得るに過ぎない。尤も、これらの者も、指物工として全然使ひ者にならないと云ふのではない。洋裁工、靴工、大工などに向けたなら、更によい結果が得られるであらうと云ふに過ぎない。

更に一言注意し度いことは、此の度の訓練夫の適性分類に於て、幸ひに一人の低能者も無かつたことである。私共は、絶えず、受刑者の性能は、古い常識によつて考へられて居る程劣つて居るものでないことを主張して來て居るものであるが、こゝでも、矢張り、此の主張が裏切られなかつたことを喜び度いと思ふのである。受刑者の性能は低いものであると頭から悲觀して仕舞ふ前に、實際、彼等の性能をよく檢査して見度いものである。

それから訓練夫の性格を見ると、衝動性第一型と發揚性が最も多くて夫々六名と七名になつて居る。衝動性第二型が二名、意志不定性の者が二名居る。輕浮性の者は三名になつて居る。又、動搖性、粘着性、顯示性、固執性、興奮性第一型は各一名宛である。適性のみでなく、此の性格も、訓練經過に關係あることは後で詳しく述べる筈である。

二　木工訓練の經過

1　訓練方法

木工訓練の進め方は、出來るだけ短い期間に一人前の指物工を仕上げることが出來る様に工夫されて居る。卽ち、あらゆる無駄を省き、一人前の指物工になる爲に必須な知識と技術のみを、體系的に秩序づけて教へる様にしてある。で、始めに、鋸の持ち方を教へることから始まつて、鋸の縱挽、横挽、鉋削、穴掘、組手、と基本訓練を施し、それから、鑿取、炭取、組板、洋服掛、釜敷、洗濯板、楢材、チーク材の巻煙草入、額縁三種、花臺三種、冠蓋（硯箱）二種、火鉢、本箱、と進んで四箇月の訓練を終り、更に、食卓、座机、膳手戸棚、工具箱、茶棚、傘立兼下駄箱、蠅帳、兒童用机、兒童用椅子、書棚と訓練は進み、七箇月頃には手元棚を作る所迄行くのである。實に目ざましい進捗振りである。

私はこゝに、昔ながらの徒弟制度に於て、一人前に仕上げるのに十數年を要し、從來の學校教育に於て、一通りの技術を覺えるのに數年を要して居ることを思出さざるを得ない。人によつては、技術訓練には、一般社會に於ても數年乃至十數年を要するのであるから、況して、刑務所に於ては更に多くの時日を必要とする。短い期間に一通りの技能を教へ込むと云ふ様なことは、刑務所では到底不可能であると見る人もある様である。斯う云ふ理論の多くは、受刑者に低能が多いと頭から決めて仕舞ふ考へ方と等しく、昔の徒弟制度や徴來の冗長なる學校教育のみを知つて、現在の社會に於ける授産活動、職業訓練、熟練工養成などに餘り興味を有しない向きの人々の考へ方なのではあるまいか。或は私の此の言葉は過言であるかも知れないが、少くとも、今報告しつゝある木工訓練に於て、訓練夫の技能が短期間に上達して居ることから考へて、從來の考へ方に一應の反省を加へることも强ち無駄ではあるまいと思はれるのである。從來の徒弟制度や學校教育に對する一般社會の批判は決してうなづけないことではないのである。

2　各訓練夫の訓練成績

各訓練夫の訓練成績を見るために、鋸の縱挽、横挽、以下、一つの訓練が濟むたびに、一回々々の點數を與へることにしてある。採點はすべて岸野技師の手によつて行はれた。採點の回數は全部で三十四回である。各訓練夫の三十四回の得點をまとめて見ると第六表の様になる。

此の第六表によつて、各訓練夫の訓練成績の進行狀態を見ると、事例一三、九、一〇、の様に、成績が漸次向上して居る者もある。又、逆に、事例一、三、四の様に成績が次第に下降して居る者もある。更に、向上するかと思ふと後退し、同じ様な成績の所を往復して居る者もある。最後に、興味ある經過を示して居るのは、一時非常な勢で上昇し、暫く其の好成績を續けて居る間に、再び下降し、恰も昇り降りのある山の峠の様な經過を示して居るものである。事例八、一五、二二、二四などが其の例である。

これらの訓練成績の進行狀態は、第六表では見にくいから、これを曲線に直して見ることにする。以下、各曲線に名稱を付すけれども、それは、長期にわたる練習効果を示す練習曲線に對して、松本亦太郎博士の與へられた名稱によるものである。このことによつて、又、次に揭げる様な曲線は、練習曲線の基本標式に合するもので、決して出鱈目な偶然的のものでないことが知られる

第六表

事例番号 / 採点品目	1（縦挽）	2（横挽）	3（鉋削）	4（穴掘）	5（組手）	6（鏖取）	7（炭取）	8（俎板）	9（洋服掛）	10（釜敷）	11（洗濯板）	12（巻煙草入）（椅）	13（同）（チーク）
1	90	85	75	85	70	75	75	70	85	80	65	60	70
2	80	80	80	80	65	70	75	65	70	70	65	65	85
3	80	60	65	65	60	75	65	50	70	85	70	55	75
4	70	60	55	70	45	55	55	45	75	65	55	45	45
5	70	65	60	55	45	60	75	55	80	70	70	65	50
6	70	70	70	70	50	70	65	60	45	65	75	50	70
7	65	70	65	60	50	60	70	75	60	65	70	65	80
8	60	60	55	70	75	80	75	75	85	85	80	65	85
9	60	60	55	70	80	80	80	80	80	80	75	65	85
10	50	50	60	60	70	60	65	65	75	75	50	60	70
11	60	60	60	70	60	50	55	50	55	45	45	55	45
12	60	55	50	60	50	65	60	65	70	65	55	60	80
13	60	50	60	55	45	60	70	65	75	70	65	60	85
14	65	60	60	60	50	60	70	65	80	75	70	60	85
15	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
16	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
17	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
18	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
19	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
20	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
21	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
22	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
23	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
24	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85
25	70	70	70	70	60	70	70	70	80	80	70	70	85

（註、負—負傷）

事例番号 / 採点品目	14（額縁一號）	15（同二號）	16（同三號）	17（花臺一號）	18（同二號）	19（同三號）	20（硯箱一號）	21（同二號）	22（火鉢）	23（本箱）	24（食卓）	25（座机）	26（勝手戸棚）	27（工具箱）	28（茶棚）	29（傘立傘下駄箱）	30（蠭帳）
1	65	70	55	70	70	55	80	80	65	75	70	35	65	45	70	65	55
2	80	75	55	70	65	50	80	55	70	80	80	80	80	55	75	75	60
3	65	65	70	50	70	65	60	50	45	50	65	40	60	65	65	55	70
4	60	55	60	60	55	50	55	80	40	45	35	30	45	55	45	40	40
5	75	75	55	60	70	65	80	85	房	房	35	35	45	35	65	65	55
6	55	55	60	50	65	50	55	70	60	60	55	55	55	45	60	55	60
7	75	75	60	80	70	75	70	75	75	75	55	65	60	70	75	65	55
8	75	80	80	75	70	75	75	65	70	70	60	65	60	70	75	75	75
9	75	80	80	75	75	80	85	75	80	80	80	85	85	55	80	75	75
10	55	50	60	60	65	55	45	70	60	70	55	60	65	70	75	75	65
11	55	70	60	80	70	70	75	70	60	70	55	60	70	65	85	80	70
12	70	70	85	85	80	75	80	70	75	85	80	85	90	75	85	85	75
13	70	70	85	85	85	80	85	75	85	85	85	85	85	80	85	85	80
14	60	70	65	60	60	55	60	70	60	60	60	60	60	60	70	70	65
15	65	65	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
16	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
17	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
18	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
19	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
20	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
21	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
22	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
23	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
24	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70
25	65	70	70	70	70	70	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70

（註、病—病氣、房—分房）

のである。

第一に揭げる曲線は律動型と呼ばれるものである。次の事例一〇、一三がそれである。他に、律動型の曲線を示して居る者が、事例九、一二、二一、二三と四つある。

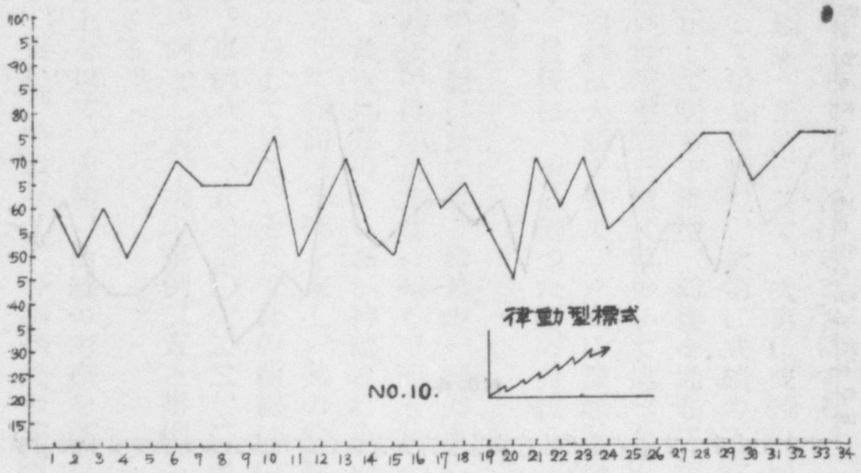
律動型の標式は、揭載の曲線によつても知られる様に、各回の得點を見ると昇り降りはあるけれども、曲線の大體の傾向が上方へ向つて居る場合である。

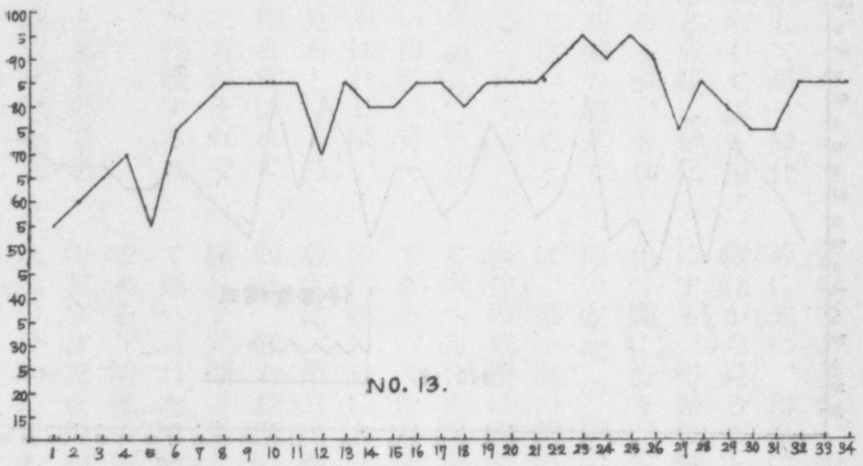
事例一三の曲線などは、律動型の例として揭げて置いたが、寧ろ、上昇型に近い曲線である。上昇型と云ふのは、下降する所が殆んど無く、上昇の一路を辿る場合である。

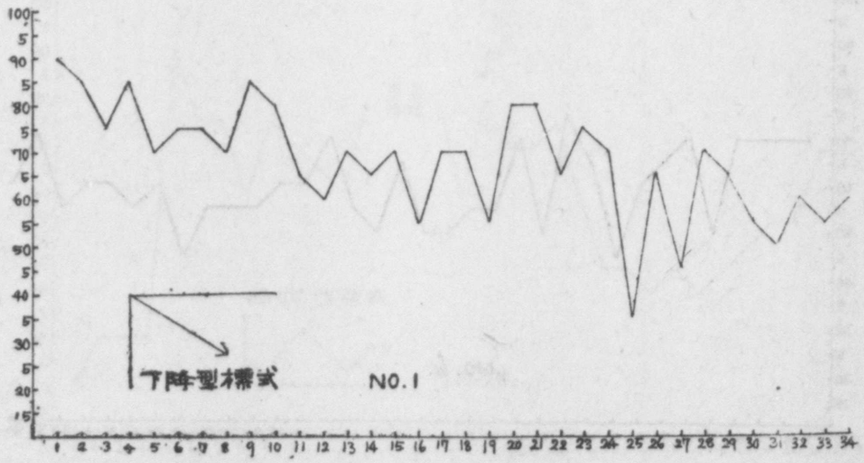
次に、今と逆の形の曲線を見ることにする。それは下降型と呼ばれる曲線である。長い間には多少の上昇を示すこともあるが、曲線の大體の傾向が下方へ向つて居る曲線である。事例一、二、三、四の曲線がそれである。例として、事例一と事例四の曲線を次に揭げることにする。

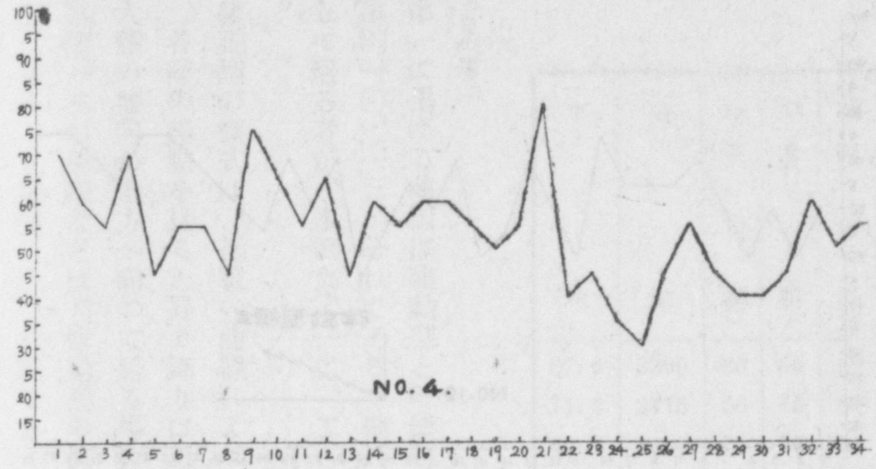
第三の形は、停滯型と言はれる曲線である。上昇するかと思ふと下降し、下降するかと思ふと上昇し、同じ様な點數の所を往復して、成績が停滯した進行狀態を示して居る場合である。事例六、七、一一、一四、一六、一

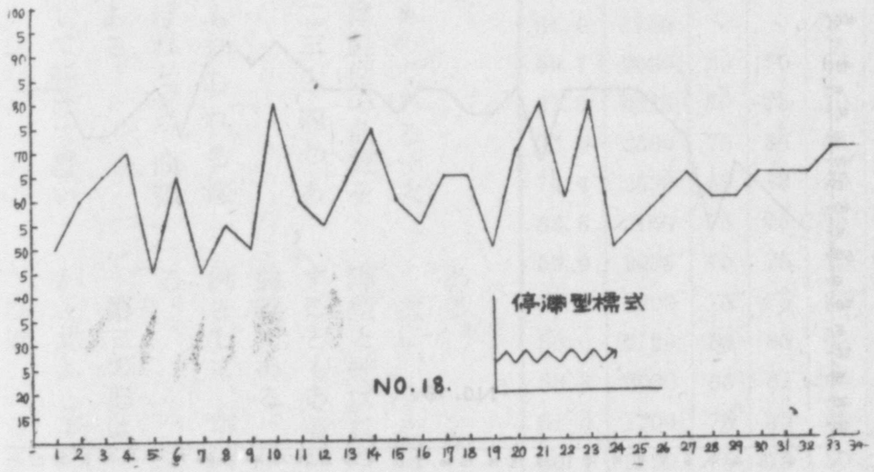
平均	總點	34（手元棚）	33（書棚）	32（同椅子）	31（兒童用机）
67.6	2300	60	55	60	50
71.3	2415	60	75	80	65
63.5	2160	75	70	65	66
53.5	1820	55	50	60	45
61.6	1785	〃	〃	〃	50
59.7	2030	60	70	55	60
67.9	2315	70	75	70	60
73.5	2500	75	85	85	75
74.4	2530	80	85	80	70
63.5	2160	75	75	75	70
59.9	2035	75	75	75	65
70.6	2400	75	75	80	75
80.0	2725	85	85	85	45
58.8	2000	65	65	65	45
51.5	1700	75	55	60	60
66.4	2190	75	75	80	50
55.1	1875	70	65	65	65
62.1	2110	70	70	65	65
52.9	1800	65	65	65	50
55.4	1885	55	70	55	55
52.5	1785	65	65	60	45
51.2	1740	55	55	70	〃
49.1	1670	55	60	65	50
61.7	1975	70	70	75	60
58.8	1880	65	70	70	55
62.1	2070				

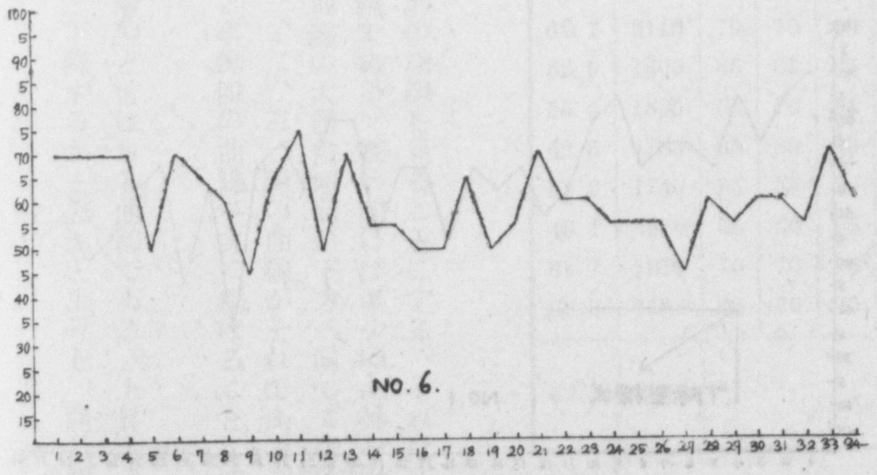










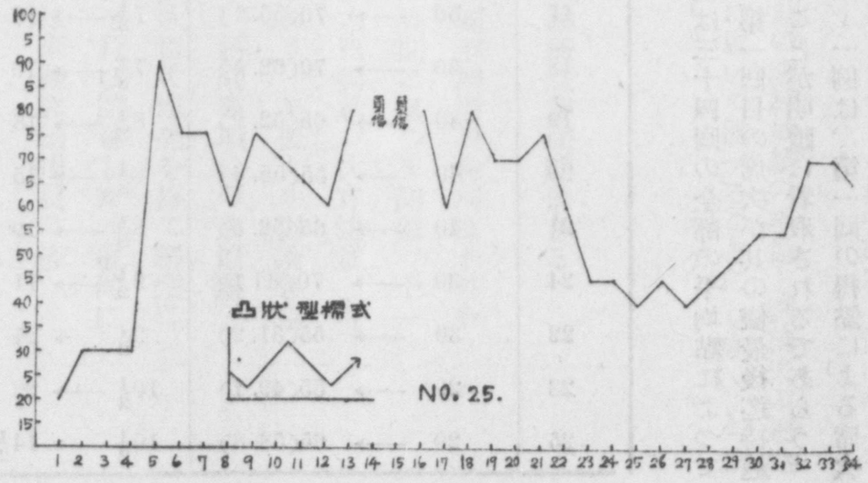


七、一八、一九がそれである。卽ち、此の停滯型に屬する者が最も多い。この八つの事例のうち、事例一八と六とを例として左に揭げることにする。

今迄述べた所に於て、次第に成績の向上して居る場合を示して居る律動型、次第に成績の下降を來して居る場合を示して居る下降型、前後を通じて殆んど成績に變化の無い停滯型の三標式について述べたのであるが、それらの曲線は大體に於て、一般に豫想し得る曲線の標式である。最後に、少し變つた型の曲線について述べることにする。

此の曲線に於ては、始めの一回乃至二回の得點に比し、其後の得點が非常に高く、而も其の高い得點が暫く續き、最後迄其のよい點が持越されるかと思はれる頃、突如として得點の下降を來し、其の曲線を見ると恰も凸字型を呈して居る。そこで此の曲線は凸狀型と言はれて居る。事例八、一五、二〇、二二、二四、二五がそれである。例として、次の事例二五と事例二〇を揭載することにする。

以上を以て、大體、曲線の考察を終らうと思ふのであるが、更に、手取早く、各訓練夫の成績の進行狀態を見るために、第七表を用意した。第七表では成績の進行狀態を得點と席次に分けて考察して見たのであるが、始めに先づ、得點の變化から見ることにする。得點の變化の欄に於て、矢印の左側の數字は、第一回の鋸の縱挽の成績に對して與へられた點數である。矢の右側の括弧の外にある數字は、第三十四回目、卽ち最後の製品手元棚に對して與へられた點數である。括弧の中の數字は三十四回全部の平均點である。一目して分る



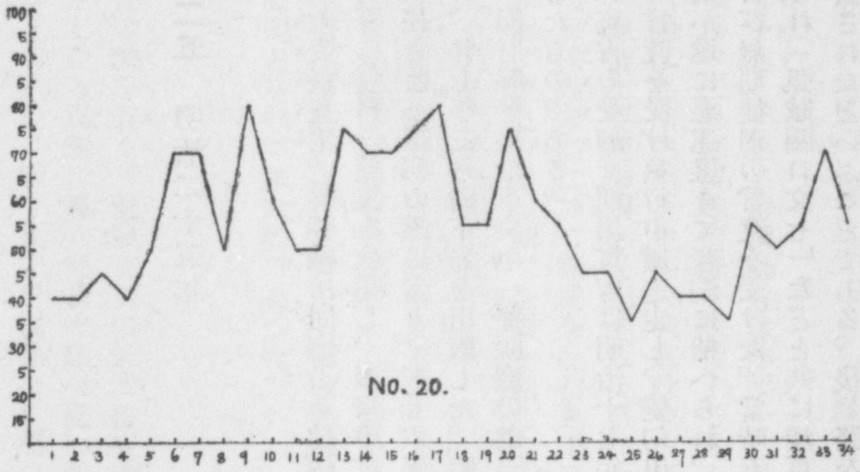
第　七　表

事例番號	訓練經過	
	得點の變化	席次の變化
1	90 ⟶ 60(67.6)	1 ⟶ 7
2	80 ⟶ 60(71.3)	$2\frac{1}{2}$ ⟶ 4
3	80 ⟶ 75(63.5)	$2\frac{1}{2}$ ⟶ $9\frac{1}{2}$
4	70 ⟶ 55(53.5)	$3\frac{1}{3}$ ⟶ 17
5	70 ⟶ ×	$3\frac{1}{3}$ ⟶ ×
6	70 ⟶ 60(59.7)	$3\frac{1}{3}$ ⟶ 13
7	65 ⟶ 70(67.9)	4 ⟶ 6
8	60 ⟶ 75(73.5)	$5\frac{1}{4}$ ⟶ 3
9	60 ⟶ 80(74.4)	$5\frac{1}{4}$ ⟶ 2
10	60 ⟶ 75(63.5)	$5\frac{1}{4}$ ⟶ $9\frac{1}{2}$
11	60 ⟶ 75(59.9)	$5\frac{1}{4}$ ⟶ 12
12	55 ⟶ 75(70.6)	$6\frac{1}{2}$ ⟶ 5
13	55 ⟶ 85(80.0)	$6\frac{1}{2}$ ⟶ 1
14	50 ⟶ 65(58.8)	$7\frac{1}{5}$ ⟶ $14\frac{1}{2}$
15	50 ⟶ 75(51.5)	$7\frac{1}{5}$ ⟶ 20
16	50 ⟶ 75(66.4)	$7\frac{1}{5}$ ⟶ 8
17	50 ⟶ 70(55.1)	$7\frac{1}{5}$ ⟶ 16
18	50 ⟶ 70(62.1)	$7\frac{1}{5}$ ⟶ 10
19	40 ⟶ 65(52.9)	$8\frac{1}{3}$ ⟶ 18
20	40 ⟶ 55(55.4)	$8\frac{1}{3}$ ⟶ 15
21	40 ⟶ 65(52.5)	$8\frac{1}{3}$ ⟶ 19
24	30 ⟶ 70(617)	$9\frac{1}{2}$ ⟶ 11
22	30 ⟶ 55(51.2)	$9\frac{1}{2}$ ⟶ 21
23	20 ⟶ 55(49.1)	$10\frac{1}{2}$ ⟶ 22
25	20 ⟶ 65(58.8)	$10\frac{1}{2}$ ⟶ $14\frac{1}{2}$

ことは、矢の左右の數字の一致して居ないことである。最後に於て、點數のよくなつて居る者もあり、惡くなつて居る者もある。

席次の變化の欄は今述べたことを席次について見たのである。卽ち、矢印の左側は第一回の得點によつて定めた席次であり、右側は三十四回の全部の平均點によつて定めた席次である。第一回目の席次が其の儘最後迄持越されるとは限らないことが明瞭に看取されるであらう。最も代表的なるもの、一例は、第一回の得點による席次に於て第一位の者が、平均點による席次に於て第七位に落ち、第一回の席次第六位の者が最後に第一位に昇つて居る場合である。

以下、節を改めて、此の訓練成績の經過と訓練夫の適性並びに性格との關係に就いて述べることにし度いと思ふ。



No. 20.

全國刑務所長會同開催さる

本年度全國刑務所長會同は十月十一日から三日間に亙つて開催、十一日午前司法大臣訓示、次官注意、行刑局長指示あり、午後より引續き協議會を開き、諮問事項につき協議、十三日司法大臣の臨席を得て諮問に對する答申を行ひ閉會した。會同に關する記事は來號詳細揭載の筈

明治監獄年譜（八）

辻　敬助

二五　明治二十五年

一　月

(1) 警視廳の資料蒐集。警視廳は同廳沿革誌編纂の爲、各關係官衙等に資料の蒐集を依囑し、爾來中村第二部長及野村屬主任となり編輯の事に當り、翌廿六年九月沿革史稿上卷を、廿七年三月同下卷を出版した。昭和二年內務省出版、廳府縣警察沿革史中「警視廳の部」は本書を共儘利用したものである。

(2) 五寸釘寅吉の受刑。西川寅吉は明治十七年放火未遂無期徒刑の言渡を受け執行中屢逃走し、變幻出沒、官憲を惱ましたが遂に惡運盡きて新潟に捕へられ、强盜强姦罪に依り再び無期徒刑の言渡を受けた。當時五寸釘寅吉と綽名せられ「强賊關口文七」などと共に淺草宮古座あたりに上演されたといふことである。後釧路を經て網走に於て執行中大正十三年執行停止となつた。歸鄉後各種劇團などの誘惑に乘り各地を巡業せることありしも、今や八十餘歲の老衰の身を本籍地三重縣下に養つてゐる。

(3) 雜誌「同情」の創刊。樺戶集治監基督敎敎誨師同人を以て組織せる同情會は機關雜誌「同情」を刊行した。收容者敎化用雜誌の濫觴ともいふべきものであるが、定價四錢を以て在監者に購讀せしめたる爲、「同情の押賣」などゝ批難せられ一年餘にして廢刊した。尙同誌は第五輯からは敎誨叢書と改題してゐる。

(4) 東京、神奈川の天然痘。昨秋來東京附近天然痘流行し、本年に入り猖獗を極め遂に監獄に侵襲し、東京各監獄署患者合計六十一人死亡者七人神奈川縣監獄署患者六十二人死亡者十二人を出し、全國監獄同患者二百二十五人死亡者三十四人に上つた。市ヶ谷支署避病監擔當の看守一名押丁二名女監取締一名該病に感染したが各れも輕症であつた。各監獄に於て一般在監人に種痘を施したのも此の頃からのことである。

二　月

(1) 豫戒令を布く。第二帝國議會は昨年十二月衆議院解散を命ぜられ、二月臨時總選擧を執行することゝなつたが、松方內閣は品川內相を中心に我憲政史上稀有の大干涉を試み、凄慘なる選擧戰を展開するに至つた。政府は已むなく國民保護の名に於て豫戒令を布き干涉に備へたが、遂に各地に流血の慘を見、全國を通じて死者二十五名負傷者三百八十八名を出した。

(2) 法醫學講習會傍聽。警視廳本支署より東京帝大法科大學に於ける法醫學講習會傍聽者として醫師八名を出席せしめた。監獄事務の遂行に付ても漸次各種科學的智識の導入を必要とされて來たのであつた。

三　月

看守部長の職を置く。監獄支署に於ては戒護上の監督補助を爲さしむる爲新に看守部長の職を置いた。これは規模小なる支署に於て看守長配置困難なる場合に對する便法であつたから、監獄支署に限つて認められたのである。服制は看守の制を用ゐ、左腕に緋絨（一寸五分に一寸）の徽章を付し、尙外套には眞鍮櫻釦を附着せしめ看守と區別した。

四　月

(1) 獄事講話會。神田一ツ橋外大學講堂に於て獄事講話會を開き、小松原警保局長、清浦貴族院議員の監獄改良に關する講演あり、集まる者一千有餘の盛會であつた。發起人は石澤謹吾、小河滋次郎、久米金彌、都築馨六の諸氏で、監獄費國庫支辨案に對する一種の牽制運動とも見るべきものであつた。當時吏僚の監獄改良に對する熱烈なる意氣の一端を窺ふことが出來る。

(2) 東部敎誨師聯合會。警視廳監獄敎誨師多田賢龍氏等の發起に係り、參加者は東京、宮城兩假留監區域內一府十九縣二十二監獄の敎誨師三十六人（本願寺二二、大谷本願寺五、曹洞宗四、儒者三、高田本願寺一、淨土宗一）であつた。議題は1、敎誨の目的、標準、方法、程度、2、行狀視察の方法、3、敎誨を有效ならしむる要項外三十餘問の多數に上り、會場は築地別院、會期は一週間であつた。

(3) 第二回九州各縣敎誨師聯合會。參加者は三池集治監

及九州各縣監獄署教誨師十一人にして、議題は1、教誨實施の方針、2、地方監獄署と本山とを密着せしむる方法、3、夜間教誨及巡視方法、4、行狀監査干與の件、5、共同的個人的何れの教誨に精密の注意を加ふべきか外十九問、會場は佐賀縣監獄署、會期は一週間であつた。兩會議共議題は概ね教誨の組織方法に關するものにして行刑上教誨が如何なる組織形態を採るべきやに付ての熱心なる檢討が繰り返されたわけである。我國教誨制度の確立も實は此の種私的會同に負ふ所が少くないことを記憶せねばならぬ。

(4) 大日本監獄教誨通信所の設置。既記東部教誨師聯合會の決議に因り廣く全國教誨師に呼びかけ、互に氣脈を通じ教務の改良進歩を圖る事を目的として誕生したのであるが、機關雜誌「監獄教誨」も僅に十號を以て廢刊されたのは遺憾である。

(5) 臨時典獄諮問會の開催。既記獄事講話會に出席せし近府縣典獄の外三池、山口の典獄を合せ三十七名を內務省に召集し會期五日間に亙り實務上重要案件十八ヶ條に付諮問する所あつた。之が決議及警保局長口演「獄制の方針」は之を印刷に付し各府縣等へ配布し、決議事項の趣旨に基き着々實行の方針を採るべき事を命じた。

五　月

(1) 保安條例實施並國庫支辨案否決。先に大干渉に依つて行はれたる選擧の結果は政府の期待を裏切り民黨遙に東黨を凌ぎ、臨時議會は遂に選擧干渉決議案を可決した。かくて政府は頗る苦境に立つに至つたが、國防の急務、時局の重大性に鑑み衆議院に停會を命じ、尙院外に對しては保安條例を施行して、百數十名の壯士を東京三里外の地に放逐する等、只管豫算案の通過を圖つたが、軍艦製造費は遂に通過を見るに至らなかつた。尙政府提出の監獄費國庫支辨案亦貴族院に於ては可決せられたるも、衆議院に於て百五十一對百十七票を以て再び否決となつた。

(2) 獄制參考書の出版相次ぐ。五月兵庫縣教誨師藤岡了空氏著「監獄教誨學提要」六月小河滋次郎氏著「看守必携獄務提要」及宮城集治監教誨師編「監內揭示條目辯解」七月神谷四郎氏譯「出獄人保護指針」(英國中央保護會幹事マヂソン氏著)等の出版あり、獄制に關する著述の出版益々多きを加へ職員の獄事研究熱はいよ〳〵昂められて行つた。

(3) 九州各縣獄事協議會。大分縣監獄署に於て開催、會期は三日間にして內務省より監獄課員眞木喬氏出張參列した。協議案は百四件の多きに上つたが共重なるものは1、食糧の統一、2、監獄統計の統一、3、差入食品の一定、4、正座緘默法勵行、5、囚人食品購入制限の標準、6、職員勤務法、7、看守教習法、8、職員稱呼方法等であつた。

(4) 免幽閉者屋舍貸與方法を定む。內務省は流刑免幽閉者に對する屋舍貸與方法に付て左の如き指令を與へた。
1、集治監又は分監敷地內に相當の家屋を建築し無料貸與する事を得
2、若は近傍民家を借受け之を貸與する事を得
3、監獄の耕地若干を無料貸與する事を得

七　月

(1) 島根縣監獄署改築成る。廿二年十一月起工豫算二萬八千三百餘圓三ヶ年繼續工事であつた。制式は丁字型單層建築にして、中央既決監百二十房の外拘置監女監病監等を附屬し、收容力七百名、當時地方監獄としては比較的整備せる木造建築であつた。

(2) 奥羽各縣獄事協議會。宮城縣監獄署內に於て開催し會期は三日間にして、協議案三十七問中重なるものは、1、食糧の統一、2、小說類の看讀を禁ずる件、3、看守教科書及教習方法の一定、4、看守精勤證書附與標準の設定、5、書籍檢閱方法、6獨愼罰の效果如何等であつた。

(3) 露國帝國大學へ行刑參考品の寄贈。客年露都開催萬國監獄會議附屬博覽會陳列の各國出品物中、販賣未濟の製作品及行刑參考品類は總て同地大學に寄贈し、永く保存して學術研究資料に供する事となりたるも、我國出品の製作品は殆ど全部販賣濟となれるを以て、今回同大學の懇請に依り新に我國少年行刑施設の寫眞並に少年囚の製作品十數點を寄贈することゝした。

八　月

(1) 監獄署分課標準の設定。從來各府縣の監獄分課制度は或は二課制を採り或は三課制に依る等、頗る區々にして獄務整理上不便少なからざりしを以て、今回之が標準を設定し全國的に統一することゝしたのである。大體集治監に於ける四課制に依つたが、庶務、警守、作業、經理の四課の外醫務、教務の二所を置き各課より分離獨立せしむることゝした。因に統一前に於ける分課制度の代表的なるものを擧ぐれば

東京集治監（一五年、四）庶務、工業、會計、警守の四課並職務係
警視廳（一九、四）文書、名籍、服役、會計の四課並看守所
（二〇、二）文書、名籍、服役會計の四課並警護所
（二四、二）第一課、第二課
佐賀縣（一九、七）庶務、戒護、工事、司計の四係

◎歴代監獄長官一覧

（二三、一〇）第一課、第二課、第三課
秋田縣（一九、　二）第一科乃至第四科
（二三、一〇）諸務、警守の二課
（二三、一一）獄務、警守の二課

(2) 警保局長の更迭。小松原局長靜岡縣知事に轉じ、一時大森縣治局長警保局長を兼任したが、十一月縣治局主事高崎親章氏專任局長となつた。明治年間に於ける監獄監督長官更迭異動の狀況は左の如くである。

年月日	官職名	氏名	前職名	轉任先	備考
明治十二年七月十四日	監獄局長	石井邦猷	中警視	三重縣令	七月十一日内務省ニ監獄局ヲ置ク
明治十八年六月二十六日	警保局長	清浦奎吾	太政官權大書記官兼内務權大書記官	依願免本官	六月二十五日監獄局ヲ廢止シ警保局ニ監獄課ヲ置ク
明治二十四年四月九日	警保局長	小松原英太郎	埼玉縣知事	靜岡縣知事	
明治二十五年八月二十七日	縣治局長兼警保局長	大森鐘一（兼）	内務書記官	縣治局長ヨリ長崎縣知事	
明治二十五年十一月一日	警保局長	高崎親章	縣治局主事	茨城縣知事	
明治二十六年三月十日	警保局長	小野田元熙	兵庫縣書記官	依願免本官	
明治二十九年九月二十日	警保局長	寺原長輝	滋賀縣書記官		
明治三十年八月六日	警保局長兼監獄局長	寺原長輝（兼）		依願免本官	三十年七月三十一日内務省ニ監獄局ヲ置ク
明治三十一年一月二十一日	警保局長及監獄局長心得	牧朴眞（心得）	愛媛縣知事	依願免本官	
明治三十一年七月四日	警保局長兼監獄局長	小倉久（兼）	不詳	和歌山縣知事	
明治三十一年十一月七日	監獄局長心得	小河滋次郎（心得）	監獄事務官	監獄事務官	
明治三十一年十一月二十八日	監獄局長	小池靖一	法制局參事官	非職	
明治三十二年四月七日	監獄局長	大久保利武	内務大臣秘書官	鳥取縣知事	
明治三十三年一月十九日	監獄局長	久保田貫一	鳥取縣知事	依願免本官	七月一日司法省所管トナル
明治三十九年一月十一日	司法次官兼監獄局長	河村譲三郎（兼）	民刑局長	四十四年九月依願免本官	
明治四十年六月十三日	檢事兼監獄局長、刑事局長兼監獄局長	小山温（兼）	檢事	司法次官	
明治四十四年十一月三十日	監獄局長	谷田三郎	司法省參事官	大阪控訴院長	

九月

三、池の採點法。三池集治監は先に英國風の點數制を採用し、（書類散逸し實施年月不詳）受持看守各自に行狀視察日誌を携帶し、囚人の非行を認むる毎に之を記入し月末に至りて更に月報に轉載の上、非行點を計算して行狀の良否を判定することゝしたが、今回一層行狀視察の正鵠を期するが爲、囚人身上表及其附錄を調製し、看守をして記帳整理せしむることゝした。同署の囚情も今やほゞ平穩に歸したが、如此複雜なる酬譯的處遇制度は容易に其實績を擧ぐるに至らなかつた。

十月

(1) 押丁の廢止相次ぐ。一昨年十月各集治監並假留監に於て押丁を全廢したるに鑑み、宮崎、熊本兩縣相次で之を廢止し、他府縣又之に倣ふものあるに至つたが、其の全く廢止せられたのは明治四十二年四月である。

2) 中部監獄教誨師聯合會。千輪性海氏外六人の發起に

係り、參加者は兵庫縣假留監區域內二府十六縣教誨師四十二名にして、京都本願寺宣布院に於て開催された。會期は一週間で、議題は發起人提出の教誨樞則、囚情視察方法、會員提出の階級法採否、格言揭示の件外九問であつたが、今回は發起人の努力に依り斯界多年の懸案たる、教誨の根本原則の確立に付イニシアチーブを採るに至つた事は特筆すべきであらう。

(3) 兵庫假留監區域內獄事協議會。滋賀縣々會議事堂に於て開催し、內務省よりは內務屬山上義雄氏臨席した。協議案六十三問中重なるものは1、看守部長を本署にも設置方建議2、刑事被告人の懲罰設置方建議3、監視執行法の適否4、看守長當直方法5、看守誓約年限一定の件等であつた。

(4) 兵庫縣監獄署改築成る。二十二年度より三ヶ年繼續工事にして、豫算總額十七萬七千餘圓（內國庫補助二萬圓）であつた。

十一月

(1) 北海道集治監の不敬事件。北海道集治監初め空知、釧路、網走の各分監は從來教誨堂に奉懸しありたる 聖上御尊影を取除き剩へ不敬の行爲ありたりとの記事、同地方の新聞紙に揭載せられた。內務省は事態容易ならずとして、直に道廳に向つて事實取調方を命じたが、御尊影の奉懸は不敬に涉る虞ありとして取除きたるに過ぎず、他に何等不敬と認むべき事實を發見するに至らなかつた。例の井上哲次郎博士が「內村鑑三氏の不敬事件」を攻擊し、基督教は國體に背戾すとの意見を「教育時論」に寄稿したのも此當時であつた。本件の如きも此事件の飛沫ではないかと思はれる。

(2) 外國人の參觀繁し、英領加奈陀のマガジン雜誌記者チヤーレス・ロング氏我國司法制度通信の目的を以て來朝し主要都市の監獄及裁判所の參觀並に撮影を許された。治外法權撤廢の事漸く歐米法學者間の問題と成り、識者の注目する所となりたる爲此種外國人の參觀者漸次多きを加へた。軟弱外交の餘波は此所にも及び、公私の別なく廣く外國人の參觀を許し、遂に監獄構內の撮影をも許すに至つたことは遺憾であつた。警視廳が外國婦人には男監の參觀を許さず、且外國人の男子には相當の理由あるにあらざれば女監の參觀を許さざる旨を管內各署に通達したのも此の當時のことである。

十二月

(1) 沖繩縣に於ける流徒刑者の取扱。沖繩縣人にして流徒刑に處せられたる者は地方監獄に拘禁し其費用は地方費を以て支辨することとし、沖繩縣に於て流徒刑に處せられたる他府縣人は三池假留監へ押送することゝした。

(2) 監獄費國庫支辨案否決。本案は第四帝國議會に於ては形を換へて議員案と爲し、片岡直溫外六名の名に依つて衆議院に提出されたが百五十三對八十四の少數を以て三度否決の運命に會した。

(2) 窄衣の採用。犯則囚處罰迄の間、取締上必要ある場合に限り窄衣を施すことを許した。窄衣は歐米諸國に於て兇暴囚取締の爲施用せる戒具にして、故ゼーバツハ氏其雛型、施用方法等を紹介する所あり、豫て東京集治監に於て試用中の處、其效著しきを以て一般に採用を許されたのである。

二六　明治二十六年

一月

農業免囚保護會設立の蹉跌。樺戶集治監典獄大井上輝前氏は樺戶郡月形村監獄用地內三百五十萬坪を返納し、之が貸下を受け、農業本位の植民的免囚保護會を設立せんとして奔走せるも、所在地輿論の反對に依り遂に設立の運びに至らなかつた。これは創始時代に於ける頻々たる脫獄囚襲擊の恐怖、今尙附近住民の腦裡を去らず、極力此計畫に反對する者があつた爲である。

二月

(1) 高松傘工に對する陳情。高松傘製造業者相謀りて香川縣廳及內務省に對し、香川縣監獄署傘工擴張の爲同業者の經營困難に陷りたるを理由として之が製造廢止方を陳情する所あつたが、高松市長の斡旋に依り、今後監獄に於て製造せる傘は悉く之を市中の同業者に拂下げ直接他地方商人等に拂下ざる事を約して解決を見た。當時大阪方面よりの注文に依り同工の擴張を圖りたる爲、此陳情となつたのである。

(2) 渡邊典獄の退職。多年監獄界に功勞ありし渡邊惟精氏は三池集治監典獄より愛知縣警察部長に轉任を命ぜられたるも、脚部挫折疼痛の爲退職した。同氏の轉勤に付ては色々な經緯があつたと傳へられてゐる。

(2) 石井邦猷氏逝去。我國最初の監獄局長たりし人、明治十八年監獄局廢止と共に三重縣令に轉出し、後佐賀縣

知事を經て元老院議官に補せられたが、二十三年廢官後は悠々自適の生活を送られてゐたのである。我國外交界の耆宿石井菊次郎子爵の嚴父にして、頭腦明晰重厚の士、よく我國監獄創始時代の難局を處理し、殊に集治監制度の確立、監獄則の制定、監獄官署の獨立、監獄官名稱の統一を圖る等我國監獄事業の上に大なる功績を殘こした。

三　月

(1) 小野田氏警保局長と成る。兵庫縣書記官小野田元熙氏高崎親章氏の後を襲ひ警保局長に任ぜられた。氏は多年獄務の實際を體驗し、又先に川路大警視に隨ひて歐米警察監獄兩制度を視察し、眞に學務兼備の人材として內外に信望あり、殊に監獄界に於ては監獄畑の出身者として多大の期待と好感を以て迎へられた。

(2) 帶廣外役所の設置。北海道集治監は帶廣外役所を設け、之が建築工事に着手し、廿八年三月竣工と共に十勝分監を設置した。これより先釧路集治監は其の拘禁囚の一部を十勝に派遣し、大津港より帶廣を經て石狩國に通ずる國道開鑿に從事中なりしが、廿五年末竣工を見たるを以て、豫て集治監增設の目的を以て踏査撰定せる帶廣の地に外役所を建築することにしたのである。

(3) 東京感化院の光榮。我國最初の感化院たる東京感化院は創立者高瀨眞卿氏の努力に依り漸く世人の注目する所となり、二十三年七月宮內省より御下賜金の恩命を蒙り同年七月　皇后陛下よりの御下賜の御沙汰を受け、更に今回南豐島御料地內澁谷羽澤に於て七千餘坪の地を其敷地として向四十ケ年無料拜借の恩命を拜し、十一月新築落成此地に移轉した。此の難有御恩命は斯業發達の機運を釀成し、遂に明治三十一年感化院法の制定を見るに至つたのである。高瀨氏は前司法大臣小山松吉博士の實兄にして、一時東京集治監の雇教誨師たりし事あり、我國感化院の始祖たるのみならず初めて點數制階級處遇法を我國に移植せるを以て有名である。

(4) 福島の疑獄。福島縣監獄費一萬五千餘圓消費事件に關し非職同縣典獄林悉、鎌田若松支署長、監獄雇員等相次で拘留せられた。福島縣會は之が調査の爲委員を設くる等、社會的反響は大きかつた。昨年二月札幌監獄署典獄大山綱立同署不正事件に座して拘留せられ、今又幾何ならずして本疑獄の發生を見たる爲、監督官廳たる各府縣は極度に監獄會計事務の監督を嚴にするに至り監獄當局從て亦簿册の整理に沒頭し、行刑感化の事漸く輕ぜらるゝの風あるに至つたといはれてゐる。

(5) 靜岡縣監獄署新築成る。從來監獄敷地は賤機山下に位し山上より瞰下せられ、且民家に接近し火災の虞あるのみならず敷地狹隘不便少なからざるを以て、明治二十二年靜岡舊城內陸軍省用地一萬九千餘坪を（價格九千百餘圓現在の敷地なり）拂下げ、豫算三萬二千八百餘圓を以て二十四年起工今回落成を見たのである。

四　月

(1) 第一回監獄醫協議會開催。第二回醫學大會及大日本醫學會創立會開設に際し、多數監獄醫私事上京の機會を利用し、東京集治監內に於て開催されたのである。參加者は廿五名にして會期は三日間、協議案は左記二件であつた。

1、新に入監する囚人の體格檢查の標準

2、患者の取扱方法

監獄則の改正に伴ひ醫療受負制度は全廢せられ、醫務施設の統一改善の急務なるものあるに鑑み、東京集治監田代監獄醫等の發起に依り開催の運びとなつたものである。協議案は各れも發起人の提出にかゝり、熱心討議の結果體格檢查標準を確定し尙患者取扱上、調治簿及處方箋の樣式を統一する事に決議した。

(2) 第三回九州各縣監獄教誨師聯合會。會場福岡市、會期一週間、參加者十五名で、協議案は1、教誨の類別、2、勅語捧讀の可否、3、在監者の個人調查、4、教務所に囚人身分調查簿を設くる件外二十五間であつた。此種會同に於ても漸次囚人の個性觀察に留意するに至つたことは注目に値する。

六　月

(1) シカゴ大博覽會へ出品。米國犯罪者救濟會の照會に基き、我國監獄制度の英譯及東京集治監新築監房の圖面數葉を出品し賞狀を受けた。（廿七年十一月到着）

(2) 獄事講話會。監獄協會主催獄事講話會を神田一ツ橋外帝大講堂に於て開催した。高瀨眞卿氏の感化上實驗談レンホルム博士（法科大學傭教師）少年行刑及執行猶豫制度、元田肇氏監獄費國庫支辨に就て等の講演あり、各方面の來聽者多く、頗る盛會であつた。當時監獄協會に於ては共事業目的中に不良少年感化事業を奬勵する事の一項を揭げ、監獄協會雜誌亦「佛國感化事業一班」及「獨逸國不良幼者感化場」を連載する等感化事業の發達助成に力を致し又監獄費の國庫支辨は監獄改良の骨子なりと

して所有方法を以て之が輿論の喚起に力めてゐたのである。事業内容よりせば監獄協會の最も社會的に活躍した時代であつたといふことが出來る。

(3) 宮城縣石盤業者の陳情。宮城縣雄勝濱產出の石盤事業は從來村民の恒業と爲し之に口糊する者多かりしが最近宮城集治監に於て民有山林を購入し、尙官有山林をも借區して斯業の擴張を圖りたる爲、石盤の價格暴落し村民中往々口糊に窮するものあるに至つたので、村民二十五名連署の上從前の如く之を民業に委ねられたき旨內務省に陳情する所あつた。併ら斯業は宮城縣監獄署以來の永き歷史を有し且之が爲に特に出張所を建設し採掘の事に從はしめあるの實狀に鑑み、採掘作業は依然として之を繼續し、內役整理作業に付てのみ縮小することゝした。（廿六年十二月末日現在石工內役九二、外役一四〇、廿七年十二月末日現在石工內役三八、外役一六二）

(4) 德島製品陳列場の廢止。德島監獄署は官司業を縮小し委託業及受負業を擴張したる結果、製品陳列場を廢止することゝした。近時民間企業家の囚徒傭役を希望する者漸增するに伴ひ手續煩瑣なる官司業を縮小し是等業者に一任するの得策なるを感じ漸次受負業本位の經營方針へ移行するに至つたのである。

(5) 第二回典獄會議の開催。全國集治監、廳府縣典獄を內務省に召集し全國典獄會議を開いた。明治十七年典獄諮詢會以來久しく此事なく、多大の期待を以て開催されたのであつた。內務、司法兩大臣も親しく會場に臨み內務大臣は自ら階級處遇制度、出獄人保護、作業問題等に付口頭諮問せらるゝ等、多大の關心を寄せられ、會同員を激勵する所あつた。今回の開催は全く小野田局長の監獄事業に對する異常なる熱意の賜物であつたといはれてゐるが、約十年間召集の機會を逸したる會同を再び復活し、爾來引續き每歲之を開催するの端緒を開き、之に依て各府縣の處遇の統一を圖り、一面又大に獄事の改良發達を促がすに至つた事は、特筆せらるべきであらう。次に內務大臣の訓示は

1、罪囚の精神矯正に付ては就中賞々たらず、罰々たらざるが如き事なきを期する事

2、經費を節約し、國費並地方費の負擔を少なからしむる事

3、釋放後安全なる職業に就かしむる事に留意する事

4、府縣監獄は自ら獨立の形を爲し、監督行屆かず種種の弊害を生ずるの虞あり、注意改良を加ふべき事等で

指示事項は

1、入出監時親しく訓誡を施すべき事、2、看讀書籍檢定上の注意、3、男女分隔の勵行、4、作業撰擇上の注意、5、監獄醫務の改善、6、賞罰施行上の注意、7行狀視察方法の改善、8、食物購給の制限、9、領置貨物下付方の制限、10、假出獄運用上の注意等であつた。

(6) 獄務概則の制定。監獄則及監獄則施行細則に於て監獄事務の大體は規定しあるも、監獄則制定後時勢の進運ゼーバツハ氏の影響等に依り、各地方實地の運用、施設は頗る區々に涉り、寬嚴其軌を異にするに至つたので、是等運用上の實際を考慮し行刑處遇の細目に亙つて一定の準則を指示し、以て各地行刑の劃一衡平を期せんとしたのである。全篇十八節百五條より成り、重要事項に付ては詳細なる說明を加ふる等、一種の監獄教科書とも稱すべきものであつた。

七月

擇捉島の探檢。井上內務大臣は擇捉島に集治監新設の見込を以て大井上北海道集治監典獄に內命し、同島を探檢せしめたるも、農業に適せざる事を明かにせる爲此計畫を放棄した。當時の官民は千島列島の經營に多大の期待を抱けるものの如く、郡司大尉の占守島開拓の目的を以て短艇に乘じて隅田川を出發せるのも此頃のことである。

八月

八王子支署燒失。八王子町大火あり七百餘戶を燒き八王子監獄支署又類燒の厄に遭つた。被告人は一時八王子區裁判所に移し、旣決囚は石川島、市谷兩支署へ移送した。職員の周到なる配慮に依り一名の逃走者なく又重要書類等は悉く燒失を免がれたのは不幸中の幸ひであつた。

九月

(1) 本支署共に看守部長を置く。先に支署に於ける監督力補充の爲看守部長の職を置いたが今回實務家の熱心なる希望を容れ廳府縣監獄署及集治監假留監を通じて看守部長の職を置くことに改めた。內務當局は始め看守部長の設置は「看守長中心の行刑より部長中心の行刑」に移行するの虞ありとして極力之に反對したのであるが、巡査部長との權衡等をも考慮して、遂に一般的に之が設置を認むることゝなつたのである。

(2) 聯合府縣監獄醫協議會の開催。會場は京都府監獄署參加者は兵庫假留監區域內各監獄の監獄醫十七名にして協議案中主なるものは、1、協議會々則の制定、2、肺結核患者取扱方法、3、看守押丁體格檢查標準、4、藁工の廢止、5、獄衣の染料に就て等であつた。

十月

(1) 看守俸給の改正。看守俸給を改正し、最下限を月俸八圓とし敎習中は月俸六圓を給することゝした（翌年四月より施行）從來は巡查に比し二圓の懸隔ありたる爲、世人より甚しく蔑視せられ、爲に適材を得る事困難にして、看守は常に巡查の古手を以て充たさるゝの感があつたが、今回の改正に依り始めて巡查との權衡を得るに至り、斯界は大に活氣を呈するに至つた。

(2) 岡山未決監の浸水。岡山地方豪雨の爲岡山未決監內の浸水甚しく、已むなく解放を申渡したるも、一同出監する能はず、其儘殘留したが、幸大事に至らずして減水せるを以て、夜の明くるを待ちて縣監獄署內へ之を移した。

十一月

(1) 衞生局長後藤新平の拘留。相馬子爵家の元家臣錦織剛清が相馬家の令扶志賀、青田等が同家の嗣子誠胤を排し順胤を立てんと計り不法監禁を爲したりと告訴したるに端を發し後藤氏亦誣告罪を以て起訴されたが無罪となつた。

(2) 兵庫假留監の廢止。十月集治監、假留監官制を改正し、假留監は之を集治監に附設することゝなしたる爲、兵庫に特設を許さざるに至つたのである。廢止理由に付ては書類の證すべきものなきも、北海道集治監收容力の增加並に東京三池兩集治監の整備に伴ひ、之が存置の必要なきに至りたるに因るものと推せられる。

(3) 青森縣監獄署の新道開鑿。同署は青森町を距る事二里半にして日常の不便尠なからざるを以て先に新道路開鑿の工を起こしたが十一月竣工し約一里を短縮するに至つた。

(4) 敎誨師判任待遇廢止並監獄分課標準の改定。敎誨師の待遇に付ては品等を設くべきものに非ずとの議部內に行はれ、遂にその判任待遇を罷むるに至つた。其結果監獄分課標準中敎務所を削除するの止むなきに至り其の事務を第一課に所屬せしむることゝした。

(3) ゼーバツハ氏建碑式。全國監獄官の醵資千百餘圓を以て豫て東京集治監に於て製作中のゼ氏墓碑、此程に至り漸く工を竣り此月建碑式を擧ぐるに至つた。碑石は全部御影石にして、內務省御傭獨逸人リハルドゼール氏の設計に係り、丈餘の穹碑莊嚴華麗なる事同墓地中にも多く其比を見ざる所であつた。此日參會者七十有餘名、石澤典獄の祭文、小河典獄、小泉前典獄の弔詞等あり皆言言肺肝より出で、哀愁の氣式場內に溢れた。尙當日は午後より芝區紅葉館に於て同氏追遠會を開いたが、會する者小原貴族院議員、小野田警保局長等四十餘名であつた。

十二月

(1) 看守採用規則の制定。內務省は新に看守採用規則を制定し、從來各府縣の任意に委し區々なりし看守採用の方法を全國的に統一し看守の素質向上を圖ることゝした。爾來數次の一部改正を經て今日に至つてゐる。當時の規則に依れば看守志願者の年齡は廿一歲以上四十五歲未滿とし身長は五尺一寸以上試驗科目は關係法規の外加減乘除、普通往復文及申告書であつた。

(2) 國庫支辨案不成立。林友幸、尾崎三良等提出監獄費國庫支辨案は貴族院を通過せるも衆議院解散の爲成立するに至らなかつた。

(3) 巡閱內規制定。內務大臣は所屬官吏をして少くも每年一回全國各監獄を巡閱せしむる事となし尙巡閱區を五區に分ち、巡閱調查細目を定め之が勵行を期する事とした。從來巡閱官は內務省參事官若は書記官を以て之に充てたが今回の改正に依り內務省の官吏たる以上は高等官たると判任官たるとに拘らざる事となつた。

(4) 囚人身分帳樣式等を定む。內務省は先にゼーバツハ氏の行刑個別化の提言に從ひ獨逸國身分帳樣式等を參酌し、身分帳樣式制定方調查中の處、此程漸く脫稿せるを以て典獄會議に諮問の上確定を見るに至つたのである。身分帳は在監人の身上に關する一切の記錄を網羅し、個別的行刑處遇の判定に便せしむるの目的に出づるものにして、之が採用は我國行刑處遇上一新時期を劃したものといふべきであらう。尙之と同時に名簿原簿、在監人名目錄、放免曆簿、出監簿、死亡帳及假出獄證票樣式をも制定した。

資料

一九三一年イタリヤ刑務法(五)

第十二節　受刑者ノ分類

第百七十三條　考査級ノ編入

雜居ヲ許可ス可キ受刑者ハ刑務所長ニ於テ保健技師並ニ教誨師ノ意見ヲ徴シタル後六月毎ニ階級ノ分類ヲ爲ス

六月間ヲ通ジ引續キ行狀善良 einwandfrei geführt ニシテ作業ニ勉勵シ且ツ學習ニ熱心ナル者ハ之ヲ考査級 Klasse der Bewährten ニ編入ス

受刑者ガ戒告以上ノ重キ懲罰ニ處セラレタルコト無キコトハ前項ノ分類ヲ爲スニ付キ必要ナル前提ヲ爲スモノトス但シ之ノミヲ以テ其ノ根據ノ充分ナルモノト爲スコトヲ得ズ

行狀 Führung ノ審査ニハ學校・作業・宗教關係・上級職員ニ對スル場合及ビ他囚トノ關係ニ於ケル本人ノ擧動 Verhalten ヲ觀察シテ之ヲ行フ可シ

考査級ニ屬スル受刑者ニハ第百五十一條第一號乃至第七號ニ揭グル優遇 Vergünstigungen ヲ與フルモノトス

第百七十四條　階級ノ除外 Widerruf der Einstufung

受刑者ニ對シ戒告以上ノ重キ懲罰ヲ課ス可キトキハ前條ニ揭グル六月ノ期間ヲ經過セザル場合ニ於テモ其ノ考査級ノ編入ヲ取消ス可シ

第十三節　收容者ノ移送

第百七十五條　移送ノ方法

收容者ノ移送ヲ爲スニハ原則トシテ分房車 Zellenwagen 又ハ特別ニ施錠シタル乘物ヲ使用ス可シ

裁判所ハ刑事被告人ニ對シ自費ヲ以テ通常ノ乘物ヲ使スルニトヲ許可スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ裁判所及ビ護送責任者 Transportleiter ガ必要ト認ムル警戒ノ處置ヲ講セシムルコトヲ許可ノ條件トス可シ

第百七十六條　婦女ノ移送

婦女ノ移送特ニ未成年者ノソレニ付テハ其ノ都度之ヲ指令ス

婦女ノ受刑者ニシテ姙娠又ハ授乳中ナルトキハ特別ノ場合ヲ除クノ外既決刑務所ニ收容シ又ハ一ノ刑務所ヨリ他ノ刑務所ニ移送スルコトナシ

第百七十七條　健康審査

收容者ノ移送ヲ爲スニハ之ニ先立チ其ノ健康審査ヲ行フ可シ保健技師ハ文書ニ依ル診斷票ヲ作製スルコトヲ要ス

收容者ガ施行ヲ危險トスル狀態ニ在ルコトヲ保健技師ニ於テ證明シタル場合ニハ刑務所長ハ其ノ移送ヲ延期シタル上刑事被告人若ハ裁判所ノ請求ニヨリ移送ス可キ者ニ付テハ管轄裁判所ニ之ヲ通報シ受刑者ニシテ他ノ刑務所ニ移送ス可キ者ニ付テハ司法大臣ニ之ヲ通知ス可シ

第百七十八條　移送ノ效果

收容者ヲ一ノ裁判所附屬刑務所ヨリ他ノソレニ移送スル場合判決確定者ヲ裁判所附屬刑務所ヨリ既決刑務所ヘ移送スル場合ニハ其ノ土地ヲ管轄スル裁判所ニ於テ之ヲ指揮ス刑務所ノ長ハ憲兵隊ノ請求（第二十五號樣式）ニ因リ直チニ其ノ移送ヲ爲ス可シ

受刑ノ爲既決刑務所ニ在ル受刑者ヲ其ノ法益ノ利害關係上裁判所附屬刑務所ニ移送スル必要アル場合ニ於テハ其ノ土地ヲ管轄スル裁判所 Justizbehörde ハ刑務所長ニ對シ其ノ受刑者ノ移送ヲ請求ス可シ此ノ場合ニ於テハ審理中ノ裁判所 Gericht ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス裁判所ノ必要止ミ受刑者ヲ既決刑務所ニ送還スルトキ亦同ジ

刑事被告人ヲ法益保護ノ理由ニ因リ一ノ未決刑務所ヨリ他ノ未決刑務所ヘ移送スル場合ニ於テハ檢事總長之ヲ命令ス其ノ他ノ場合ニ在リテハ刑事被告人並ニ受刑者ニ關スル移送ハ司法大臣之ヲ決定ス

數箇ノ刑務所ノ長ヲ兼ヌル者ハ所內ノ秩序、受刑者ノ階級編入、一刑務所ノ收容者過剩、保健其ノ他ノ理由ニ依リ必要ト認ムル場合ニ於テハ此ノ刑務所間ノ移送ヲ自ラ憲兵隊ニ請求スルコトヲ得刑事被告人ノ場合ニ於テハ裁判所ニ之ヲ通報ス可シ

受刑者ノ移送ヲ爲シタルトキハ之ヲ執行管轄官廳檢事又ハ區裁判所判事ニ通告ス可シ

第百七十九條　携帶セル有價證券及ビ物品

刑事被告人ヲ移送スルトキハ看守長又ハ看守部長ハ護送官吏ニ對シ收容者身分票・健康證明書及ビ收容者ニ交付シタル物品ノ一覽表（第二十六號樣式）ヲ交付ス可シ收容者ニ屬スル金品モ亦之ヲ護送官吏ニ交付スルコトヲ得物品又ハ文書ニシテ收容者ニ携帶セシメザリシモノハ之ヲ直接ニ其ノ刑事被告人ノ移送セラルル刑務所ノ長ニ送付ス可シ

受刑者ヲ移送ス可キトキニハ護送官吏ニ身分票・健康證明書並ニ受刑者ニ貸與シタル物件表及ビ旅行ノ道中ニ於ケル給養諸費用ヲ支辨セシムル爲受刑者特別所持金ノ中刑務所長ノ

適當ト認ムル額ヲ交付ス可シ其ノ他ノ金錢物品及ビ身分帳簿ハ直接指定刑務所ノ長ニ送付ス可シ

護送官吏ハ受領シタル物品並ニ文書ニ對シ受領證ヲ發行ス可シ護送官吏ハ收容者ヲ指定ノ場所ニ引渡ス迄之ニ付キ責任ヲ負フ

第百八十條　軍籍ヲ有スル者並ニ僧侶ノ地位ニ在ル者ノ移送

軍籍ヲ有スル者並ニ軍ト同地位ヲ有スル團體ニ屬スル者ニシテ釋放後其ノ勤務先ニ歸還ス可キモノハ之ヲ他ノ收容者トハ區別シテ移送ス可シ

僧籍ニ在ル者ニシテ其ノ籍ヲ剝奪セラレザル限リ前項ト同樣ノ取扱ヒヲ爲ス可シ

第十四章　逃走

第百八十一條　逃走ノ場合ニ於ケル處置

收容者逃走シタルトキハ刑務所長ハ直チニ部下吏員ヲシテ之ガ追跡ヲ爲サシムルト同時ニ電信ヲ以テ警察官署・憲兵隊縣知事・檢事及ビ司法大臣ニ報告ス可シ

刑事訴追又ハ刑執行ヲ管轄スル裁判所及ビ司法大臣ニ對シテハ前項ノ處置ノ外尙速カニ逃走者ノ身分票寫本ヲ添付シタル詳細ナル報告ヲ爲ス可シ

收容者ニシテ閉鎖シタル刑務所外ニ出デ又ハ構外作業ニ於テ指定セラレタル自己ノ位置ヲ離ルルコト二時間以上ニ及ブ者ハ刑務所規律ノ上ヨリ之ヲ逃走ノ既遂ト看做ス

刑務所構外ノ警戒又ハ護送若ハ構外作業ニ於ケル戒護ノ任務ヲ有スル軍人又ハ刑務所吏員ハ逃走ノ防止ニ必要ナル場合ニ限リ火器 Schusswaffe ヲ使用スルコトヲ得

第百八十二條　逃走者ノ有スル殘金ノ罰金金庫ヘノ沒收

逃走シタル收容者ノ有スル殘金ハ之ヲ罰金金庫ニ交付ス前項ノ規定ハ四十八時間以內ニ於テ逃走者出頭シタル場合モ於テハ之ヲ適用スルコトナシ

第十五章　釋放

第百八十三條　收容者ノ釋放

收容者ノ釋放ハ訴訟手續ノ違行・刑ノ追行又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ指揮ノ權限ヲ有スル裁判所又ハ行政官廳ヨリ署名ノ官印トヲ附シテ發セラレタル命令ニ依リ之ヲ行フ但シ此ノ場合ニ在リテハ在監ヲ必要トスル他ノ事由無キトキニ限ル

受刑者ノ場合ニ在リテハ第二十七號樣式ニ據リテ作製シタル裁判所ノ通知ニ從フ滿期ノ日到來シテ刑期ノ終了シタルトキハ當然刑務所長ニ於テ之ヲ釋放スルコトヲ得

受刑者ノ釋放ハ原則トシテ刑期終了日ノ午前中 Vormittagsstunden ニ之ヲ爲ス可シ

刑務所長ハ收容者ヲ管轄スル裁判所又ハ其ノ他ノ官廳ニ釋放ヲ通報ス可シ受刑者ノ場合ニ在リテハ司法大臣ニ之ヲ報告ス可シ

司法大臣ハ每月各刑務所ニ於ケル收容者ノ異動統計ヲ蒐集ス

第百八十四條　病者ノ釋放

病者ノ重態ナルモノハ其ノ釋放ヲ延期スルコトヲ得但シ本人ガ刑務所ニ留マルコトヲ拒絕シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ處置ハ之ヲ身分帳簿ニ記入シタル上之ヲ司法大臣ニ報告ス可シ刑事被告人ノ場合ニ在リテハ之ヲ管轄スル裁判所ニモ通報ス可シ

病者ノ看護並ニ給養ニ要シタル費用ハ釋放延期ノ日ヨリ特別ノ計算ヲ爲ス

收容者ニシテ前項ノ費用ヲ自己並ニ家族共ニ支拂ヒヲ爲サズ而シテ其ノ所持金ヲ以テ國庫ニ支拂ヒヲ爲スコト不可能ナルトキハ其ノ計算書ヲ本人ノ本籍地ノ地方長官ニ提出ス可シ地方長官ハ醫療費補助 Erstattung von Krankenhauskosten ノ規定ニ基キ之ガ支拂ヲ爲スモノトス

本條ニ依ル處置ニ於ケル收容者拘禁費用ノ額ハ刑務所長之ヲ決定ス收容者ハ此ノ決定ニ對シ行刑監督判事ニ對シ情願ヲ提起スルコトヲ得行刑監督判事ハ本情願ノ裁決ヲ爲スニ際シテハ司法大臣ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

釋放ス可キ收容者ニシテ罹病中ノモノト雖モ保健技師ニ於テ之ヲ移動セシムルモ危險ナシト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ通告シタル上最寄リノ病院ニ移送スルコトヲ得

第百八十五條　釋放通知

刑務所長ハ刑期終了ノ一月以前ニ於テ收容者ノ釋放後居住セントスル土地ヲ管轄スル警察官署並ニ保護委員會ニ對シ釋放者ニ關スル通知票（第二十八號樣式）ヲ送付スヘシ

刑事被告人ヲ釋放スル場名ハ之ニ先立チ警察官署ニ通報ス可シ

釋放ス可キ收容者未成年ナルトキハ其ノ親族、後見人及ビ其ノ地ヲ管轄スル母子保護協會ノ代表者ニ之ヲ通知ス可シ

第百八十六條　軍人並ニ之ト同等ノ地位ヲ有スル者ノ釋放

軍人又ハ之ト同等ノ地位ヲ有スル者ヲ釋放スル場合ニハ之ヲ先立チ之ヲ管轄司令部 Kommandostelle ニ通知ス可シ

釋放ス可キ收容者ニシテ徵兵ニ應ズ可キモノナルトキハ前項ト同樣ノ手續ヲ爲ス可シ

第百八十七條　釋放前ノ獨居拘禁

受刑者ハ其ノ釋放ニ先立チ最高五日間ヲ特別ノ居房ニ移シ之ヲ獨居セシムル可シ本期間中ニ於テハ他ノ收容者トノ交通ハ總ベテ之ヲ禁止ス

前項ノ獨居拘禁ニ附セラレタル者ニ對シテハ刑務所長並ニ教誨師女受刑者ニ對シテハ女監督ニ於テ屢ミ之ヲ巡視シ今後獲得スル自由ヲ善用セシムル可ク勸告ヲ爲ス可シ

第百八十八條　被服並ニ旅費ノ給與

收容者ハ釋放ノ際刑務所ヨリ貸與セラル物ヲ總テ返納ス可シ同時ニ收容者ニ對シテハ其ノ所有物ヲ交付ス

收容者ノ被服ヲ既ニ賣却シタル場合又ハ刑務所長ニ於テ其ノ被服ヲ不充分若ハ不適當ト認ムル場合ハ適當ナル時期ニ於テ他ノ衣類ヲ家族ノ者ニ請求スルコトヲ許可ス可シ

衣類ノ請求ハ刑務所ヨリモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ收容者ノ家族ノ住所又ハ居所ヲ管轄スル市町村長又ハ保護委員會ヲ通ジテ之ヲ爲ス可シ

家族ノ者若シ請求ニ應ゼザルトキハ本人ヲシテ其ノ必要ニ備ヘシムル可シ此ノ場合ニ於テ要スル費用ハ本人ノ負擔トス

收容者ガ其ノ被服ノ調製ノ爲ニ支出ス可キ金額ハ刑務所長之ヲ定ム

收容者ヲシテ自由ニ處分セシムル所持金ノ額ハ每年司法大臣ニ依リテ決定セラルル額ヨリ僅少ナルコトヲ得ズ釋放ス可キ者自身並ニ其ノ家族ガ貧困ナルコト確實ニシテ刑務所長ニ於テ其ノ必要アリト認メタルトキハ刑務所長ハ刑務所資金 Haushaltsfond ノ負擔ヲ以テ衣類ノ調達ニ不足スル金額ノ立替ヲ爲ス

釋放ス可キ收容者ニシテ充分ナル旅費ヲ有セザルモノアルトキハ刑務所長ハ警察官署ニ對シ警察乘車券 polizeilichen Reiseschein ノ交付ヲ請求ス可シ

第百八十九條　行狀證明書 Führungszeugnisse

收容者ハ其ノ釋放ノ際請求ニ依リテ在所中ノ行狀並ニ作業成績ニ關スル證明書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

釋放者ヲ引續キ警察的保安處分執行ノ爲其ノ拘置所ニ引致ス可キトキハ刑務所長ハ本人ノ身分小票ヲ其ノ拘置所ノ長ニ送付ス可シ拘置所ノ長ハ身分小票ノ寫本ヲ行刑監督判事ニ送付ス可シ

第百九十條　收容者ノ寫眞

刑事被告人ニ對スル裁判所ノ特別ノ規定アル場合ヲ除キ司法大臣ハ收容者ノ寫眞ヲ撮影ス可キ場合ヲ定ム

第十六節　假釋放

第百九十一條　假釋放ノ提議 Antragstellung

刑法第百九十一條ト條件ヲ具備スル受刑者ハ刑務所長ニ對

シ假釋放ノ出願ヲ爲ス可シ刑務所長ハ受刑者ノ行狀ニ對スル意見並ニ規律委員會ノ見解（第三十號樣式）ト共ニ之ヲ行刑監督判事ニ送達ス可シ

出願ノ中ニ於テ受刑者ハ釋放後如何ナル地ニ居住スル豫定ナリヤヲ明示ス可シ

宣告刑若ハ殘刑ニ付キ法律上ノ要件ヲ具備セザルコト明白ナル場合又ハ其ノ受刑者ガ釋放後ニ於テ保安處分ヲ受ク可キ者ナル場合ニ在リテハ行刑監督判事ハ書面ニ依ル決定ヲ以テ其ノ出願ヲ却下ス此ノ決定ニ對シテハ抗告 Anfechtung ヲ許サズ刑務所長ハ本決定ヲ出願者ニ告知ス可シ

第百九十二條　行刑監督判事ノ調査

行刑監督判事ハ自己ニ必要ト思料スル調査ヲ行フ可シ其ノ調査ハ受刑者ガ其ノ犯罪行爲ニ依リテ生ジタル民事上ノ債務 bürgerlichrechtlichen Verpflichtungen ヲ履行シタリヤ否ヤノ點ヲ爲スモノトス此ノ調査ヲ終了シタル後行刑監督判事ハ書類ニ添ヘテ同意ノ旨ヲ司法大臣ニ申達ス可シ

第百九十三條　假釋放ノ許可

假釋放ヲ許可スル司法大臣ノ指令ハ之ヲ執行セシムル爲行刑監督判事ニ對シ之ヲ發ス

行刑監督判事警察廳又ハ保護委員會ニシテ假釋放取消ノ提議ヲ爲スヲ至當ト思料スル行爲又ハ事情ヲ認知シタルトキハ檢事ニ之ヲ通報ス可シ

第百九十四條　監視付釋放 Entlassung zur überwachten Freiheit

司法大臣ノ指令ヲ執行スル爲行刑監督判事ハ假釋放者ヲシテ監視付自由ノ狀態ニ置クコトヲ命令ス可シ

假釋放者ニ對シテハ刑法第二百二十八條第二項ニ規定スル負擔ノ外尙保護委員會又ハ其ノ地方的代表者ニ對シ其ノ職業生計及ビ不時ノ必要ニ付キ定期ニ報告ヲ爲ス義務ヲ追加ス可シ

第百九十五條　行刑監督判事ノ命令

行刑監督判事ハ短期間每ニ警察官署若ハ保護委員會ニ就キ假釋放者ノ行狀報告ヲ徵シ假釋放當時 bei der Versetzung in die überwachte Freiheit 本人ニ課シタル遵守事項 Verhaltungsvorschriften ニ關シ其ノ變更ヲ爲ス可シ

假釋放者素行善良ニシテ社會生活ニ對スル漸次的適應ニ不變ナルトキハ之ニ課シタル義務ヲ再犯防止ニ必要ナル最小限度ノ範圍ニ制限ス

行刑監督判事警察廳又ハ保護委員會ニシテ假釋放取消ノ提議ヲ爲スヲ至當ト思料スル行爲又ハ事情ヲ認知シタルトキハ檢事ニ之ヲ通報ス可シ

第百九十六條　既決刑務所ヨリノ釋放

條件付刑執行猶豫ヲ許可セラレタル收容者ハ管轄官廳ニ於テ何等特別ノ決定ヲ爲サザル限リ最終的釋放ノ規定ニ從ヒ釋放ヲ爲ス可シ假釋放ヲ許可スル司法大臣ノ指令並ニ受刑者ヲ監視付自由ノ狀態ニ置ク行刑監督判事ノ命令ハ之ヲ受刑者ノ身分帳ニ記入シ置ク可シ

釋放者ハ警察官署ノ監督ニ附ス警察官署ハ之ニ監視付自由ノ狀態ニ置カレタル者ノ爲ニ規定セラレタル注意事項ヲ記入シタル證票ヲ附與ス可シ

前項ノ證票ニハ刑事訴訟法第六百四十九條ニ擧示スル內容ノ外尙刑名刑ノ始期假釋放ノ取消サルルコト無キ場合ニ於ケル刑ノ終期ヲ記載ス可シ

警察官署ハ前項ノ事項ヲ刑務所長ニ照會ス可シ

第百九十七條　刑ノ免除

刑法第百七十七條第二項ニ據リ刑ノ免除ヲ爲ス可キトキハ此ノ旨ヲ受刑者身分帳簿ノ中ニ記入シ置ク可シ

第百九十八條　假釋放ノ取消

刑法第百七十七條ニ據リ假釋放ノ取消ヲ爲ス可キトキハ刑執行ヲ管轄スル檢事又ハ監督判事ハ本人ノ逮捕ヲ命令シ同時ニ司法大臣ニ報告シテ殘刑ヲ執行ス可キ刑務所ヲ決定ス可シ

前項ニ依リテ決定シタル刑務所ガ假釋放前ニ刑ヲ執行セラレタル刑務所ト異ル場合ニ於テハ再收容刑務所ニ於ケル身分帳簿ノ中ニ其ノ取消ノ事實ヲ記載シ置ク可シ

第百九十九條　再收容

假釋放ノ取消ニ因リテ受刑者ヲ刑務所ニ再收容スル場合ニ於テハ第六十二條ノ規定ヲ準用ス

第二百條　假釋放アリタル場合ニ於ケル他ノ收容者ニ對スル告知

受刑者ヲ假釋放シタル當日ニ於テ刑務所長ハ雜居受刑者Ins-issensämtlicher Abteilungen ニ對シ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ告知ス可シ

教師・教誨師及ビ作業指導者ハ前項ノ告示ヲ機緣トシテ假釋放ノ倫理的社會的價値ト而シテ之ガ釋放者並ニ其ノ家族ニ齎ス經濟的利益ヲ說明シ併セテ受刑者ガ此ノ恩典ニ浴シ得ル者タルヲ示スガ如ク行狀ヲ愼シム可ク勸告ス可シ

第十七節　恩赦ノ提議

第二百一條　恩赦提議ノ條件

重懲役受刑者ニシテ受刑二十年以上ニ及ブ者其ノ他ノ自由刑受刑者ニシテ刑期二分ノ一ヲ經過シタル者ニシテ其ノ行狀並ニ作業勉勵ノ爲特別ノ優遇ニ値スルモノト認メラルル場合ニ於テハ恩赦 Gnadenerweis ヲ提議セラルルコトヲ得

刑務所長ハ行狀證明證並ニ規律委員會ノ同意書ヲ添付シ行

刑監督判事ニ恩赦提議書ヲ差出ス可シ

行刑監督判事ハ自己ノ意見ヲ添付シ之ヲ檢事總長ニ提出ス可シ

第二百二條　恩赦ノ告知

刑務所長ノ提議ニ依リテ許可セラレタル恩赦ハ第二百條ノ方法ニ依リ受刑者ニ告知ス可シ

第十八節　重懲役ノ執行ニ關スル特別規定

第二百三條　日中ノ獨居拘禁

重懲役受刑者ヲ其ノ刑執行開始期又ハ執行ノ中間ニ於テ日中モ獨居拘禁ニ附スル可キトキハ判事ガ決定ス可キ獨居拘禁期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ雜居拘禁ニ附スルコトヲ得ズ

第二百四條　晝間獨居拘禁者ノ處遇

晝間獨居拘禁ヲ爲ス受刑者ニ對シテハ本法ノ一般的規定ト共ニ各場合ニ於テ重懲役受刑者ニ對シ定メラレタル嚴格處遇 Verschärfung ノ規定ヲ適用ス可シ

第二百五條　巡視 Besuche

刑務所長・保健技師及ビ教誨師ハ晝間獨居拘禁ニ附セラレタル受刑者ヲ頻繁ニ巡視ス可シ

第二百六條　晝間獨居拘禁ノ解除

晝間獨居拘禁ニ附セラレタル受刑者ニシテ身心ノ障害ヲ惹起シタル者アルトキハ刑務所長ハ第百六條ノ規定ニ係ラズ之ヲ司法大臣ニ報告ス可シ司法大臣ハ此ノ場合ニ於テハ晝間獨居拘禁ヲ解除スルコトヲ得

第十九節　死刑ノ執行

第二百七條　死刑判決確定者ノ獨居拘禁

死刑判決ノ言渡アリタル場合ニ於テハ檢事ハ直チニ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在スル刑務所ノ長ニ之ヲ通告スベシ

死刑確定者ハ直チニ之ヲ晝間獨居拘禁ニ附シ特別ノ繼續的看視ノ下ニ置ク可シ

第二百八條　視察

刑務所長・保健技師及ビ教誨師ハ每日少ク共二回死刑判決確定者ノ視察ヲ爲ス可シ

死刑判決確定者ハ尙其ノ他ノ僧侶ノ補助ヲ請求スルコトヲ得

第二百九條

檢事ニシテ同意ヲ與ヘタルモノニ付テハ死刑判決確定者ニ對シテハアラユル種類ノ會話ヲ許可ス可シ

死刑判決確定者ニシテ意見ヲ開陳シ度キ旨申出ヅルモノア

ルトキハ刑務所長ハ速カニ之ヲ檢事ニ通報スベシ檢事ハ遲滯ナク之ヲ聽取シタル上其ノ記錄ヲ作製シ置ク可シ

死刑執行ノ直前ニ於テ感想ヲ吐露センコトヲ請フモノアルトキハ臨席ノ檢事代理者之ヲ聽取ス可シ

第二百十條　死刑ノ執行

死刑ハ射殺ニ依リテ之ヲ行ヒ軍隊又ハ之ト同樣ノ地位ヲ有スル團體ノ所屬員之ガ實行ニ當ルモノトス

第二百十一條　執行ノ場所

司法大臣ハ死刑ノ執行ヲ爲ス可キ刑務所ヲ指定ス但シ刑法第二十一條ノ適用ニ依リ他ノ場所ヲ決定スル場合ニハ此ノ限ニ非ラズ

執行ノ時ハ檢事總長之ヲ決定ス

第二百十二條　公開執行 öffentliche Hinrichtung

司法大臣ニシテ之ヲ行フ地ノ死刑ノ執行ヲ公開ス可キ旨指令シタルトキハ檢事醫長ハ地方長官ト協議シテ其ノ種類並ニ方法ヲ決定ス

第四章　特別刑務所

第一節　少年刑務所

第二百十三條　總則

少年刑務所並ニ少年區 Abteilungen für Jugendliche ハ受刑者收容刑務所 Gefangenenanstalten ノ外觀ヲ持ツ可カラズ之ニ對シテハ本法ニ於ケル一般的規定並ニ以下ニ列擧スル特別規定ヲ適用ス

第二百十四條　少年ノ被服

少年ニハ見本ニ據ル被服ヲ着用セシム可シ

第二百十五條　戒護職員

少年既決刑務所ニ於ケル戒護ハ特別ノ敎養アル職員ニ依リ之ニ必要ナル規則ハ刑務官吏服務規律ノ中ニ規定ス本職員ハ平服 bürgerliche Kleidung ヲ着用ス

第二百十六條　少年ノ移送

少年ヲ一ノ既決刑務所ヨリ他ノ既決刑務所若ハ裁判所出廷ハ常ニ少年刑務所ノ戒護職員ヲシテ之ヲ行ハシメ且ツ成年受刑者ニ對シテ施スモノトハ異リタル特別ノ戒護方法besondern Beförderungsmitteln ヲ以テ爲ス可シ

第二百十七條　喫煙飲酒ノ禁止

喫煙並ニ酒類其ノ他ノ酒精含有水ヲ飲用スルコトハ之ヲ禁止ス

第二百十八條　敎育

受刑者多數ナル場合ニ於テハ敎育ハ初步的部分ニ限局スルコトナク補習學校若ハ之ニ類スル施設ノ敎材ヲモ併セテ採用ス可シ

第二百十九條　作業ノ目的少年ノ集禁 Zuweisung

作業ハ少年ノ職業訓練ヲ第一ノ目的ト爲ス可シ刑務所長ハ每日作業時間ヲ決定ス

少年刑務所ニハ職業訓練場 Lehrwerkstätten ヲ設置シ刑務所所在地ニ於テ最モ普及セル手工業ヲ經營ス可シ

少年ニ對シ農業訓練ヲ施ス爲特定ノ刑務所ニ於テハ併セテ農業ノ經營ヲ行フ

少年ヲ各刑務所ニ收容スルニ當リテハ其ノ家族關係ヲ考慮シ其ノ敎化方法ガ少年釋放後ニ於テ生活ス可キ環境ト最モヨク調和セラルルガ如ク爲ス可シ

第二百二十條　構外作業

少年ノ構外作業ハ特別ノ構外作業刑務所ニ於テノミ之ヲ施行ス其ノ他ノ形式ニ依ル構外作業ハ少年ニ對シテハ之ヲ施行スルコトナシ

第二百二十一條　起床並ニ就寢ノ時間

刑務所長ハ第七十二條ノ規定ニ該ラズ特別ノ事由アルトキハ保健技師ノ提議ニ基キ少年ノ年齡並ニ發育ノ段階 Entwicklungsstufe ヲ考慮シタル上數種ノ動作時限ヲ許可スルコトヲ得

第二百二十二條　運動 Spaziergang und Turnen

少年ハ每日二時間運動場並ニ庭園ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ少年ニハ亦此ノ機會ニ於テ刑務所長ガ許可シタル遊戲ヲ行ハシム可シ

第二百二十三條　優遇

少年ニシテ引續キ行狀善良且ツ作業並ニ學業ニ勉勵スル者ニ對シテハ其ノ釋放前ノ短期間內特ニ左ノ如キ優遇ヲ爲スコトヲ得

一、些ノ監獄的色彩ヲモ帶ビザル特別ノ場所ニ於テ每日近親者ノ來訪ヲ受クルコト

二、少年刑務所ニ於テ行ハルル愼安的催ホシ物ニ參加スルコト

三、親族並ニ友人ニ對シ頻繁ニ發信スルコト

第二百二十四條　懲罰

少年ニ對シテハ左ノ如キ懲罰ヲ課ス

一、戒告

二、接見度數ノ削減

三、共同遊步ノ制限

四、劣惡ナル寢床ト食物トヲ給スル懲罰房留置一日以上十五日以內

前項第三號並ニ第四號ニ揭グル懲罰ハ保健技師ノ同意アル場合ニ限リ之ヲ適用ス可シ

第一項第四號ノ懲罰ハ規律委員會其ノ他ノ懲罰ハ刑務所長之ヲ課ス



海外時報

一九二八年——一九三三年間のイタリアの行刑統計

最近イタリアの「一九二八年——一九三三年の豫防、行刑、矯正三施設ニ關スル統計」("Statistica degli instituti di prevenzione e di pena e dei reformatori 1928 —— 1933") が司法省の行刑局 (Generaldirektion für die Sicherungs-und Strafanstalten) から公にされた。この統計報告は、先づ、一九二八——一九三三年の凡ての施設に於ける收容者の人員數に關する概觀を與へ、次に、受刑者の箇別的の事情に從つて分類し、現在に於ける受刑者の作業の發達について叙述してゐるのである。

一九三一年六月十八日の保安行刑兩施設に關する司法大臣の命令によつて、行刑施設は次の三種類に分たるゝのである。

一、拘置場 (Untersuchungsgefangniss)
これには中央、區及び警察裁判所に屬するものがある。

二、普通行刑施設 (Anstalten für den ordentlichen Strafvollzug)
これには、懲役監 (Zuchthaus) 禁錮監(Gefängnis) 及び勾留場 (Arrestanstalt) の三つが屬する。

三、特殊行刑施設 (Sonderstrafanstalt)
このグループに屬するもので數の多いのは、野外勞役施設(七)、心身耗弱者のための施設(六)、職業犯人、常習犯人及び傾向犯人のための禁錮監(六)で、更らにまた、十八歳以下の少年犯人の施設、刑罰加重のための施設、農場監、及び、常習犯人、職業犯人及び傾向犯人の懲役監もこの部類に屬するのである。

犯人は一般に第一の部類の施設即ち拘置場に收容せられる。各地方裁判所の所在地に中央拘置場及び區拘置場

があある。この二つには、起訴せられたるもの、或る官廳の命令に於て逮捕せられたるもの、引渡のため拘禁せられたるもの、押送中の受刑者、刑の言渡を受けたるものにして或る施設に收容さるゝまでの期間を過ごすもの等が送られてくるのである。

以上の中央、區、警察の三種の拘置場に收容せられた法律違犯者は、一九二八年には二十六萬二千四百六十六人であつたが、一九三〇年には二萬九千を減じ、一九三二年には激增して二十八萬七千四百四十一人となり、一九三三年には再び減じて二十六萬〇百五十二人となつた。一九三二年に於ける激增は、犯罪の增加よりはむしろ、警察の活動と新刑事訴訟手續法による處罰すべき所爲に對する手續上の告發の峻嚴を加へたるに由るのである。右の收容せられたる法律違犯者の八八パーセントは男子で、一二パーセントが女子であつた。年齡別にして違犯者の比例數は、十四歳——十八歳までのグループに屬する違犯者數は、一九二八年に於ける六、二パーセントより、一九三三年には三パーセントに減じてゐる。同樣に十八歳——二十一歳までのグループに於ける違犯者數は一〇、二パーセントより九、五パーセントに減じてゐる。違犯者數の一番多いのは二十五歳以上のグループで全數の七〇パーセンを占めてゐる。

右の違犯者の收容前の職業の種別に關しては、統計はたゞ一九三三年の分ばかりで、更らに、警察拘置場の收容者については何の統計も擧げてゐない。男子では、何の手工も有たず職業もないものは一〇パーセントで、女子に在つては四十五パーセンに達してゐる。男子に在つては、其の三二パーセントは收容さるゝまでは工業に從事したもので、二七パーセントは農業に從事したものである。

一九三三年に於ける收容者の二十六萬〇百五十二人の中で——統計の初めて擧げられてゐるのは此年からである——適法に刑の言渡を受けたるものは八萬九千五百八十人即ち三四パーセントで、この内四萬七千六百八十三人が中央拘置場及び區の拘置場に在つたもので、刑期及び刑種の統計に上せられてゐるのはこのグループのものだけである。即ち、この内で、重罪のために禁錮に處せられたものは二萬一千四百七十三人で、違警罪のため勾留に處せられたるものは二萬八千百四十七人である。六件は死刑に處せられ、三十三件は懲役刑に處せられてゐる。もつともイタリアで懲役刑と云へば終身刑にきまつてゐるとは人のよく知る所である。刑の量定で、男子

部で一年以上三年の禁錮に處せられるものが一番多く、全數の二二、五パーセントに達してゐる。一ケ月までの禁錮に處せられたものは僅かに一八パーセントに過ぎない。違警罪で一ケ月までの勾留に處せられたものは、八二、二三パーセントに達してゐる。刑の言渡を受けた四萬七千六百八十三人の内、四七パーセントは未だ一回も自由刑を受けたことなく、一四パーセントは唯だ一回の自由刑を受け、之に反して一七パーセントは三回以上自由刑に處せられたものである。凡ての拘置場より釋放せらるゝもの、一年間の件數は、一九二八年は二十萬八千人で、一九三二年までは二十七萬六千人に達したが、一九三三年には再び減して二十四萬五千人となつた。

(一) 普通及び特殊行刑施設

普通行刑施設及び特殊行刑施設には、懲役、禁錮又は勾留に處せられたるものが送監さるゝのである。一年間の收容者數は、一九二八年には四千七百七十七人で、一九三三年には五千八百四十一人に增加してゐる。年々の收容者の大部分が禁錮刑者であるのは當然である。常習犯人、職業犯人及び傾向犯人にして懲役及び禁錮に處せられたるものが、一九三二年に於て四百八十人であつたものが、一九三三年には急に二倍以上の一千〇四十四人に激增したことは、注目するに足る事實である。この二種の行刑施設から釋放せられたものは、一九二八年には八千九百人であつたが、一九二二年には一萬五千四百人に激增してゐるが、これは全く此年に發せられたる大赦の結果である。

收容者の年齢については、全收容者の約八〇パーセントは二十五歳以上であつた。二十一歳から二十五歳までの間の犯人の比率は一九三三年に於て一三、七パーセントの減少を示し、二十一歳以下の犯人にして處刑せられたるものは六パーセントの輕微な減少を示してゐる。

一九三三年に於て收容されたもの、内、八、四パーセントは職業なく何等の手工をも學んでゐないものである。大部分のものは收容以前農業にたづさはつてゐたものである。

一九三三年に普通行刑施設に新たに收容せられたるもの、内、七百十八人だけが一回の勾留に處せられたもので、殘りの凡てのものは重罪のために禁錮に處せられてゐる。驚くべきは、禁錮に處せられたるもの、總數の僅かに六パーセントのみが一年迄の自由刑を言渡されてゐることで、三一パーセントは一年以上三年の禁錮、二四

パーセントは三年——五年の禁錮、而して、二一パーセントは五年——一〇年の禁錮に處せられてゐるのである。一九三三に兩種の行刑施設に收容せられたる五千八百四十一人の内で、僅かに二六、九パーセントが前科のないもので、三八、六パーセントのものは五犯以上の者であつたことは、注意して可い。一九三三年に收容せられたるもの、殆んど四分の一は常習、職業又は傾向犯人だと說明せられてゐる。

(二) 行刑施設及び拘置場に於ける作業及び教育

學課と作業とは犯人の社會的更生のための重要欠くべからざる要素であるといふ行刑改良の趣旨に基いて、凡ての行刑施設に在る收容者にして年齢四十歳以内のものは學課の教授を受くる義務ありといふ規定が設けられたのである。普通及び特殊の兩種の行刑施設に於ける學課出席者數は、一九二八年には七百九十七人であつたが、一九三三年の末までに申請したものは三千六百四十三人に達した。中央拘置場及び區拘置場に於ては、この兩拘置場に收容せられたもの、刑期の短いといふ不利な條件の下に在るにも拘らず、申請者の數は、一九二八年には三千八百四十一人であつたが、一九三三年には一萬三千二百二十八人に增加した。兩施設に於ける圖書室から貸出された書籍の一年間の冊數は一九三三年に於ては一九二八年に於ける貸出冊數の二倍に達したのである。

受刑者の作業の問題を解決せんとする行刑局の努力は、幸ひにも好結果を收むることができた。一九二八年には行刑施設に在る受刑者は仕事の無いために總數の一一、二パーセントは依然手を空ふしてゐなければならなかつたのである。而して、一九三二年には、經濟上の危機の結果、この數が二八パーセントに達したのであるが、これが絶頂で、一九三三年の統計の際には、手を空ふして缺業に苦しめるものは僅かに五パーセントに過ぎなかつたことが分明かつたのである。中央拘置場及び區の拘置場に於ても、收容者に作業を與ふるの道を講ずるに努めたのであるが、この場合、多大の困難に遭遇したといふのは、此等の拘置場に收容せらるゝものは拘置期間の短いのが普通である被起訴者と短期の自由刑に處せられたるものとであるから、これがために只だ僅かに專門技術上の條件の要らない作業のみを提供し得るのみだからである。こゝでもまた、缺業者のパーセンテージは一九二八年には五八パーセントで、一九三二年には六五パーセントに達したが、一九三三年には四八パーセントに減じてゐる。

(三)　保安施設

行政法上自由を剝奪する保安處分の執行のための施設は、行刑改良のプログラムの一として、一九三一年七月一日より實際に開設せられたのである。保安施設には種々あるのであつて、農場(landwirtschaftliche Kolonie)勞役場(Arbeithaus)、法定瘋癲病院(Justizirrenanstalt)病院(Heilanstalt)にば、刑法に依りて此等の施設に指定せられてゐる症例に從つて保安處分の執行の必要なりと認められたものが收容せらるゝのである。訓練所(Haus für strenge zucht)には、農場及び勞役場に於ける不從順なる收容者を送るのである。法定の療養所(Justz-sanatrium)には受刑者中の結核患者及び其の疑ひあるものが收容さるゝのである。總てを合して、一九三三年には、二十三ケの施設があつて、其の收容力は四千九百八十八人であつた。一九三二年に於ては(此年から初めて統計が取られたのである)、收容者は二千二百三十二人に達したが、之に對して釋放せられたるものは一千七十五人で、一九三三年には、收容者二千五百四十八人に對して釋放者は二千五百三十七人であつた。收容前の職業關係を見ると、二五、七パーセントは何等の手工を知らず且つ別に何の職業にも就いてゐなかつた。三〇パーセントは收容以前には工業に從事してゐたものである。この保安處分の最短期間に關して、一九三三年に初めて統計上の報告が公にせられてゐるが、この年の收容者の約半數卽ち四五、三パーセントは少くも一年の收容が命ぜられてをり、其の三八、八パーセンは二年を下らざる期間收容せられなければならなかつたのである。

一九三三年に於て保安施設に收容せられたるもの、前科の有無についてみるに、これまでに來た一度も刑の宣告を受けてゐないものは、僅かに一二、五パーセントであり、殆んど半數以上卽ち五六、六パーセントは已に五回以上處罰を受けたものであつた。已に以前一度保安處分の適用を命ぜられてゐたものは收容者の約三分の一に達してゐる。

保安施設にあつても、また、政府は學課の教授に特に力を用ひてゐるのであつて、一九三三年於ては、前年年に比して約二倍のものが學課の教授を申請してゐるのである。

(四)　少年の感化施設

危險と認むべき且つ教化困難な少年の感化施設への收容の條件は、統計に現はれた最後の年である一九三三年までは一九〇七年六月の省令によりて定められてゐたのであるが、一九三四年七月の法律によつて全く根本的に改革せられたのである。この法律によると、各地方裁判所所在地に少年裁判所が設けられて、少年裁判管轄權が統一されることとなつたのである。少年裁判所は刑法上の管轄權を有つばかりでなく、已に立派に犯罪者たるの條件を具へたるもの又は右の虞ある少年の更生を謀るがために民法上及び行政法上の管轄權をも委ねらるゝに至つたのである。現行の法律によると感化施設への少年の收容は、警察、檢事、兩親又は國民母子保護協會の申請のあつた後少年裁判所によつて命令せらるることになるのである。この感化施設には二種ある。一は裁判上の感化施設(Justiz-besserungsanstalt)で、他は普通の施設であつて、前者には只だ處罰すべき行爲を行つた少年のみが指定せられる。この命令は保安處分によるのである。普通の感化施設には、處罰すべき行爲をなしたのではないが教化の危ふまれる少年が收容さるゝのである。感化施設は、一部は國立で、他は民間の保護團體によつて支持されてゐるが、私設の場合には國家の監督を受くるのである。少女のための感化施設は私設のもののみである。一九三三年の調査によれば、少年の施設十五及び少女の施設十四で、合せて三千六百〇九人の收容能力

があある。年々收容せらるゝ少年少女の中兩親を有つてゐるものは僅かに其半數に過ぎず、三〇パーセントは讀むことも書くこともできない文盲である。施設を釋放さるゝもの、內約四パーセントは讀み書きができるようになり、半數のものは或る種の手工を習得し、且つ、此等少年少女の九一パーセントは再び父母の家へ歸つて行くのである。特に注目すべきは施設に於ける感化の成果で、施設から放たれた九一パーセントのものは自由生活へ歸つてもよく身を愼しみ、刑法に觸れることのなかつたことである。就職關係に於ても成績甚だ喜ばしく、九四パーセントは釋放後職業を見出したのである。

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, September 1937

南米コロムビア共和國の新刑法草案

南アメリカのコロンビア共和國では(註——南米の西北角を占め、北はカリビアン海及びヴエネズエラに、東はヴエネズエラ及びブラジルに、南はブラジル、ペルウ及びエクアドルに、西は太平洋及びパナマに境を接してゐる。面積に於てはコロムビアは南米諸國中の第四位を占めてゐる)、一八九〇年の古い刑法を時代に適應した新

しいものに改めようと多年努力してゐたのであつたが、しかし、これまで何等の見るべき効果を收むることはできなかつたのである。一九二二年に一と度フエリ〔伊太利の實證派の刑法學者エンリコ、フエリー Enrico Ferri (1856——1922)〕の原則に基いた草案を作成して、已に法律となるべかりしであつたが、しかし終に實施せらるゝには至らなかつたのである。次いで、一九二五年にまた、起草委員によつて改正草案が公にされたが、しかしこれも議會に容認せらるゝに至らなかつたのである。是に於て、一九二七年に至つて、コルドヴア、デラ・ヴエチア、ゲデイニの三人の伊太利人より成れる改正委員が指命せられて、刑法草案の作成を委囑されたのであるが、この草案もまた、成功とは思はれがたいものであつたが、案の定實際の成果は結ばなかつたのである。かくして、終に一九三四年に至りて、コロムビア政府はカルデナス、エスカロン、ロツアノ及びレーの四人のコロビアの刑法學者から或る改正委員に草案の起草を委任したのである。この委員は一九三五年に一個の刑法草案 (Proyecto de Código Penal-Prozect of Penal Code 2 Ed., 1936) を公にすることができたのである。

今、この草案を見るのに、キユウパ、メキシコ、ブラジル等のスペイン系のアメリカの諸國の改正草案に比して及ばさること遠いものである。特に、危險なる犯罪の防遏に於て到處に徹底性を欠き、且つ、刑法學上の專門の立場から檢討すると、かなりの不十分に思はれる所があるのである。

主刑として、草案には、懲役（三十年まで）、禁錮（六ケ月より八年まで）、勾留（一月より五年まで）、追放（三年まで）及び罰金が規定され、附加刑としては、職業の禁止、公權の喪失、行狀の保證、行刑農場への收容が規定されてゐる（第四十二條以下）。なほこれと共に別に一定の犯人の部類に對しては保安處分の執行が命ぜられてゐる。發狂者、精神病者又は麻醉劑常用者たる犯人に對しては、次に揭ぐる保安處分が適用さるゝことになつてゐる。即ち、精神病院又は農場への收容、自由の監視、國立施設に於ける强制勞働、一定の場所への出入禁止等是れである。十八歲以下の少年犯人に對しては、自由の監視、インダストリアル、スクール（勞働訓練所）又は感化院の三つの內いづれかが考慮せられるのである。終りに、政治犯人には次の保安處分が適用せらるゝのである。即ち、罰金、要塞禁錮、追放等である。

草案によれば、刑法の主たる目的は改善と社會的更生

に存すべきであるとするのであつて、從つて、勾留及び禁錮に於ける條件附刑の宣告（執行猶豫）、條件附釋放（假釋放）及び裁判上の刑の免除が規定せられてゐるのである（第八十九條）。個々の刑罰は刑を加重し並びに輕減すべき事情の有無を目安として量定せらるべきものとしてある（第三十六條以下）。自由刑の執行には必ずや勞働の强制が伴はなければならないもので、勞働を强制するに當りては、職業の訓練養成が第一に考慮せられなければならないのである（第四十三條）。

猶ほ、また、罰金、賠償金、受刑者の作業收入の一部、沒收等によつて罰金々庫を設けることになつてゐて（第八十五條）、之に由りて發狂犯人の犧牲となつたもの及び傷害を蒙りたるものの損害が賠償せられ、且つ、必要なる場合には、刑の言渡を受けたるものゝ家族が扶持せらるゝのである。

强制的の勞働給付による罰金並びに賠償金の償却は規定せられてゐない。

之を要するに、刑法總論に於ける個々の問題についても、また、之に關する草案の規定は左右支吾する所多く、不完全で、餘りに効果の期待できないものである。特に、危險性の多い犯罪についてこの感が深いのである。常習犯人に對する保安處分は規定せられてゐないのであつて、單に累犯が刑罰加重の理由として擧げられてゐるだけである（第三十四條）。

各論の部でなされてゐる提案も、これといつて注目するに足るものは何もないのであつて、他の諸外國のものに比して優る所のものはないのである。個々の犯罪に對する刑罰の隨處に寬に過るは人をしてむしろ不快の感を懷かしむるのである。

（ボン大學教授スタインワルナー）
Monatsschrift fur Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, August 1937

「休戰はない」
——行刑改良家オスボーンの傳記——

今更オスボーンはちと古い、と云はれるかもしれないが、しかし、オスボーンの精神は今も猶ほ依然として生きてゐるのである。といふよりも、むしろ此頃になつて實を結んで來たのである。オスボーンの精神を理解し尊重し、彼の人格を敬慕する多くのシテイズンによりて、彼の志を紹ぎ彼の事業を朽ちざらしめんがため、等しく

行刑改良を目的とする行刑智識普及協會（The National Society of Penal information, Inc.）及び福利聯盟（The Welfare League Association, Inc.）なる二つの團體を合一して彼の名を冠したオスボーン協會（The Osborn Association, Inc.）をニューヨーク市に創立したのは、つい數年前のことである。彼がオーバーンそ、シン、シン（ニユウ・ヨーク州）の二つのプリズン、つゞいて、ボーツマウス（ニユウ・ハムプシヤー州）の海軍刑務所（オーバル・プリズン）に行つたラデイカルな改革は、當時、政敵は勿論、世人の反感を買つたといふよりも、むしろ一種の恐怖をさへ惹起したのであるが、今日では、其の精神思想は已に廣くアメリカの學界（外國まで）並びに多くの改良團體の間に認められるゝに至つたのである。

富豪で、音樂が好きで、文學の嗜みがあつて、社交家で、しかも、リホーマーとしての熱烈な理想に燃えて、斷じて妥協することを肯んじなかつたユニークな彼の人格は、幾度憶ひ起しても新しい氣がするのである。彼がシン・シン・プリズンのワーデンたりし時、或る年のクリスマス、イーブに、「彼等」の爲めに、自ら進んでピアノに坐しベートーブエンのシンホニーを奏でた彼の姿は、自分のもつともなつかしいものに思ふ所のものである。

アメリカの行刑事情を知るためにも、ピーノロジーに關係のある人々は是非オスボーンの生活を知つてをく必要がるが、幸ひ近來の好著と稱せらるゝ彼の傳記に對するコムメント（評釋）に接したので、玆にざつと紹介することにする。傳記はオスボーンの年少の友にして彼を敬慕してゐたルドルフ・W・チエンバーレーン氏の編む所で、原名は、

THERE IS NO TRUCE
A Life of
Thomas Mott Osborne
Prison Reformer

といふので、彼の一生を通じて堅く守つて棄てなかつた「休戰はない」（"There is no truce"）なるモツトーを取つて書名としたものである。コムメントはドイツのハイデルベルヒ大學教授ミツテルマイアー氏の筆になつたもので、オスボーンに大變親しみを有つた書き振りで、この書を推賞してドイツの行刑界に薦めてゐるのである

が、推薦する人がオスボーンの心持とをよそ縁の遠いナチ、ドイツの大學の教授だけに面白いと思ふ。

オーバーンに於けるオスボーン、行刑制度の改良に活動した彼については、ドイツに於ても熟く知られてゐるのである。しかし、彼の事業を理解し且つ評價せんがためには彼の生活の全貌を知らなければならないのである。彼の年下の友人であるチエーンバーレンによつて書かれたこの傳記は巧みにそれを描き出してゐるのであつて、讀む者をして深い感興を覺えしむるのである。我等は、この著によつて、オスボーンの極めて多彩なる生活と行刑制度の境域に於ける彼の事業とを知るを得るばかりでなく、同時に、廣くアメリカの社會的並びに政治的のドイツとは異つた複雜なる事情を親しく紹介されるのである。而して、此等のアメリカの事情についての智識を得ることは其自身有益であるのは勿論であるが、オスボーンの生活を理解する上に大なる意義を有つものである。

オスボーンの家は、已に夙く一六三四年にイングランドから北米に移住したものであつて、家族のメムバーは皆一かどの人物として知られてゐたのである。オスボーンは母方を通じてクエーカー教徒（註——ペンシルバニア州の名親となつたイリアム・ペンの屬してゐた英國の新教々團で、教友派（Society of Friends）なる一つのソサイエテイを組織してゐたので、夙くからこの教派の傳統の強い感化を受けてゐたのである。父はオーバーン（ニエウ・ヨーク州）に於ける富裕な機械製造業者で、當時羽振りを利かしてゐたマグネートだつたのである。オスボーンが一生金持で暮らせたのはこの父のお陰であつて、それがまた自然彼の生活にとつて大きな意味を有つことになつたのである。古典的ではあるが多角的であり、人間味のたつぷりな、藝術的な教養を有つた人として到處で持てはやされた社交家であつたが、趣味は讀書と音樂とで時々歐州大陸の旅行を樂しんでゐた。一八五九年に生れたオスボーンは、一八九六年に已に早く妻を失つてからは、全く身を公共の事業に投じて、デモクラット（民主黨）として終始一貫して州のために働いたが、しかし、決して黨派心に驅られたことはなく、常に全く獨自の見に立ちて、リーダーとなつて戰つたのである。しかも、一たび戰へば決して最後まで休戰することをしなかつたのである。この書の題名の「休戰はない」はこれから出たのである。彼のすることは常に徹底的で、全精神を以て愛し全精神を以て憎み、なま

ぬるいことは決してしなかつたのである。彼は自分の價値を知つてゐて、他に認められるゝことを自ら期してゐたのであつて、かゝる人が大事を成し遂げるのは當然だが、しかしまた、全く誤解から免かるゝことのできないのは已むを得なかつたのである。オスボーンは餘りにもたゞ自分の頭腦を恃むで押し通したので、しかも、その場合思想と共に彼の熱烈な感情が强く働いてゐたのである。かくして、彼は多くのむしろ多うすぎた位の尊敬すべき知己と崇拜者とを持つてゐたが、惜しいことには彼等はひたすら感情からばかり彼に追隨してゐたのであつて、彼の思想を深く研究して科學的基礎の上に組織構成することを知らなかつたのである。しかし、同時にまた、彼には多くの敵もあつて、事毎に手ひどく彼を攻撃し、幾度か虚構誹毀等の恥づべき方法によつて彼を苦しめたのである。この點で、アメリカの政治生活を觀察するのは興味があり、學ぶ所多いのである。

その中に、彼は政治上の關係でオーバーンから首府ワシントンへ移つたが、しかし、いつも黨の政綱に反對して獨立の意見を立てるので、實際の政黨の駈引の上に大きな地位を占むることはできなかつたのである。

彼が行刑制度に興味を持ちだしたのは、ニユウ・ヨーク州のフリーヴイルのヂオージ、ヂユニアー、レパブリツク（George Junior Republic）（少年共和國）（註――一八九五年イリアム・リユウベン、ヂオージによつてニユウ・ヨーク州のフリーヴイルに創設された少年少女（放縱馭し難きもの又は兩親の監督を欠けるもの）のための一種の訓練施設で、模擬國家の形を成すもので、經濟、法制、其他一切の社會的狀態を合衆國のそれに近きものとし、凡ての少年少女に市民權を與へて、自治制によりて自主自制の精神を養はんとするものである。「勞働せざるものは一物を得ず」（"Nothing without Labour"）といふのがこの共和國の堅きモツトーで、宿料を拂ふことのできないボーイやガールはこの施設のヂエール（拘留場）に眠らなければならないほどに、このモツトーは嚴重に實行されたのである。）に關係し始めてからで、彼はこのレパブリツクを一八九六年に初めて知つて、爾來二十年間極めて密接な關係を保つてゐたのである。

一九〇五年以來プリズンに關係することになり、一九〇六年には、プリズンの改良に關する州の委員長となり、次いで、オーバーンの大刑務所の管理の改良に大きな役割を演じたのである。一九一四年には、シン、シン、プ

リズンのワーデン（所長）となつたが、彼の管理上の改革からあらゆる讒謗惡罵を浴びせられ、反對者との長い抗爭の後、戰ひに勝つには勝つたが、終に一九一七年其職を棄てゝシン、シンを去つたのである。シン、シンは去つたものゝ、しかし、其同じ年にすぐとニユ・ウハムプシヤー州のポーツマスに於ける合衆國政府の海軍刑務所（ネーバルプリズン）の所長に任ぜられたが、玆處でも當然また古參の海軍士官から敵意を買つて、一九二〇年この職を去り、爾後一九二六年に急逝するまで比較的平穩な日を送つたのである。しかし、その間も猶ほ幾度か合衆國內各處の行刑施設の檢閲を依頼されたり、講演を依頼されたりして、死ぬまで活動してゐたのである。講演では、英國までも招かれたこともある。

オスボーンが嘗つて受刑者として刑務所に入り其處の事情に通曉したことのあるのは、熟く人の知る所であるが、彼は一九一三年に一週間大部分のものには識られずに、トム、ブラウンの名で、オーバーン・プリズンに入つてゐたこともあるが、其後も幾度かこの研究をくり返したものである。彼は一體かういふことが好きで、變裝して工場やら、下等な下宿やら、鐵道やら、バーやら、到處で親しく人間並びに複雜した人事關係を觀察するのを常としたのである。これは、たしかに彼にとつて役に立つたにはちがいないが、また、これが爲に色々に疑れもしたのである。しかし、この方法は、オスボーンとして特色のあるもので、彼はこの方法によつて、他の方法では到底結ぶことはできないような關係を受刑者と結ぶようになつて、改良案を立てるについて、彼等を相談相手にしたのである。しかし、かゝる場合にありがちであるように、彼は信義の堅い人間にもぶつかつたが、また彼の深い思ひやりを惡用したものもあつたのである。とにかく、彼がオーバーンや、シン、シンや、更らに、ポーツマウスで實行したミユウチユアル・ウエルフエア・リーグ（Mutual Welfare League）（共福會）なる受刑者の自治精神を涵養せんとすることを目的とする團體を創案した大動機は、實に、彼のこの拘禁中に得た經驗に基いてゐるのである。

要するに、オスボーンの事業は、精神的にも物質的にも全く時代後れとなつた當時のプリズンに在る受刑者に、清潔、より良き食糧、合理的な訓練、卽ちつゞめて言へば人間らしい處遇を與へようと骨を折つたのである。しかし、彼が、人間は自由の生活に在らしめてこそ初めて自由の何たるかを敎しへられ得るもので、凡ての

人間には誰れにも衷心に善なるものがあつて、これを育てゝ行くのが眞の人の道である。と說いたのは、當時に在つて眞に革命的なものがあつたのである。かくして、彼は非常に自由な處遇を施すことになつたのであるがしかしながら、彼のこの思想には科學的な基礎が缺けてゐたし、且つ、彼の思想を實際に具現せしむべき職員の能力は不十分であつたし、更らに、頑陋なる因襲の勢力の打破しがたきものがあつて、彼の折角の企圖も大した効果は擧がらなかつたのである。其上に、彼は、全く不適任なものでも黨派の關係で官職に任命されるといふアメリカの政黨政治の弊風を終に打破することができなかつたのである。彼は餘りに時代に先立つてゐたのである。而して、かくして、彼の創案したものは死滅してしまはなければならなかつたのであるがしかしながら、今日のアメリカの凡ての改良運動の中に彼の精神は依然として生きてゐるのであつて、現在熱望せられてゐる受刑者の分類といふ制度に於て彼の思想に再び生命を取戻してゐるのである。

オスボーンは、受刑者が意志の緊張努力により自力で自由を獲得することを望んだのである。これが彼のプリズン・リホームの根本精神だつたのである。今日、この思想の正しいものであることは、アメリカに於ける最大のプリズン、アソシエーションであるアメリカン・プリズン・アソシエーションを初め其他多くの行刑改良團體によつて全然承認せらるゝに至つたのである。

我等は、この快著によつて、熱烈な、才藻の富贍な、しかも、高い理想の深く根ざした、稀れに見る強い人格を識ることができたのである。玆には、飽くまでも戰ひ拔いた一個の鬪士の姿が鮮かに浮び出してゐるのである」。

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, September 1937

協會記事

全國刑務所長及評議員招待會並に刑務協會事業報告

刑務協會では、今回全國刑務所長會同參列のため上京した各刑務所長並びに各評議員を、十月十日午後五時赤坂幸樂に招待して懇親會を開催、同時にこれを機として瀧川刑務協會々長より、各所長並に評議員に對し、本年度における協會の事業報告を行つた。來賓として皆川東京控訴院長、長嶋次官、大森民事局長、鬼頭刑事地方裁判所長、德永檢事正、阪元少年審判所長及び沼波東本願寺東京出張所長、藤音西本願寺輪番並に全國各刑務所長、各評議員等約百名出席、長嶋次官の乾杯にて何れも胸襟を開いて歡談に時を移し、午後九時頃相前後して散會したが、冒頭瀧川會長は、來賓に對する挨拶と共に左の事業報告をなした。

瀧川會長挨拶

今回全國刑務所長各位が參同されたのを機會として、刑務協會においてこの席を設けましたるところ、皆川控訴院長閣下を始めとして、來賓諸彦におかれましては、生憎の天候にも拘らず特に御賁臨の榮を賜はりましたことは、まことに感激の至りに堪へない次第でありまして、この一點だけでも、各位がいかに刑務協會を御援助下さる思召の深いかゞ思はれまして、私共としても非常に心强く感ずる次第であります。

協會の會計狀態につきましては、すでに支部長並に評議員各位に對し御報告申し上げてありまするから、こゝでは、最近に於ける協會の事業成績に關し一應の御報告を申し上ぐることゝいたします。

事業報告

刑務協會並共濟組合昭和十一年度決算書は曩に印刷送付致して置きましたから數字の內容に付ては旣に御承知のことゝ存じますので、玆に省略して大體の業績の內容を申上げます。

先づ刑務協會に於ては

一、多年の懸案であつた會館の新築を完成した事であります。之に付ては一般寄附金の募集や會員各位の釀出金夫れから數年に涉る會費の增徵等幾多努力の結晶でありまして、今日此

の偉容を見ることが出來たのは、斯界の爲寔に御同慶に堪へない次第であります。

構造は鐵筋コンクリート三階建、建物延坪數五五〇坪、工事費拾五萬九千百九拾圓拾錢、備品費及落成式費用等貳萬三千百三拾貳圓七拾參錢、尚此の外備品費に多少の未拂額が殘つて居ります。次に

一、本年は恰も當會創立五十年に相當するので紀念事業として職員一般の醫療費等福祉增進の資金として、全支部に對し壹萬圓を頒布し又金壹萬圓を會員子弟の奬學金に給與することとし既に二十九人を選定して支給を開始し、尚其際募集の懸賞論文に付ては着々審査を急ぎつゝあります。

一、雜誌刑政に付ては紙數を增加し新に趣味欄を設くる等內容を改めて會員の研究修養に資し、之が爲約四千圓近くの支出增嵩の見込であります。

一、人雜誌に付ても時局に鑑み頁數を增加して、ニュース寫眞を附する等努めて時局の認識を深めしめ精神作興に資する等教化の爲めに之亦月額四百圓宛の支出增加であります。

一、當館內圖書室の充實刷新を期し斯界研鑽の權威たらしむべく擔任者指導の下に鋭意努力中であります。

一、活動寫眞も今回の巡寫から初めてトーキーに改め之又器械設備、フヰルムの購入等相當經費增嵩を來して居ります。

一、行刑に關する資料調査に付ても之が專任者を置きて極力鬼集調査に從事して居りますが、之に付ては調査上各位の御協力を要することが多々ありますので何分の御援助を願ふ次第であります。

一、尚時局に鑑み刑務作業施設に關しては特に意を用ひて或は注文者當局と作業當局者間との意思の疎通、交涉の圓滑を期し或は就業者の精勵を嘉賞する等相當の經費を支出しつゝあります。

一、會員の會費に付ても物價騰貴の實情に鑑み先般來から實行の通り相當の減額を實行したのであります。之が爲には年額約壹萬五千餘圓の減少を見込で居ります。

以上要するに本會としては一般金利の異常なる低減に會館新築諸費約貳拾萬を要し之利子を失ふ等減收多大なるものあるにも不拘各種施設を試み經理上には多大の犧牲を拂つて當會成立の趣旨に鑑み之が使命達成の爲精進して居る譯でありますから各位に於かれましても此上共一層の御協力を切望して止まない次第であります。

最後に各位に御協力を願つた收容者の恤兵獻金も非常の好成績で本日迄に四十九刑務所で四萬四千八百九圓四給錢となつて居ります尚此の上の御盡力を御願ひ致します。

次に共濟組合でありますが之も既に申述べました樣に利子の減收とは反對に成立年次の經過と共に脫退共濟交付金は增加する一方で之迄の如き資金の蓄積は到底望まれませんが、現在の

處凡そ收支の均衡を保つて居る狀況で順調に經過し組合員の福利增進に貢獻しつゝあるものと信じます。

かやうな次第で協會としては最近相當の出費を見てをります前會長時代には會員各位の多年の要望でありました會館新築のことを實現され、形の上で大きな事跡を殘されましたのに、不肖私の時代となりましては、格別の功勞もないのに徒に出費のみ多く、まことに相濟まぬことゝは存じまするが、何卒もうしばらくの間、大目に見ていたゞきたいと存ずるのであります。資金が減少するのは協會として心細いことには相違ありませぬが外ならぬ國家非常の場合でありますので、私としては、この非常時に對する協會としての心構へ、と申しますかつゝしめと申しますか、それを各位の御了解の下に多少とも實行させていたゞきたいと考へてゐる次第であります。何卒私のこの心持を御酌み取り下され、しばらくの間、御辛棒を御願ひいたしたいと存じます。

今夕は設けも粗末であり、係員のものも不行屆きでありますが、これ亦大目に見られて、ゆつくり御召し上りの程を御願ひいたします。御見受けするところ、各刑務所長並に評議員各位には、何れも元氣潑剌としておいでになり、特に御慰勞申し上げるといふやうな必要は少しもないのでありますが、ともかく設けられた機會でありますから、この際に更に十分に銳氣を養はれて、明日からの會同に折角御奮闘あらんことを切望いたして、主催者側としての御挨拶を終ることにいたします。

次で岡部大阪刑務所長は刑務所長一同を代表して、左の挨拶を述べられた。

岡部大阪刑務所長の挨拶

今夕御招きにあづかりましたことにつき、私共今回地方から上京してまゐりましたもの一同を代表して、私に一場の御挨拶を申し上げろといふことで、私は自ら顧みてその任に非ずとは存じますが、折角の御命令でございますから、一言御挨拶申し上げます。私共地方にをりまするものは、平素餘り會談の折もなく、その點お互に多少の遺憾を感じてゐる次第でありますがそれだけに刑務協會がかうして、私共一同がお互に手を取り合ひ、胸襟を開いて、歡談を試むるの機會を御與へ下さいますことは、私共の衷心から喜びとするところでありまして、その效果も大に期待され得ることゝ存じ、厚く御禮申し上ぐる次第であります。折角の御もてなしでございますから、十分に御好意を頂戴いたす所存であります。

只今會長閣下からの御說明によりますと、刑務協會はこの非常時に際して種々困難の事情あるにも拘らず、閣下を始めとして各職員方、非常の御苦心を以て御經營に相成り、今年は會員多年の要望でありました會館新築のことを御成就なされたのみ

ならず、内容においても、各方面に着々整備充實の一途を辿られつゝありますことは、私共としても拙からず心強く感じてゐるところであります。思ふに協會が生れてから今年で五十年になります。五十年といへば、個人であるなれば、稍老ひを感ずるの年でありますが、法人である協會は、個人とはちがつて、ひとり老ひを感じないばかりか、將來益々繁榮と活動を續けて行く姿が想見せらるゝのであります。唯あの立派な會館を見ただけでも、地方の會員などは、いかに賴もしく感ずることでありませう。況して、外觀と共に内容も益々充實しつゝあることを承りましては、一層の心强さを感ずる次第でありまして、協會誕生當時のことなどを思ひ廻らせば、まことに今昔の感に堪へぬものがあるのであります。時節柄御苦心の存することは十分に御察しいたしますが、何卒今後も、從前通り、否從前にもまして、刑務協會の發展のために御盡力下され、以て私共刑務官の指導者としての刑務協會の地位を一層高められんことを切望いたす次第であります。

なほこの機會に、或は他の御客樣には御迷惑のことかとも存じますが、平素厚く心を寄せて下さる諸先輩各位といふことで御許しを願つて、私共地方に在る會員の心持——といつてもそれは私が忖度して申すことですが、その心持を一應述べさせていたゞき、出來ることなら今後の御參考にも供したいと存ずるのであります。先づ本日は、協會の御主催により、毎年の恒例である武道大會を開催いたした次第でありますが、この武道大會は、創始以來回を重ぬることすでに十回、年數にして十一ヶ年を經過し、御覽の如く、相當立派な發展を遂げてまゐつたことは、斯道のため御同慶に堪へない次第であります。武道大會がともかく今日の程度まで立派に育つて來たことについては、私共としては、協會の御援助を感謝いたすと同時に、斯道に貢獻しつゝあることの尠からざることを思ふて、心窃に喜んでゐる次第でありますが、しかし考へて見まするに、武道大會も誕生以來すでに十年以上の歲月を閱してゐます。或はこの邊で第一期を劃し、更に第二期の時代に進んで、一層の活躍を見て然るべき時期に際會してゐるのではないかと私は考へるのであります。過去十年間に、武道大會の基礎は出來上つたのです。今後はこの基礎の上に立つて、更に陣容を新にして、倍舊の發展と充實とが要求さるべきではなからうかと存ずるのであります刑務官は平時においても、武道の心掛けが必要であると私は確信してゐるのでありますが、殊に今日は、いはゆる國家非常の秋であります。上下を擧げて尚武の氣風が益々旺盛となりつゝある折柄であります。國民としても寸時も緊張の氣持を失つてならぬ場合であり、從つて尚武の精神を忽にしてはならぬ時代でありますが、刑務官としては特にその點に關心を有つべきであらうと存じます。何れにしても今日の程度までに育つて來た武道大會のことでありますから、協會としても何卒右の趣旨を

御酌み下され、今後共更により良きものに、更により盛大なものに、更により意義深きものに育て上げるために、何分の御援助、御配慮を煩はしたいと切望いたす次第であります。

次に雜誌「人」のことについて御說明がありましたが、これ亦、創刊以來十數年の歲月を經て、今日の如き見事な成長を見つゝありますことは、行刑敎化上、まことに喜びに堪へない次第であります。先程の局長閣下の御話にもありましたやうに、時局に關する記事については、特に御考慮を拂はれてゐる樣子で、まことに結構のことゝ存じますが、何卒今後も哀れな收容者だちの心の糧であるこの雜誌の發展のために、一層の御努力を願ひたいと存じます。

又「刑政」の編輯についてもいろ〳〵御苦心の存することは私もかねて承つてゐます。成程「刑政」の内容は、以前に比して可なり變つて來てゐます。御苦心の跡も十分に伺はれます。しかしながら、これは或は私の一私見に過ぎぬかもしれませんが、「刑政」といふ雜誌の性質上から見て、通俗化の傾向を辿るのがいゝか、それとも、特にこゝ十數年來、學問界に於ても相當その價値を認められるゝやうになつた今までの姿を、守つて行く方がいゝか、それは隨分疑問であらうと存じます。勿論「刑政」の通俗化に、一面の理由はあるといたしましても、從來の傳統からはなれて、學問的の言說を、讀者が喰ひつきにくいからといふ理由で、敬遠してかゝるのはどういふものかと、私共には考へられるのであります。成程學問的の論文になりますと、どうしても難かしいものとなり、讀者には或は喰ひつきにくいかもしれません。ですが、その喰ひつきにくいところを何とかして喰ひつかせて行くやうに仕向けて行くのが「刑政」の使命でもあり、又現にそれに成功しつゝあるやうにも見受けらるゝのであります。さうしたわけで、折角こゝまで順調な成長を遂げて來た「刑政」でありますから、ともすれば途中でその芽を摘むやうな結果となるのでないかといふことは、私共會員としまして、甚だ遺憾に感ずるのであります。勿論和歌欄を設けるのも書道欄を設けるのも結構なことには相違ありませぬがしかしそれは飽くまで趣味の問題であつて、行刑の本筋でないことは言を待たないところであります。傳統ある「刑政」のことではあり、右の點、何卒中央の御方々の御再考を御願ひいたしたいと考へてゐる次第であります。

又協會五十周年紀念事業の一つとして、先に募集になられた懸賞論文については、目下着々審査をお急ぎになつてゐられるとのことでありますが、どうか成るべく早く、出來れば年の暮れぬ中に御發表になつていたゞきたいのであります。會館はす

でに春に出來上つたのに、一生懸命に有りたけの智慧を絞つて書いた論文が、未だに停頓してゐるのでは、執筆者としても、不本意のことだらうと存じます。

更にも一つは、例の五十周年記念論文集のことであります。不肖私の如きも、淺學短才ではありますが、すでに二十年からの御奉公なので、この際何とかして多少の意見をまとめ、幾分かでも行刑のために貢献したいとの考へから詰らぬものを差し出してあるわけですが、他の御方々からも相當玉稿が集つてゐることゝ推察いたします。甚だ督促がましいことを申すやうですが、どうかこれ又成る可く早く出版していただきたいと存じます。先日私が、灘の谷田三郎先生を御訪ねいたしたとき先生から「あの紀念論文集はどうなつたか」と訊かれましたので、「まだ出來てゐないやうです」と御答へいたしますと、先生は、「さうか、それは惜しいことをした、自分も賴まれて、あの時は斷つたが、そんなに長くかゝるものだつたら、自分も仲間入りするのであつた、自分も行刑には多少の經驗もあることだから、後世のために書き殘しておきたいこともあるし、又外國人に見せても恥しくないものを書いて置きたいといふ氣もある、日本文で書くのは少しオツクウだが、獨逸語でなら書いて見やうとも思つてゐる」との御話でした。谷田先生がすでにさういふ思召である以上、若し編輯の方が未だ途中であるならば、この際先生の玉稿を頂戴することにしたならば、錦上更に花を添ふる所以ではないかと私個人としては、考へてゐるのでありますが、その點いかゞなものでせう。一寸御參考までに申し上げます。

最後に、御話のありましたトーキー映畫のことは、私共もかねゞ〳〵希望してゐたわけでしたが、すでに御詮議濟みのことを承はり、大層心強く感じてゐる次第であります。その他小さいことについては、申し上げたいこともありますが、右大體私の考へてゐるところを腹藏なく申し上げた次第であります。しかし前にも申すやうに、これは私の一私見かもしれませぬし、又代表してと申しましても、これは他の方々の御意見を、私が忖度して申し上げたのでありますから、その點は十分に御諒察を願つておきます。地方にをりますと、いはゆる田舍者となり、中央の事情にも自ら疎くなりますので、或は筋違ひのことを申し上げたかもしれませんが、その點は、田舍者に免じて、御海容の程を御願ひ申し上げます。右御禮旁〻一言所懷を披瀝して御挨拶に代ふる次第であります。

廿五年以上勤續者並ニ十五年以上皆勤者表彰

例年十一月三日明治節を卜し本會が施行してゐる判任官以下刑務職員の廿五年以上勤續者並ニ十五年以上皆勤者の表彰は本年も明治節に各刑務所に於て記念品（銀杯）を授與し表彰を行ふことゝなつた。本年は廿五年以上勤續者は六十貳名、十五年以上勤續者は二百十六名、廿五年以上勤續並ニ十五年以上皆勤者十名で右計二百八十八名の多數に上り、毎年表彰者の數が增加して行く事は同慶に堪えぬ次第である。

表彰者人名左の如し。

廿五年以上勤續者（銀杯壹箇宛）五十九名

東京　落合嘗藏　前橋　清水榮太郎
豐多摩　清水重光　同　小野澤品藏
同　栗原要助　同　根岸類次郎
府中　大竹峰太郎　甲府　泉久造
横濱　菊樂夷　同　清水嘉廣
水戸　川島德三　長野　松本稻城
新潟　毛利佐四郎　山口　梅地竹治
京都　岡本幸次　松山　久米爲市
大阪　野際鼕　長崎　山田八百吉
神戸　外山龜助　同　原寅次郎
滋賀　武田茂吉　同　井元二郎
德島　藤井和七郎　熊本　平田岩八
高松　伊藤駒市　同　福下德藏
高知　傍士茂喜　宮城　伊藤菊治
名古屋　朝岡晴光　同　成田助次郎
同　山田直次郎　同　高橋作三
三重　竹田光四郎　同　白石重五郎
岐阜　石田藤次　秋田　雪田幸太郎
金澤　北野竹太郎　同　立田爲治
同　水上友吉　同　小野地直吉
同　水橋性一　札幌　山田周藏
同　片山和三郎　函館　藤田順
廣島

網走　中濱亥三郎
同　渡邊長八
同　阿部林藏
同　菅野龍之助
同　姫路（少年）　伊藤政吉
久留米（少年）　西岡寅一
北海（少年）　青柳金藏
光州　金子周平

臺北　高田健吾
同　相川長藏
同　阿部三郎
同　濱岡保太郎
臺中　山手武藏
同　野田尋男
臺南　岡崎文作
同　柳田辰次
臺南　稻田仁吉
西大門　古川三郎

十五年以上皆勤表彰者（銀杯壹箇宛）二百十六名

小菅　中村與四郎
同　印南龜吉
同　石井幸助
同　高橋福治郎
同　水村安久治
同　羽田省二
同　辻本重太郎
同　小倉知孝
同　鈴木養之助
東京　佐藤八郎

同　高岡長藏
同　遠藤精
同　今泉義松
豐多摩　加島博一
同　高橋長太郎
同　井原喜知
同　小池孝壽
同　野本開藏
同　田中宗吉
府中　岩崎彌太郎

同　木村彦作
千葉　藤崎正雄
同　泉水巧治
同　片岡國松
同　鴇田喜八
同　大島弘任
水戸　神俊三
同　杉浦長久
同　高野亥之助
宇都宮　三輪良保
同　大森佐登美
同　田代佐四郎
同　奥山かくの
同　岡田利
同　鈴木秀松
前橋　宮田誠
同　根岸龜壽郎
同　山田喜重治
前橋　高橋吉郎
同　小池芳之助
同　皆川幸一
關　二

同　横田治喜知
靜岡　梶間織次郎
同　松永悌
大森鉄一
美濃部瑠作
海野金藏
甲府　柳澤利喜平
内藤美一
久保川熊太郎
志村守正
本田文次郎
宮澤寛治
榎本梅之亟
和田清治
長野　小松寅雄
大久保直美
小野義久
新潟　見田三次
皆川留六
京都　吉村音四郎
石倉平太郎
森金藏

同　小牧祐二
大阪　浮田與三郎
同　北側光俊
同　岩橋芳之助
同　吉澤嘉平
同　中本友治
同　岩崎健治
同　清川熊次郎
同　横山音吉
同　藤井重次郎
同　寛座清吉
同　山田秀藏
同　愛洲忠男
同　上野義雄
同　香本友一
神戸　飯村清司
同　谷垣昌
同　中井武夫
奈良　野口金太郎
滋賀　中村德太郎
德島　工藤胤生
高松　藤澤清

同　入江正吉
同　小林玉一
同　松本數馬
同　中村一郎
同　尾崎忠太郎
同　川田良平
同　坂本勝喜
同　山地利吉
同　山本將
名古屋　佐久間金松
同　田中留橋
同　小島彌三郎
同　鈴木豐彦
同　青木喜左衛門
同　木村七太郎
同　小田倉一
羽後　五左衛門
同　中村藤五郎
金澤　小崎次三郎
同　森善太郎
同　矢部政友
同　石坂正義

同　田中豐太郎
同　中川彌一郎
同　二川乙松
廣島　原盛太郎
同　藤田豐介
同　國崎傳藏
同　川口義嘉
同　瀧澤多吉
同　神崎傳八
長崎　下田初次郎
同　宮喜一郎
同　高橋菊三郎
同　有田和一
山口　石崎榮作
同　岡野圭次
福岡　吉田熊太郎
同　藤津寛一
同　久富武一
福岡　板野清志
同　下田武夫
熊本　田中萬次郎

同　吉田是壽太
石川　石川榮市
岩崎勳壽
前田信治
同　緒方安章
松山　上松半四郎
同　森福次郎
同　島内松平
渡邊力平
古賀松一
鶴辰一
北村忠三
御厨衛鄕
池園安一
高橋繁太
松永勝喜
木村磯吉
山崎武吉
上井浩
河内京一
川上虎記
本庄範嗣

同　井島吉一　同　若月利作
同　中村德次　同　鈴木兵三郎
同　藤本爲次郎　同　遠藤政十
同　中川健眞　同　末永祥三郎
鹿兒島　松本篤　秋田　藤下伊一郎
同　田中七藏　同　仙北屋禮治
鹿　元吉佐平次　同　老松與惣吉
同　牧忠義　同　浦山長吉
同　鹽津靜吾　同　荒木朝之助
同　山下金太郎　同　門脇廣吉
宮崎　山本八百藏　青森　川村卓郎
同　田中廣吉　同　小泉泰衛
同　味坂重雄　同　花田正三
同　日高美一郎　同　櫻田榮
沖繩　諫見武雄　札幌　高橋敏郎
同　永谷近　同　齋藤良介
宮城　佐藤久吉　同　木下彌作
同　渡邊清質　同　吉本友三郎
同　鈴木忠五郎　同　山口朝吉
同　今野吉三郎　同　鈴木喜代治
同　有馬豐治　同　齊藤榮三郎
同　菅野松之　函館　鶴羽菊藏

同　松井菊次郎　岡崎（少年）　廣永重道
同　山崎藤四郎　同　山本泰三
同　江村秀弼　岩國（少年）　村中庄一
同　河西爲次郎　久留米（少年）　永利芳夫
小田原（少年）　岡田峰吉　盛岡（少年）　下田嘉之助
川越（少年）　宮本秀夫　北海（少年）　湯淺芳治
姫路（少年）　春藤勝三郎　同　谷藤三藏
同　鈴木勇　同　田村末治
同　大川捨吉　八王子（少年）　鈴木環
同　下村貞二　同
同　池內嘉造　同

廿五年勤續並二十五年皆勤表彰者

（銀杯「三ツ組」壹箇宛）十名

同　小宮山延右衞門
新潟　早川次平
神戸　大島市三郎
秋田　相場金治
札幌　淺野芳造

第十回全國刑務所武道大會記

第十回全國刑務所武道大會は全國刑務所長會同を機として十月十日新裝の東京拘置所武道場で盛大に行はれた。午前八時木の香新らしい祭壇の前で嚴肅な開會の式が行はれ、谷內東京拘置所長の開會の辭、優勝旗、優勝盃の返還式審判員挨拶等滯りなく終了、直ちに劍道試合に入り、午後より柔道試合を續行、試合はいづれも龍攘虎搏の白熱戰を展開し、まことに非常時局に適しい壯觀であつた。

劍道試合狀況　審判高野範士外二氏

（東京拘置所記錄係稿）

年を經るに從つて各區各選手の技倆が伯仲して來たことは事實で、この點次の試合成績表を見ても首肯する事が出來る。然し精神的な方面、卽ち覇氣とか試合度胸とかと言つた點では、相當の開きがあつたやうに見受けられた。その一例として最終に行はれた第四區と第五區との試合を擧げると、第四區は對第三區、第二區、第一區戰に於て十一點を得て居り、既に試合終了した第二區が十三點を擧げ最優秀なのだから、第四區は對第五區戰に於て三點取れば十四點となり優勝、二點ならば第二區と同點、而も相手方の第五區は七點を得てゐるに過ぎなかつたので第四區優勢を觀戰子は信じてゐた。處が試合の結果は意外であつた。第四區は一勝五敗僅か一點を得たのみで優勝の榮冠を逸した。後で聞いたことであるが優勝の曙光が見えたこと、教師から注意があつた爲選手諸君が固くなり過ぎた爲であるといふことであつた。技倆伯仲して來た今日、選手諸君は精神修養を怠らず場遲れなきやう專心精進を望む次第である。

第一回戰

第四區（紅）、**對　第三區**（白）

○森　初段（京都）ド　山本初段（三重）ド
○谷　二段（高知）ド　長野二段（金澤）メ
橋本初段（岡山）コ　○加藤三段（名古屋）コ
○佐々木二段（京都）メ　今津二段（三重）メ
○岩崎二段（高知）ド　鈴木三段（金澤）メ
山地二段（京都）ド　○竹田二段（三重）ド
長身竹田二段ニ對シ山地二段良ク胴ヲ狙ツテ一本取レバ、竹田二段奮然攻勢ニ出デ拔胴一本、「勝負」ノ聲ニ火ノ出ル樣ナ熱戰ガ演ゼラレ、試合初頭ヨリ觀戰者手ニ汗ヲ握ル。山地二段面ト出デントスルトコロ賺カサズ甲手一本定マツテ竹田二段勝ツ。

第二回戰

第二區（紅）　**對　第五區**（白）

○宮崎三段（豐タマ）コ　村岡一級（岩國）コ
菊池二段（橫濱）　○重榊初段（山口）メ
片岡初段（水戶）メ　○上村三段（熊本）ト メ

○江村三段（豐タマ）メ　竹下二段（岩國）
堀籠三段（横濱）　○宮田三段（山口）メ
○紺野三段（豐タマ）メ　竹林三段（岩國）メ

第三回戰

第一區（紅）　對　第三區（白）

宮本三段（宮城）メ　○山本初段メコ
○原　三段（盛岡）メ　長野二段メ
○油谷三段（北海）メコ　加藤三段
成田三段（宮城）メ　○今津二段メコ
中村三段（盛岡）メ　○鈴木三段ドメ
鈴木三段（宮城）　○竹田二段メコ

第四回戰

第四區（紅）　對　第二區（白）

森　初段　○宮崎三段コドメ
○谷　二段メコ　菊池二段コ
○橋本初段メメ　片岡初段ド
佐々木二段　○江村三段ドドド
○山地二段コメ　紺野三段ド

既ニ名劍ノ聞ヘ高キ紺野三段ヲ元氣ナ山地二段能ク攻メテ甲手一本、流石ハ紺野三段悠々應戰美事胴ヲ斬ツテ勝負、又々紺野三段胴ヲ打ツタガ山地二段ノ面早ク審判ノ左手擧ル。

第五回戰

第五區（紅）　對　第一區（白）

○宮本二段メ　村岡一級メ
○原　三段ドメ　重桝初段ド
互ニ元氣一杯戰ツタ、原三段胴ヲ取レバ重桝初段胴ト返シ其後烈シク打合ツタガ鍔競合離レ際原三段ノ胴定ツテ原三段ノ勝。

○油谷三段コメ　上村三段
北海少年ノ油谷三段試合巧者ナ曲物トノ戰前ノ評ノ如ク簡單ニ二本取ツテ勝ツ

○成田三段メコ　竹下二段
中村三段　○宮田三段ドコ
○鈴木三段ドコ　竹林三段ド

第六回戰

第二區（紅）　對　第三區（白）

宮崎三段コ　○山本初段コメ
何レカバ先鋒優勝者トナルダラウトノ評ガ場内ニ起ツテヰタバケニ興味アルモノダツタ。戰端開カレルヤ果セル哉好試合、宮崎三段貫錄ヲ示シテ先ヅ鮮カナ甲手一本、山本初段敢然捨身ノ戰法ニ出デ能ク效ヲ奏シ甲手、面ト續ケザマニ取ル。

○江村三段メドコ　長野二段
片岡初段　○加藤三段コメ
○江村三段メドコ　今津二段
○堀籠三段ココ　鈴木三段
○紺野三段メコ　竹田二段

第七回戰

第四區（紅）　對　第一區（白）

○森　初段メドメ　宮本二段メ
谷　二段ド　○原　三段ドメ
○橋本初段メメ　油谷三段
佐々木二段　○成田三段メコ

○岩崎二段ドメ　中村三段コ
○山地二段メコ　鈴木三段メ

第八回戰

第五區（紅）　對　第三區（白）

村岡一級　○山本初段クク
○重桝初段メコ　長野二段コ
○上村三段コメ　加藤三段コ
竹下二段　○今津二段メメ
○宮田三段コメ　鈴木三段
竹林三段ト　○竹田二段コメ

第九回戰

第二區（紅）　對　第一區（白）

○宮崎三段ココ　宮本二段
○菊池二段ココ　原　三段ド
片岡初段　○油谷三段コドド
江村三段コ　○成田三段メコ

江村三段二勝、成田三段二勝一敗ノ後ヲ受ケテノ戰ダケニ觀戰者ノ力瘤ノ入ル試合、「一本々々勝負」ノ後成田三段克ク頑張リ三將級個人優勝ノ榮冠ヲ得。

中村三段コ　堀籠三段ドド
紺野三段　○鈴木三段ココ

第十回戰

第四區（紅）　對　第五區（白）

森　初段　○村岡一級コドド
谷　二段コ　○重桝初段メメ
橋本初段コ　○村上三段コメ
竹下二段　○宮田三段
○佐々木二段ドメ　岩崎二段
宮田三段強ク岩崎二段ヲ輕ク一蹴シテ全勝ス。

山地二段メ　○竹林三段ドメ
第四區ノ浮沈ノ瀨戸際山地三段悲壯ノ面持ニテ立ツ、竹林三段ハ僚友ノ勝ニ乘リ一氣ニ胴ヲ斬レバ審判ノ右手擧リ一本、場内肅トシテ聲ナシ、山地二段斯クテハ非ジト奮起一番飛込ミ樣面ヲ取レバ場内忽チ騷然、「一本々々勝負」兩雄愼重ニ構ヘテ仕掛ケズ殺氣漲リ息詰マル熱戰彌々暫シ山地二段甲手ト仕掛ケルト見ルヤ竹林三段ノ必殺ノ劍面ニ決マツテ一本山地二段無念ノ涙ヲ呑ム、

柔道試合狀況　審判三船範士外二氏

前年の覇者第二區依然強く二十四戰二十勝四敗の好成績を擧げ二十點を獲得して堂々優勝した。次に特筆すべきは第一區が年々强くなることである。本年は二十四戰十五勝九敗十五點を得て第二位に納つたのは天晴であつた。第三、第四、第五の選手諸君は技倆に劣りはないが些か練習不足の憾があつたやうであつた。卽ち一般に足が弱く腰が据つてゐなかつたと言ふことが之を證明してゐる。戰前第四區の岡山刑務所强しの聲を聞いたが期待を裏切つて餘り振はなかつた爲に波瀾重疊の局面が展開しなかつたのは殘念である。

第一回戰

第四區（紅）　對　第三區（白）

大崎二段(岡山)内股 畔柳二段(岡崎)○
川西二段(廣島)小内刈 宮島一級(長野)○
○垣内二段(高知)優勢 高木三段(新潟)
淺野二段(岡山)大腰 畔柳三段(岡崎)○
野村三段(廣島)優勢 甘利三段(長野)○
西村三段(岡山)小内刈 長谷三段(岡崎)○
身丈ハ略々同様體重ニ於テ勝ル長谷三段
立上リ既ニ西村二段ヲ壓シ場内一巡長谷
三段ノ小内刈定マツテ一本。

第二回戰

第二區(紅)對**第五區**(白)

○安達三段(横濱)内股 庄野一級(福島)
○植田二段(府中)釣込足拂 石丸二段(長崎)
○菊地二段(豐タマ)優勢 高田二段(熊本)
○小野三段(小菅)體落シ 添田初段(福岡)
○野澤三段(府中)大外刈 松竹三段(長崎)
○鈴木三段(小菅)大外刈 兒島三段(福岡)

第三回戰

第一區(紅)對**第三區**(白)

○淺野三段(宮城)足裏 畔柳喜二段

○齋藤初段(網走)呑 負宮島一級
○阿部二段(札幌)上四方 高木三段
○神尾三段(宮城)小内刈 畔柳高三段
○高橋三段(網走)小内刈 甘利三段
佐々木三段(城宮)優 勢長谷川三段

第四回戰

第四區(紅)對**第二區**(白)

大崎二段 大外刈 安達三段○
川西二段 優 勢 植田二段○
垣内二段 上四方 菊地二段○
淺野二段 呑 負 小野田三段○
野村三段 大外刈 野澤三段○
西村三段 小内刈 鈴木三段○

第五回戰

第五區(紅)對**第一區**(白)

○庄野一級 小内刈 淺野三段
石丸二段 大 腰 齊藤初段○
高田二段 優 勢 阿部二段○
添田初段 優 勢 神尾三段○
松竹三段 優 勢 高橋三段○
○兒島三段 優 勢 佐々木三段

第六回戰

第二區(紅)對**第三區**(白)

○安達三段 内 股 畔柳喜二段
○植田二段 優 勢 宮島一級
菊地二段 肩 固 高木三段○
○小野田三段 呑 負 畔柳高三段
○野澤三段 大内刈 甘利三段
鈴木三段 大外刈 長谷三段○
兩三段二勝ノ後ダケニ敗クラレヌ一戰、
起チ上ツテ見ルト鈴木三段平生ノ元氣ナ
ク會長席前ニ於テ緊メラレ良ク逃レタガ
長谷三段ノ大外刈ニ惜シクモ黒星。

第七回戰

第四區(紅)對**第一區**(白)

○大崎二段 優 勢 淺野三段
川西二段 足 裏 齋藤初段○
○垣内二段 大外刈 阿部二段
淺野二段 足 拂 神尾三段○
野村三段 足 拂 高橋三段○
西村二段 緊 メ 佐々木三段○

第八回戰

第五區(紅)對**第三區**(白)

○庄野一級 釣込足拂 畔柳喜二段

○石丸二段 大内刈 宮島一級
高田二段 優 勢 高木三段○
添田初段 上四方 畔柳高三段○
○松竹三段 優 勢 甘利三段
兒島三段 大外刈 長谷三段○

第九回戰

第二區(紅)對**第一區**(白)

○安達三段 内 股 淺野三段
安達三段立技ノ妙味噛ニタガハズ遺憾ナ
ク發揮サレ、又々内股淺野三段ヲ倒シ美
事全勝。
植田二段 優 勢 齋藤初段○
何レモ三勝同志優勝ヲ賭ケテノ一戰互ニ
技ニ出デ或ハ足拂ニ或ハ内外刈祕術ヲ盡
シテ戰ヒタルモ勝負決セズ僅カニ齋藤初
段ノ優勢ガ認メラレタ、植田二段ノ善戰
モ賞讃ニ値スル。
菊地二段 肩 固 阿部二段○
○小野田三段 呑 負 神尾三段
東北ノ雄神尾三段、關東ノ强豪小野田三
段ノ取組ハ當日第一ノ呼物デアツタ、堂
々タル神尾三段ト精悍ソノモノ、小野田
三段トガ克ク攻メ能ク守リ熱戰暫シ小野
田三段大キク呑負ヘバ神尾三段ノ巨體逐
ニ倒ル。
○野澤三段 優 勢 高橋三段
延長又延長高橋三段克ク頑張リ巨漢野澤
三段ノ面上ニ流汗ヲ見ルニ至リタルモ逐
ニ野澤三段ノ優勢勝トナル。高橋三段ノ
捨身ノ頑張リヲ買フ。
○鈴木三段 優 勢 佐々木三段

第十回戰

第四區(紅)對**第五區**(白)

大崎二段 小内刈 庄野一級○
川西二段 優 勢 石丸二段○

○垣内二段 釣込足拂 高田二段
○淺野二段 大内刈 添田初段
○野村三段 優 勢 松竹三段
西村二段 大外刈 兒島三段○
かくして火を吐く如き熱戰數十合、劍
道柔道ともに優勝の榮冠は第二區の手に
歸した。優勝區に對し午後五時瀧川刑務
協會長の手より榮ある優勝旗、優勝盃が
授けられ、更に左記個人優勝者に對して
夫々賞品の授與あり、終つて瀧川會長は
一場の挨拶を述べ晴れの第十回武道大會
の幕を閉ぢた。

個人優勝者

劍道 勇(三區) 柔道 安達 勘一(二區)
山本 啓造(一區) 齋藤 重男(一區)
原 油谷寅之助(一區) 阿部 正幸(一區)
成田 茂雄(一區) 小野田恒次(二區)
宮田 留吉(五區) 野澤 國榮(二區)
竹田 寛一(三區) 長谷 定一(三區)

各區成績

劍道 二區 十三點 一區 十二點 四區
十二點 五區 十二點 三區 十一點
柔道 二區 二十點 一區 十五點 三區
十一點 五區 八點 四區 六點

瀧川會長挨拶

今日の第十回全國刑務所武道大會も、
首尾よく又非常に盛會裡に終了を告げま
したことは、まことに御同慶に堪へぬ次
第であります。この大會に、柔劍道の諸
先生方が特に臨席されて、最も嚴正公平
なる審判を賜はりましたることは、この
大會に一段の重みと尊嚴を加へたるもの
として、私共の感謝措く能はざるところ
であります。厚く御禮申し上ぐる次第で
あります。又來賓のみなさん方におかせら
れましても、日曜日にも拘らず、態々御
參列下され、この大會に多大の光彩を御
與へ下さいましたことは、これ亦私共の
感激に堪へざるところでありまして、幾
重にも御禮申し上ぐる次第であります。
選手各位も夫々各區を代表され、各區
の名譽にかけて、この晴れの試合におい
て、心ゆくまで平素練磨の武を闘はし、
技を競はれたことでありまするから、勝

敗を超越して無御滿足を感じてゐらるゝこと〻存じます。武道は元來最も精神的な修養を必要とするものでありまして、平生武道の心がけある人は、心の持ち方において毫末の油斷もありません。我國は古來尚武の國と稱せられてゐますが、つまりはその意味においてゞあらうと存じます。殊に刑務所の武道も、年を重ぬるに從つて、いよ〳〵その研を加へ、華を發揮してまゐり、しかもその爭や君子といふやうに、勝つも負けるも少しも心に蟠るところなく、光風霽月、互に協心慘力の實を擧げつゝありますことは、特に今日の時局を反映する意味から申しても、實に何よりも喜ばしいこと〻存ずるのであります。

申すまでもなく刑務官は、受刑者の指導敎化の任にあるものでありますから、刑務官自身、內に自ら賴むところがなければなりません。こゝに內に自ら賴むと申すのは、平素武道の練磨を怠らずして、イザといふ場合護身の具とすることも勿論その一つでありますが、しかし決してそれのみではありません。刑務官は、武道に志すと共に、一面においては、赤兒もなつくといふやうな心の優しさ床しさを有たなければなりません。一度受刑者に接すれば、何等の言葉を費さずとも、又力を用ゐずとも、受刑者の方で自然に頭が下るといふやうなやさしみ、床しさ、氣高さ、尊嚴さを內に貯へてゐなければならぬのであります。それは一言で申せば德であります。その德が受刑者の心に浸透して行つたときに、始めて行刑の花は完全に實を結ぶことになるのであります。ですから刑務官たるものは、武道の技を練ると共に、德を磨くといふことに十分心がけねばならぬのであります。否練武といふことが、即ち德を磨く所以でなければならぬのであります。私は素人でありますが、日本の古來の武道の中には、多くの德目が含まれてゐると承つてゐます。床しさ、氣高さ、尊さといふやうな德目は、練武の間に自然に體現されて來るものであると存じます。技を練とことは卽ち心を磨くことも勿論、卽ち精神修養の道であると存じます。武道の眞價乃至極致は實にその點存すること〻思ひます。刑務所の武道が、その意味において、年々その强さと尊さを加へつゝありますことは、まことに慶賀に堪へない次第でありますが、各位も何卒そのことをしつかりと心に把握されて、又來る年の武道大會には、今回以上の技の練磨と心の鍛練とを以て、傳統あるこの大會をして益〻有意義ならしめるやうに十分御努力あらんことを切望して已まぬ次第であります。

今や我國は時局に際會し、皇軍は彼地において、實に一死報國の誠をいたすことに日もこれ足らぬ有樣であります。私共內地に在るものとても、かの將士諸君に劣らぬ非常の決心を必要とすることでありまます。各自は、夫々自己に與へられたる職分を忠實に遂行し、それを以てせめてもの國家奉公への一端といたさなければならぬのであります。さう考へるとき、今回の武道大會は從前のそれに比し、一層意義の深いものがあるやうに感ぜられます。私は繰り返して申します。武道は、自らを護ると共に、人を悅服せしむる力であるよりも、人を悅服せしむべき德を養ふ所以であると。何卒各位におかられても、私のこの微意を酌まれて、今後共武道を通じ行刑の眞の道へ向つて、奮勵邁進されんことを切に御願ひ申し上げる次第であります。

刑務敎誨練習生の座談會

行刑の第一印象を語る

吉田　どうも突然座長になれとの御命令で、甚だ面喰ふ次第なのですが、折角局長の御指圖ですから、しばらくこの席を汚します。さて各位は、今後敎誨師として活動さるゝ御目的を以て、この豫備修業を積まれたわけでありますが、申すまでもなく、これはほんの敎誨事業へ出發するスタート・ラインについたといふだけのことであります。各位がこのスタート・ラインにおける身構へについて學ぶところのあつたことは、勿論御目出度いことではありますがしかし、敎誨師として各位は未だXであります。このXからいかなる數字が現れて來るかは、一に各位の今後の御決心と御努力とによることであります。私は各位が、今後十分の御決心と十分の御努力とを以て、何れ劣らぬ健かな脚力で、ゴール・インされる日を期待して已まぬ次第でありますが、とにかく、何人にしろ、新しき分野へ向つて足を入れようとする際の心構へから、その新分野へ對する第一印象、並にそれへの展望といふものは、成心を有たぬだけに、非常に眞純なもので あり、且つ示唆に富むものであります。失禮ながら各位は行刑のことには未だ素人でありますが、しかし素人の印象乃至觀察といふものは、視角が新しく、感覺が鋭敏であつては貴重であり、又參考になることも多いと思ふのです。その意味において今日は一つ、各位の御感想を承はりたいと思ふのです。各位は、講習期間中、東京の各刑務所を御見學になつたことでありますから、行刑の實際につても、多少なり眼にし、耳にしてゐらるゝところがあることゝ存じます。私共斯界に長く居りますものは、いはゆる臭いもの身知らずで、自分ではいゝつもりでゐても、案外、氣の附かない點があつたり、又他所目からは、因襲の中に眠つてゐるやうに見える點があると存じます。それで、今日は各位が講習會を終へられたいゝ機會でありますから、一つ大に若返つて、新鮮潑剌たる各位の御意見をうかゞつて見たいと思ふのです。その意味で各位も、御遠慮のないところを、忌憚なく御話し願ひたいのです。では、第一に、府中刑務所における第一印象はいかゞでしたか、先づ瀨谷君の御意見を御聞きしたいと思ひます。

瀨谷　私は府中へまゐりまして所長さんを始め、各職員の方々が、私共に對して、思つた以上、親切で、溫味があるといふことを、先づ第一に感じました。刑務所といふところは何となくイカツイと

出席者

瀧川行刑局長
森山保護課長
岡書記官
吉江書記官
中尾書記官
芥川衞生官
吉田豐多摩所長
椎名府中所長
谷内東京拘置所長
柳原小菅所長
近藤輔正會理事
加藤豐多摩教務課長
香川府中教務課長
田中東京拘置教務課長
吉留小菅教務課長
尾原講習會主事
講習會卒業生一同

ころであらうと思つてゐた豫想が全く裏切られたわけです。私共は又病舍にも案内されましたが、案外肺病患者の多いのには驚きました。私は自分が餘り身體が丈夫でないので、こんな身體でこんな肺病患者の多い中に在つて、果して教誨の使命が果せるかどうかといふことについて、多少疑問を持ち出したのです。教誨といふことは立派な仕事だとは思ひながら、その點を考へて心が、どうも動搖しました。氣弱いことを申すやうですが、それが詐らぬ感じです。恐怖といふ程ではありませんが、確信が有てないやうな氣持ちになつて來たのです。しかし、府中は何といつても設備が完全してゐますので、府中に勤めるやうにすれば、そんな心配も大體なくなるだらうと思ひました。ひよつとしたら不平が出やしないかしら、などゝも心細いものだと思ひました。ひよつとしたら不平が出やしないかしら、などゝも感じました。それと、刑務所は自由刑の執行場で、自由が束縛されるものと聞いてゐましたが、府中などを一見したところでは、束縛の中にも自由があり、收容者は牢ば自由民であるかのやうにも感じました。

吉田　石田さん、どうです、刑務所を見て、社會と比べてどんな感じがしました。

石田　さうですね、建築が立派だつたり、設備が行き屆いてゐるのには、一寸意想外でした。瀨谷さんの御話がありましたが、自由を束縛されるといふ點は何といつてもイヤだと思ひましたが、それを除けば、刑務所ほどよいところはないやうにも思ひました。さう申しましてもそれは勿論比較的にといふ話で、刑務所といふところも、名に聞く程になく、案外に住みいゝやうに感じたといふだけの話です。自由を束縛される點だけが苦痛にはちがひないと思ひました。設備もよし、情操教育もあります。この社會には刑務所以上苦しい生活があると思ふんです。それで、私の卒直の感じを申せば、現行の行刑は、餘りにも慈愛に過ぎはせぬかとも思つたのです。情操教育もいゝでせうが、極端に流れると、却て刑務所入所志願者が出て、刑罰執行の精神に反する結果になりはしないかしらとも一寸思つたわけでした。尤もこれは、杞憂に過ぎぬかもしれませんが……。

吉田　始めて刑務所を見學されて、近代刑務所の建築が案外に立派であつたり、設備が一般社會の施設にも劣らぬ程に完全であるやうに御考へになるのは一應御尤もですが、しかし刑務所といふところは一種の集團生活を行つてゐる場所であり、又收容者を一ヶ所に監禁しておく場所であるといふことを考へたならば、傳染病や逃走や、或は震災等のあつたとき、收容者の生命の安全といふことに豫め準備をしておかなければならぬことは當然でありませう。その點を考慮に入れて、刑務所の建築や設備といふことを考へたならば、あれ以下に——尤も府中の如きは最もその理想に近いものでありますが——切下げ得るものでせうか、どうでせうか。切下げることが刑務所存置の趣旨に合するものでせうか、どうでせうか。その點を一つ御考へ願ひたいのですがね……。刑務所が良すぎるといふ御考へもその觀點から御再考を願つたらと思ふのですが……。

石田　はア……

吉田　中村さん、いかゞでした。あなたの御感想は？……。特に刑務官に對してどういふお感じを持たれましたか……か……。

中村　さア、何と申したらいゝでせうやら收容者を取扱ふにふさはしいやうな、かう……。

岡　眼つきが悪いとでもいふのか。

中村　いえ、さういふわけでもありませんが、何やらそんな……

吉田　福田さん、受刑者の顏を見て、今後教誨といふ自分達の仕事をして行く上に、どんな覺悟が要るかといふやうな御考へは出ませんでした。

福田　峻嚴の中に慈愛をこめて、教化の仕事に當らねばならぬと思ひました。

吉田　受刑者を恐ろしいとは感じませんでしたか。

福田　私は今から二年程前に山科の刑務所を參觀したことがありましたが、その時はどうも氣味の悪いやうな氣がしました。しかし今囘は所内を一巡後も、そんな氣持はしませんでした。別に恐ろしいといつた感じはせず、その點むしろ案外に感じた位です。

この分ならもつと接近して行けば、親しみも涌いて來ることゝ存じます。

吉田　各位は、行刑の使命といふことを御學びになつたでありませうが、その行刑の使命を遂行するにはどうしたらいいか、御考へを述べて見て下さい。二階堂さん、いかゞですか。あなたはどう御思ひですか。

二階堂　別に考へてないのですが私は行刑の使命といへば、收容者を導いて、社會の良民たらしむることであると思ひます。收容者を社會の良民たらしむることは、先づ社會そのものが良くならなければならぬと思ひます。さもなければ、教化といふことは意味がなくなると思ひます。

吉田　御尤もですね。——ところで青山さん、あなたは、教誨といふことの行刑における地位について何と御考へですか、又教誨はどういふ點に最も力を注ぐべきだとお思ひですか。講師方から御話を聽いてそれ等の點につき、何と御感じになりましたか。つまり教誨の地位とか、役割とかいつた點について、御感じになつたことはありませんか。

青山　教誨は、行刑上、最大最高の地位にあるものと思ひます。他人を教化するといふ精神的の仕事ですから、道理からいつてもさもあるべきこと〻存じます。元來刑務所といふものがさうした目的のために存在してゐるものであると存じます。

吉田　戒護とか作業とかに比し、教誨は上位にあるものだとか、下位にあるものだとか、そんな點について御考へになつたことはありませんか。あなた方は、いはゞ素人で、それに未だお若いんですから、知らなくとも何も恥でもなんでもないのです。遠慮なくおつしやつて見て下さい。

青山　教誨は、戒護とか作業とかいふことゝは、性質がちがふので、地位の上下を比較するのは一寸出來にくいことでないかと思ひます。課は並んでゐても性質も、使命も違ふと思ふのです。但し上下を論ずるのは困難だとしても、教誨は、戒護や作業より一歩高く抽んでたところに、標的があるのではないかと思ひます。地位そのもの〻上下でなしに、標的の在りかの上下ですね、つまり……

尾原　どうもみなさん少し堅くなりすぎてますね。もつと〳〵、この三週間の感想を、遠慮なく、有りのまゝに打ち明けて見て下さい。刑務所を見學して、何と感じたか、あなた方のやうな若い頭には、ずゐ分ピンと響いたことが多々あるぢやありませんか。

弘中　私はこの三週間の講義で、各講師先生の御熱心な御講義を拜聽し、自分の蒙を啓くところが多く、實に有り難いことだと思つてゐます。又私共の眞宗本派の諸先輩方がこの長い間この教誨事業のために盡された勞苦と功績の大なりしことを思ふて、大きな衝動を受けずにはゐられませんでした。眞宗本派の布教師でなければ出來ぬことだとも感ぜられました。しかるに顧みて、自分のやうな、未だ確たる信念といふやうなものもなく、心の落付きのないものが、果して先輩諸氏の後をついで、その功業を辱しめない程な仕事が出來るかどうかといふことに想ひ到りますと、衷心忸怩たるものがあります。有ちたいものは信念だと思ひます。眞劍な生活であると思ひます。その意味で、今回本願寺の宿舍で、眞劍で朗かで、而も信仰を教へらるゝ統一ある團體的生活を、朝夕共に送りましたことは、私としては始めての經驗で、從つて大に得るところもあり、最大の喜びでもありました。講習會での御講義と相俟つて、私自身の心の成長に、大に役立つたことを感ぜずにはゐられません。教誨師としての今後の仕事の上にも、何程か自信を得たやうな氣もいたします。

尾原　小谷君はなか〳〵議論家ですが一つ遠慮のないところを、披露に及んで下さい。

小谷　感想つて程でもありませんが府中へ行きまして、あの軍歌を歌ひながら行進するのを見てゞすね、一寸思つたんですよ。「我等は日本國民」とか何とかいつて、大ぜいの人達が駈足で、地響きを立てゝ、歌つてゐるのですが、これは成程日本精神の喚起といふことには效果があるにはちがひありませんがしかし歌が軍歌だけに、何やら怒鳴つてゐるやうにも聞えるのです。極端にいへば、平生自由を束縛されてゐる欝憤の晴し場所でもあるやうにも聞えるのです。ですから、中にアヂる人でもあれば、どんなことにならんとも限らんといつたやうな雰圍氣を一寸感じたんですがね、勿論これは私の素人考へにすぎないかもしれません。勿論あゝして天日を受けて、運動し、發聲することは大へん結構なことには相違ありませんが、唯歌詞なり、調子なりがもう少し明朗で、近代的なものであつたら、情操教育といふ目的に、より多く資するところが多いんぢやないかとも感じた次第でした。

瀨谷　刑務所はもうあれだけの建物も出來、設備も行き屆いてゐるんですから、どうでせうね、モ一歩進めて、行刑と保護を兼ねたやうな官營の大營利會社をつくつて、——營利は勿論作業からですが——敎化と共に相當營業利益を得て、純益は國庫に納入する、そして收容者は半自由民として、社會生活に十分適すると認むるものはドシ〳〵社會へ送りかへすといふやうな案はどんなものでせうね。痴人の夢でせうかしら。——私は刑務所を見學しながら、フトそんな風にも考へて見たんですが……。大體、行刑と保護とは目的においては別々のものではなく、これには政府がもつと力を盡すべきだと思ふのですが、それには金が要るので、先づ儲けながらといふ案なんで

す。

吉田　規模雄大で、面白いんですがね、しかし、教化といふことゝ、營利といふことゝが、兩立するものでせうかね。

高橋　私は教誨師として生涯を送らうといふ決心が、最近までまだはつきりとせず、このまゝ國へ歸らうかなどゝも思つて見たのですが、三週間の講義で非常に感激を受けた點もありますし、それに、國元の或る檀家の方から、手紙で、「詐らぬ信仰へ向つて努力してほしい」といふ意味のことをいつて來られましたので、私もその「詐らぬ信仰」といふ文字に大に動かされたのでした。詐らぬ信仰、卽ちはつきりした信念なしに、國へ歸つて寺院生活を送るといふことは、自ら顧みてやましく感ぜられるのです。私は、眞の意味において、卽ち確たる信念を以て、民衆を指導教化してゐるとは感ぜられない僧侶の內面生活を多く見せつけられてゐるので、それだけ、「詐らぬ信仰」といふことが、一般社會から求められ、又求めらるべきであるといふことを、痛感せざるを得ないのです。ではその「詐らぬ信仰」を得る道場を何處に求むべきであるかこれが私の求道上の一つの課題であつたのですが、偶々私がこの講習會に飛び込んで來て見て、大に考へさせられるものがあつたのです。最初私は、刑務所で働くことが果して私の欲するやうな修養の道場である所以かどうかといふことにつき多少の懸念も有つたのでしたが、講習中、諸先生方からいろいろな御話も承り、又あの氣の毒な人々と共に、人間の道に精進することが、私自身にとつても好個の修養道場であることを沁々と感ずるやうになつたのです。いはゞこれが、私に與へられた道で、この道を眞劍に進んで行つたならば、「詐らぬ信仰」も獲得し、僧侶としての恥しかしし私は、長い間、自由な學生々活をしてゐましたので、今回本願寺の宿舍に入つて、全く從來とは異つた生活樣式をさせられましたので、その點相當苦痛を感じました。ですが、今日、その生活を振りかへつて考へて見ますと、やはり局長閣下の御話にもありましたやうに、人間を仕立てる一つの大きな修養であつたといふことをつく〴〵思ひます。さうした修養をさしていたゞいたことはまことに有難いことだと思つてゐます。先刻も御話があつたやうでしたが、いはゆる宗教家と稱せらるゝ人の中には動もすれば、一般人よりも却つて信念の乏しい人も間々見受けられるのでして、私自身としても、自ら顧みて衷心恥しさを感じてゐるやうな次第でありますが、今回の講習中に端なくも司法省關係の方々の實際生活を通じ、體驗に基ける生ける御信念ともいふべきものに觸れて、尊く有難く拜聽さしていたゞいた次第であります。實を申すと、私がこの教誨師志願をいたしました際にも、家の門徒のものから、他人を教化するよりも、先づ田舍にゐる自分達を指導してくれといふやうなことをいはれましたので、私としては多少煩悶してゐるのです、教誨師の先輩の人々

雲藤　私はこの春、東大の文學部を出たばかりでして、未だ宗教上の確たる信念といふものもないのですが、先輩に勸められ、又求めらるべきであるといふことを、痛感せざるを得ないのです。ではその「詐らぬ信仰」を得る道場を何處に求むべきであるかこれが私の求道上の一つの課題であつたのですが、偶々私がこの講習會に飛び込んで來て見て、大に考へさせられるものがあつたのです。最初私は、刑務所で働くことが果して私の欲するやうな修養の道場である所以かどうかといふ決心が、最近までまだはつきりとせず、このまゝ國へ歸らうかなどゝも思つて見たのですが、三週間の講義で非常に感激を受けた點もありますし、それに、國元の或る檀家の方から、手紙で、「詐らぬ信仰へ向つて努力してほしい」といふ意味のことをいつて來られましたので、私もその「詐らぬ信仰」といふ文字に大に動かされたのでした。詐らぬ信仰、卽ちはつきりした信念なしに、國へ歸つて寺院生活を送るといふことは、自ら顧みてやましく感ぜられるのです。私は、眞の意味において、卽ち確たる信念を以て、民衆を指導教化してゐるとは感ぜられない僧侶の內面生活を多く見せつけられてゐるので、それだけ、「詐らぬ信仰」といふことが、一般社會から求

忠魂永に安かれ

——出征刑務官戰死者の靈を弔す——



故　靜岡刑務所看守
陸軍歩兵上等兵　鈴木　進氏

靜岡刑務所看守故鈴木進氏は○○部隊○○砲隊員として勇躍征途に上り上海戰線に活躍中のところ、九月十四日の激戰に遂に壯烈な戰死を遂げられた。

氏は現役當時滿洲に派遣され勳八等白色桐葉章を下賜された匪賊討伐の勇士で、昭和十一年十二月一日靜岡刑務所看守を拜命、沼津刑務支所在勤中本年の夏盲腸炎の切開手術を受け未だ勤務に復しない前に突如召集を受けた。當時病後の身とて軍務に服しうるやを懸念されてゐたが、豪氣な氏は切に出征を懇願し、軍醫も氏の熱誠に動されて遂にその切願を容れたといふ。



故　靜岡刑務所看守
陸軍歩兵上等兵　高野福藏氏

靜岡刑務所看守故高野福藏氏は武勳輝く○○部隊○○銃隊の一員として上海戰線に奮戰中であつたが、奇しくも同所看守鈴木進氏と日を同じうする九月十四日彈丸雨飛の中に無念の戰死を遂げられた。

氏は靜岡縣富士郡富士根村粟倉一、三四七高野彌三郎氏の次男として大正三年十月呱々の聲をあげ、家には父母兄弟一家九人の大人數で、未だに獨身であつた。昭和十一年十二月一日看守拜命以來、紀律嚴格精勵格勤、職務に對する責任感强く將來を囑望せられ、劍道初段の腕前であつたが、同所の鈴木氏と戰死の日、場所のみならず拜命の年月、年齡、その他現役當時の聯隊まで、一つ一つ符節を合せるやうに同じであるのも、兩勇士の生前の交情も偲ばれてまことに感慨深いものがある。



故　公州刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長　大倉定氏

公州刑務所清州支所在勤看守部長大倉定氏は七月二十八日南苑城の總攻に際し我が突擊部隊掩護の○○砲○隊彈藥手として奮戰中、城壁外三百米の地點に於て三十三歲を一期として北支原頭の華と散られた。

同氏は明治三十八年八月高知縣幡多郡三原村に生れ、昭和三年七月朝鮮總督府看守を拜命、同年十月公州刑務所清州支所在勤を被命、爾來正に十星霜この間終始一貫不撓不屈の精神を以て朝鮮刑務の第一線に活躍され功績顯著なものがあり上下の信望甚だ厚かつた。同氏の遺骨は八月三十一日遺族に護られて任地に無言の凱旋をなし、九月一日盛大な刑務所葬が執行せられた。

（以上本號締切までに判明の分）

☆…假釋放者應召美談集…☆

譽れの從軍

奈良吉田教靈

事變突發するや、當所ではいち早く教誨師からマイクを通して、其の狀況を全收容者に告知し、所長殿よりも總集教誨席上で懇切なる訓示があり、以て愈〻緊褌一番各自の職務に勉勵し非常時局に處するの自覺を促し來つたのであるが、かうなると彼等受刑者も矢張我が國民であり　陛下の赤子である、各工場共頓に緊張し一層の努力を以て作業に勉勵し、競つて獻金を申出づるものが續出するといふ有樣、又軍籍に在る受刑者の中には「私は在鄉軍人でありますが、當り前ならば召集に應じて第一線に立ち、皇國の爲に大に奮闘すべきでありますのに、却つてお上の御厄介になり誠に申譯なく殘念でなりません」と自己の不甲斐なさを嘆く者もある。出來ることならば、かゝる際には受刑者でも軍籍に在るものは第一線に立たせることになれば、彼等も大に喜んで勇躍する　ならんとは、既に上海事變の時にも私共互に言ひ合つたことである。しかも折も折、其の翌日のことである。當所の受附へ一枚の赤紙が配達された。見れば○○聯隊區から受刑者立田軍一（假名）に對する○○召集令狀である。仍て直に審議の結果、右通牒の御趣旨により電信で假釋放を上申に及んだところ直に許可されたる彼は全く突然であつたので一時は呆然たる樣であつたが、やがて彼はいとも凛然たる不動の姿勢を以て、「有難うございます、誠に感激に堪えません、此の上は身命を賭して大に奮闘し必ず　聖恩に報ゐ奉り行刑當局を始め刑務所長殿以下職員方の御期待に副ふよう努力致しますそしてこの汚名を雪ぎます」と。此時すでに彼は決然たるものがあつた。

彼立田は詐欺罪で懲役二年に處せられ當所で眞面目に服役して居たもので本年三十一歲○○役の○○○○兵である。彼の父兄は現在長崎市に居るので、期日までに到底呼び寄せる暇も無く又歸鄉せしめる餘裕も無いため、とりあへず當所の保護會に引取らしめ、入隊の準備萬端を整へしめることにした。

收容者が刑務所から直に應召入隊するといふことが知れ渡るや、縣市當局では大に感激し、直に本人に對し知事・市長並に縣聯合保護會等から夫々少からぬ餞別を、又本派本願寺奈良教區教務所より

六字の御名號を、愛國婦人會からは千人針と一旒の國旗が贈られた。彼は唯もう感激と興奮一ぱいで感泣の外はなかつた。

いよ〳〵入隊の日は來た。此の日午後二時三十分、刑務所職員は勿論般若寺町所在の保護會から、入隊といふので同町内からも餞別を贈り、見送りのため多數の職員及び町民が、元弘元年大塔宮護良親王が經臘に隱れ給ひ、漸く賊手の危難を遁れ給ひしといふ由緒ある般若寺の山門前に參集するや、町總代より本人に對し丁重な送別の辭、次で青年團代表の祝詞があつた後、本人より心からなる謝辭と決死の覺悟の程を陳べ、終つて一同萬歲を三唱し停車場に向つた。

驛に着くと之もこの日入隊する應召者が五名、何れも在鄉軍人會を始め多數の市民や愛國婦人會、國防婦人會及び青年團等に見送られて發車の時刻を待つて居る。そして互に萬歲を浴びせ、驛前はもう人の波と萬歲と感激の坩堝と化した。

かくして彼立田も立派な帝國軍人の一員として入隊すべく、〇月〇日午後三時四十五分發列車で〇〇聯隊に向つたのである。

刑務所から假釋放を許されて、多數銃後の市民や諸團體職員等に見送られつゝ北支の第一線への首途！　あゝ何たる輝かしい、そして感激に滿ちた光景であらう。

私は玆に行刑當局が受刑者といへども等しく帝國軍人の一員として取扱はれ、之によつて本人をして飜然自覺、祖國愛に燃えつゝ第一線に立たしむるといふ其の御趣旨に對し、衷心より感謝の意を表するとともに、一般社會をして受刑者否釋放者に對する理解を、一層深からしめる絶好の機緣を與へられたことを深く欣ぶものである。

——奈良刑務所の應召美談は其後浪曲化され津々浦々に軍國の血を湧かしてゐる——（編輯部）

更生の戰線へ

名古屋　梅村生

オマエノチ、シヨウシユウノデキヌヲキ、ヤマヒコウジケサシスハハ

懲役受刑囚のSが此の電報を受けとつたのは、北支に於ける日支兩軍間の情勢いよいよ急迫の一路を辿つて、平津各地に轉戰する皇軍の活躍振が一日數度の號外となり、ラヂオの臨時ニュースとなつて國民の血を湧かせ、街に村に召集令が飛んで、出征、歡送のあわたゞしい空氣が日本全土に流れ、緊迫の氣持は刑務所の中まで浸み透つて、總衆敎誨にラヂオ

放送に、訓示、講話せらるゝ時局談に職員も收容者も固唾を呑んで、其の推移に異常な昂奮を感じてゐる〇月末の或る日であつた。

正義の軍に刃向ふ暴戾なる敵、不信無頼の彼に膺懲の劍をかざす第一線の皇軍の勇士、國内に沸きたぎる銃後の赤誠、そうしたニュースを聽く度毎に、受刑者達の愛國心は湧然と頭を擡げてきた。〇〇〇〇に於ける血の出るやうな奮鬪振、續出する國防獻金の申出、等々。囹圄の身にあつて直接銃執り立つことの出來ぬ彼等は、せめてもの御奉公を獻金や〇〇〇〇への獻身によつて盡さんとし、文字通り緊張精進の雰圍氣に包まれて、非常時の色は濃く強く彼等の胸を踊らせた。わけて軍籍に在る受刑者達は、立つて國難に殉ずべきこの絶好の機會を、空しく囚はれて、征戰に參加の出來ぬ申譯なさをどんなに心苦しく殘念に思つたか知れぬ。Sも其の一人であつた。〇〇役〇〇〇〇兵一等兵として屈强の身體と不撓の軍人精神に鍛へられたSの負けじ魂は、事變以來の其の後の情勢の惡化を聞き、且召集動員のニュース放送を聞き、日頃世話になつてゐる職員の誰彼が召集、出征する等の事實を見るにつけ、矢も楯もなく自分の罪過が悔まれた。立派に軍籍に在りながら召集令を受けても應召出來ぬ不忠不孝の身。噫と今更のやうに慚愧に責められてゐた。

時も時、彼の前にもたらされたのは彼の自責に二重の苦しみを與へるこの電文であつた。父の急死！　父が死んだのだ。力と賴む長男の自分の不身持から、世の辛勞に疲れて老病に惱むやうになつた父、苦しい床に呻ぎながらも唯一途に、吾が兒の更生して歸り來ることを指折り數へて待ち佗びてゐた父、その父が急に死んだ。しかも其の死は自分の召集が原因だといふこと。噫、豫期の通りをどんなに心苦しく殘念に思つたか知れぬ。だのにこの自分果して令狀が來たんだ。だのにこの名譽な御召に應へられなは在所中でこの名譽な御召に應へられないい。……家門を二重に汚す不忠者！　父は其を恥ぢ其を怒り其を悲しんで昂奮の餘、病俄かに革まつてたうとう死期を早めたのだ。

Sの眼前には屆ける主のない召集令狀を手にして泣いてゐる父の姿。また其の悲嘆の死を獄中の息子に知らせる老いたる母の悲痛な顏が、涙に濡れる瞳に消へては映り、映つては消へた。……不孝者不忠者、だが國法に背いた身だ、この苦しみも當然だ、父の冥福を祈らう、そして大君と父母とに、今の身として盡し得ることは、眞面目につとむべきをつとめ一日も早く更生して忠良なる國民となることだ。……淚を拂つて決心したSはすべてを諦めて元氣よく作業場に這入つた。

……其の夕……

彼は突然、所長室へ呼ばれた。

何事！　茫然としてゐる彼の前に所長の嚴肅なしかし慈愛に滿ちた言渡があつた。

「應召の爲に司法大臣の特別の許可によつて假釋放を許す」と、そして

「更生奮起國家の爲に忠節の誠を捧げるやう……殊にお前の父はお前の出征の出來ぬことを悲しんで死を早めたのだ。勤員のため特に假釋放を許されたるに際し、この忠良な父の子として恥なきやう日本男子の本領を遺憾なく盡せ……」との懇篤なる訓戒。

一瞬！　Sは滂沱たる淚の中に無言で唯頭を伏せた。感激！　たゞ其の二字……

本籍地役場の兵事課員と老母と妻とに出迎へられて、いそいそと表門を出て行くS。

「皆さん有難う御座いました。屹度立派に戰つて御奉公の誠を盡します」

幾度も繰返して挨拶する其の聲も態度も、立派な帝國軍人だ。

「お上のお情けで老夫も浮ばれます。嬉しう御座いました」老母も淚、妻も、附添の役場員も、……

「しつかりやれよ！」。勵まして見送る所員の誰彼にも感激の色が漲る。……越へて數日、

皆樣の御厚志かたじけなくこの上は粉骨碎身以て聖恩の萬分の一に酬ゆる覺悟着した。

戰雲漠々、北支に南支に正義の皷を鳴らして馳驅する忠良なる皇軍勇士の、其の一人として、今頃はあのSも盡忠報國の意氣燃へ死物狂ひで奮戰を續けてゐるであらう。

假釋放の恩典に勇躍戰線へ

小倉刑務支所

刑務所長樣

滿腔の感謝と決心を漲らした禮狀が到

せ參じたといふ佳話二ツ！

◇

○○縣生れ　高井義春（二八）―假名―

無敵皇軍將士の勇猛果敢なる奮戰狀況と相俟つて、時局認識の度は一段と昂揚せられ、愛國の烽火は隨所に起り、銃後の堅陣は愈々固められて行く。時局から高い障壁で隔絶せられてゐる別社會にも國民一致協同、祖國愛は凝つて此の障壁を突破し、欣喜雀躍、囹圄の身から一躍輝しい星章を戴く皇軍の第一線に勇躍馳は○○役陸軍○兵一等兵にして、除隊後歸鄕して、老父母に仕へ刻苦精勵、親孝行者として村の評判者であつたが、都會への憧れから魔がさし各所放浪中罪に問はれ、當所に收容中、日夜襲ひ來る自責の念に悔悟反省の情を深め、着々更生への歩を堅めてゐたが、今次事變に召集を受くるや、態々收容中の侚を訪ねた實父

利一郎（六四）の落淚切々たる日本精神への諫言に、高村は「お父さん申譯ありません。身は囹圄にありとも私の血管には日本人の血が躍如として流れております」と男泣き、此の感激的情景に泣かされた井川支所長は「それでこそ男だ」と其の決意の程を高揚激勵し、早速假釋放を上申し、其の恩典に浴さしめたるに、親子諸共日本人としての感激に必ず此の御恩と御信賴とに決して背かざる事を天地に誓ひ、決死の程を顏一面に漲らし、僅かな賞與金中より收容者としての最後の御奉公とばかり金壹圓を獻金、親子相携へ、召集隊へ勇んで馳けつけた。翌日無事入隊、感謝の電報に一同も其の喜びを頒つたのであつた。

◇

○○縣生れ、吉藤勝（二五）―假名―は資產家の出、大谷大學豫科生で中途退學してから不良の徒に投じ、勘當の身となつて各所放浪中、惡に迷ひ、罪を重ねること二度、當所に收容中、骨肉を分けた姉はこれを氣に病んで病死したことかも打忘れ、國を思ふ一念と我子可愛さとから、飜然骨肉の情愛に良心を呼び戻され只管精神の修養に怠りなく、益々慚愧反省の念を深めてゐたが、今次事變の召集に接し、彼も亦、假釋放の御恩典に浴したるが、實父久六氏（五八）は勘當したことに二百有餘里の遠路を厭はず出頭し「不孝の子にも軍國に盡す赤誠は毫も變りはありません、侚でかした、勘當許す……」の激勵の言葉に意氣軒昂應召した。

感激の應召

福井刑務支所

○月○○日午後七時三十分當所は收容受刑者某に對し、其の本籍村長より○○下令の電信通知を受領した。當人に對し右本籍村長の電信通知を交付するに、一瞬サット兩頰紅潮せしと見るや、間もなく眉宇に決死の色を泛べ、只管應召を嘆願せしは瞬間的興奮に因るに非ざるは勿論、爛々たる眼光は決死奉公の至誠を顯はし、既に前科二犯を有し目下三犯の刑を執行中なるが、非常時國民たり帝國軍人たるの赤誠毫も搖がず、まことに心を强くする情景であつた。

翌日午後三時二十分受刑者一同を敎誨堂に集合せしめ、彼に對し假出獄證票を附與せり。豫期せざる恩典と應召の叶ひし喜びは彼の全身を硬直せしめ一滴――又一滴――巓て證票に溢るゝであらう其の淚こそ彼の一生を通じて再び見る能はざる感激の熱淚であらう。

嚴として、而も恩情に溢るゝ支所長の

激勵の訓示は參堂せる受刑者一同に一脈相通ずるものあり。此の劇的シーンに異様の緊張を見せ、同囚より出征者を送り得るの光榮は支所長の訓示と相俟つて無上の感激となり、涙となり、果は慟泣の聲に變り、吾征途に上り得ずば止つて銃後を護るの決心を堅め、齊しく其の胸中深く更生を誓ひ、沈默の中に彼の武運長久を祈つたのである。

當人は時間の都合により一時當地保護會福井縣福田會にて休息、午後十一時三十一分夫々私服を着裝せる宮古支所長始め幹部其他職員有志、及右保護會大橋主事等の心からなる見送りを受け、同保護會職員の同伴を得て勇躍晴の征途に就きたり。夜半と雖も尚混雜を極めし福井驛に於ては此の異樣の見送りを何と眺めしか、吾等は知らず只彼を送るに心中深く萬歳を叫びしのみ。

因に同君は入營直後支所宛の禮狀には「只今入營しました、此度は誠に有難う御座いました。死んで歸ります」と、流石は帝國の臣民　其の覺悟の程も見えて自然眼頭の熱くなるのを覺えたり。

熱誠の歡送

函館　K・M生

○月○日は全休日だ。教誨に先き立ち所長は日支情勢を告げ一同も赤子である以上召集を受ける資格がある、一度召集されたら責任觀念の強い君等は充分國家のため働くものと信じて疑はない。當所からも某擔當が召集されて本日出發の筈であると言はれた。翌二日收容者某にも召集があつた、早速手續がとられた。假釋放、召集、餞別、彼の頭も混亂したしい、無理もない。然し彼れとて　陛下の赤子だ、奮然として今日の自分を認識し征途につく彼の姿は男々しかつた。

午後一時二十分には所長始め所員は某驛へ待つことしばらくにして、彼は息切つて走つてきた。後には年老いた母も居た。母親は荒波にもまれる木の葉の如く、眼は曇つて居る、言ひたいこともあるだらう。時刻は逼る、見送人は一層混雜する、前科者の母は、今は立派な出征軍人の母だ。今は御前が更正時だ、天子樣のために働いてくれ、所長樣も見送りだ、所員の方も見送りだ、御前は幸福だしつかりやれ、刑務所一の果報者だ、母は泣けて口ごもつて言へない。到々汽車は動き出した……母は押し切つて何事か言つた。泣聲できゝとれなかつたが、萬歳は小聲ながらきゝとれた。彼れも萬歳を叫んだ。それも泣聲であつた。然しそれは女々しい涙ではなく、嬉し泣きであつた。吾等はそれを他人事として無關心に見ることが出來なかつた。彼れの奮闘を祈り、老母の安泰を祈らずには居られなかつた。

一瞬だもじつとしてゐることが出來ないで、吾が子との對面は容易でない。母の

刑務所便り

□友を懷ふの會

姫路少年刑務所

當所に於ては曩に、昭和十一年十二月二十五日第一級受刑者の『父母を思ふの會』を開催し、少年囚をして或は亡き父母の思ひ出に、或は老ひたる父母の現況等に、各其の膝下に愛撫せられし搖籃時代を回顧せしめて其の感想を語らしめたが、そのとき孰れも幼少當時最も感銘深かりし父母の眞劍なる慈愛を偲び涙の中に之を語り合ひ、聽く者をして痛く感動せしめた。其の狀況は刑政三月號誌上に揭載された通りであつて、其の改過遷善に及ぼせる效果の多大であつたことは一般職員の確認するところであつた。

此の度前と同じ趣旨の下に本年七月四日の免業日を卜し、永田所長以下幹部職員列席し、第一級、第二級受刑者（病氣休養者二名を除き）九十二名を教誨堂に參會せしめ、『友を思ふの會』を催したところ、其效果の多かつたことは、以前にも增す程で職員一同その大いに有意義であつたことを歡んだ。

左に其の日の概況を摘記することにする。

日時　七月四日午後一時開會

出席者　所長　永田正之助、教務課長　楠瀬逸、戒護課長、春藤勝三郎　作業課長、佃藤吉、庶務課長三善繁太、會計主任鈴木勇、其他教誨師、教師、看守數名、第一級及第二級受刑者九十二名

開會の辭

教務課長　今から友を懷ふの會を開く人間は誰でも懷かしい幼少の頃の思ひ出がある。

その中には逢つたり別れたりして來た友達があるであらうし去りし友、逝きし友もあらう。其れ等友の顏を思ひ出す時懷かしく非常に思ひ出深いものがあると思ふ。昨年の暮には父母を思ふ會を開いたが、親は誰でもあるに相違なく親の無いものはないのであるが、不幸にして少さい時死別したりして顏さへ知らぬ者もあり、從つて父母の思ひ出が語れない人もあつたであらう。それに反して友達を持たない人はないことと思ふ、友達はいづれもが思ひ浮べることの出來る懷かしいものであるに相違ない。然し友達の中には惡友といふものがある。さういふ部類の友達のことを語り合ふのは却つて君達の古傷に觸れる樣なことになつて心苦しい事であらうし、又此の會を開いた目的では無いから、さうした方面の話はなるべく避けて好い意味での友達の思ひ出を述べられたい。では是から開會いたし

ます。

所長　昔から人を知るには先づ友達を見よといふ言葉がある。實際其の人がどう云ふ友達に交つてゐるかと云ふことを見れば其の人の性質或は趣味も大體は分るものである。昔から類をもつて集るといふ諺のあるやうに、酒飲みの友達は酒飲みがなつてゐるし、釣の好きな人には矢張り釣好きの人が多く友達になつてゐる斯ういふ例は私から云はなくても皆もよくわかつてゐることであらうと思ふ。

人間といふ者は生れた時は皆同じであつて善惡等は全然分らない。卽ち善人惡人の別がないのである。段々成長して子供になつて友達が出來ると其の友達の感化によつて良くも惡くもなるものである母親の感化は勿論のことであるが、周圍の人々の感化殊に友達の感化に因る事が與つて最も大なる力のあることは誰でも之を認めてゐる。良い感化は良い友達から、惡い感化は惡い友達から受ける。我々は年をとるに從つて段々惡い感化を多く受け易いものである。**我々は時々純眞**であつた少童時代を顧みて童心にたちかへり修養に努めるやうにしなければならない。今敎務課長からの挨拶もあつた樣に今日はつとめて打寛ろいで忌憚なく幼少時代の友達の話をして貰ひたい。

戒護課長　只今から皆に感想を述べて貰ふことにします。腹案のある人は手を擧げて貰ひたい。（此の時各所から高く手が擧がる）では、今手を擧げた人の中こちらから指名する、指名された人は明瞭に話をしなさい。

一〇九番　友と言ふよりも先輩と言つた方がよいかも知れませんが其の人は片林五郎君といふ人で此の人の英雄的態度に就て話したいと思ひます。これは今から四年程以前の事で私がまだ中學に通學して居た頃の話です。第三學期の休暇を利用して山岳部員の者が大川原にスキーに行きました。よくある事ですが斯う言ふ處ではよく他の學校生徒との間に小競合があり睨み合が生じるのです。私等もその例で**日頃から富山中學の生徒とは睨み合ひと云つた有樣で喧嘩こそすれ打とけて話す等の事は絶體になく相手の方に負傷者でも出來ると却つて罵倒したりしたものです。ちようど練習半に猛烈な吹雪が襲つて來た或る日の夕方の事です。**折から練習中の富山中學の生徒が友人を一人見失つたから探して呉れと言ふのです。御存知の事と思ひますが北陸地方の山吹雪は一間先も見えない事があるのです。夕暮れ時ではあるし平素睨み合ひの中でありますから誰も捜しに出掛けやうとするものはありません。勿論富山中學側の者もこの夕暮の大吹雪の事とて尻込みする有樣なのです。この時片林君は人々の留めるのも聞かず恐ろしい吹雪の中を敢然として遭難者の救助に出掛けました。私等は遭難者よりも之を探しに出掛けた片林君の身邊が氣遣はれてなりません。其の夜も十時を過ぎた頃雪崩の下敷となつて假死の狀態の遭難者を救け出しそれを背負つて宿舍まで歸つて來ました

私はこの片林君の敢然として夕暮れの吹雪の中を出て行つた雄々しい姿を想ひ浮べると共にこの大いなる心の持主と自分の現在とを比べて誠に愧づる次第であります。良き友を偲んで見るとき何とも言へぬ感激が溢れます。

六〇九番　生れが奈良である私は、高等小學校を奈良で終へたのであります。尋常一年から高等二年を卒業するまで學友として親しかつた友に山口と言ふのがありました。私は大阪に出て店員奉公に從事し友は故郷で農業に勵むやうになつたのです。私が大阪で罪を犯し刑が確定して少年なるが故に〇〇刑務所の少年區に移送された時その刑務所で山口君は給仕を務めてゐるのでした。それを知つた私は全く穴へでも入りたい氣持で山口君に見られる日を恐れました。然し其處で一年餘り務めてゐる間に見られない筈がありません。時々顏を合す事がありました。相手は刑務所の給仕さんですし私は其處の刑務所に收容されてゐる囚人ですから勿論言葉等掛けられませんが友はいつも同情の眼を以て私を見てくれましたそれが私には一層慚愧に堪えられぬものでした。其の後其の刑務所の少年區が廢止せられた爲私等少年達は當所へ護送される事となつたのですが、愈々私が護送されるといふ前日調所へ呼出された時友は初めて私に忠告してくれました。他所へ行つたら一層眞面目によく働いて修養して立派な人となつて故郷に歸つてくるんだぞと……昨年三月護送される前日のこの友の言葉は私の忘れやうとしても忘れられないもので、やはり學友として勵ましても呉れるのだと思ふと現在の私には淚の出る程嬉しいものなのです。私はこの友の言葉を裏切らないやう心掛けて精進を續けて居ります。

一七八番　私の友達に小山稔といふ同年輩の人があります。小山君と私とは尋常小學校を同時に卒へ其の後も交際してゐた友達であります。小山君は學校の成績がとても良く先生から上級學校へ行けとすゝめられる程でした。人々は小山君の事を神童だと讃へる程でいつも優等の賞狀を載いてゐましたが土地が何分丹後の舞鶴に近い農村でありますから小山君のお父さんはとても嚴格で、なま嚙りの學問をするより農業の手傳ひをする方がお前の身の爲だと言つて頑固に聞き入れませんのでした。小山君は其の後自暴自棄になつて惡い少年達と交つてゐたりしましたがお母さんの心遣ひから上級學校に行くことを許されたのです。而しお前の力でやれるかと父に問はれて、屹度やつて見せますと誓ひ苦學して勉強したのです。その苦學と言ふのは學校から歸つてから夜六時頃より針金細工をしたのです。私とは大變仲の良い友達でしたが私が他所へ勤める樣になつてから何時とはなく交際もうすらぎ分れ分れになつて仕舞つたのです。それから私が今の犯罪をして警察署に引かれてゐた頃何處でどう聞いたのか小山君が面會に來て呉れました。暗い留置場の一隅で身も世も無い程

慚愧の念に懸られてゐる私は會ふことの面目なさよりも何よりも救はれるやうな氣持ちで面會させて貰ひました。この時小山君は金を一圓出してこのお金で何か甘いものでも買つて俺の汗と油の臭さを味つて呉れ、人樣を胡魔化しても神佛を胡魔化すことは出來ない。これからは立派な人間に立ちかへつて神佛に恥ぢない行ひを履んで呉れと涙乍らに諭してくれました。小山君は今ラヂオ商を營み相當手廣くやつてゐるとの事です。私は小山君がこの憎むべき犯罪を犯した私の爲人目を避けて警察署にまで來て忠告して呉れた友情を想ひ何時も立派な人にならなければ小山君に濟まないと自分の心に鞭つて更生に努力して居るのであります。

六六九番　私には小學校一學年の當所から此處へ御厄介になる前まで大變仲の良かつた友達に山本淸市といふのがあります。年は私より一つ上でお父さんに早く死別しお母さん一人に育てられて兄さんと二人暮の生活をしてゐました。山本君は今から四年前昭和八年十月二十一日のこと、いよ〳〵滿洲獨立守備隊へ勤務することに定まつたので武運長久を祈る爲私と二人で吉野神宮へ參拜いたしました。この時社の前で山本君が僕に言つて呉れた最後の言葉を懷ひ出し皆樣の前で今更乍ら愧悔する次第であります。この時山本君は『岩本君俺はいよ〳〵日本男子の面目あつて滿洲に行くこととなつたが兄も居るし心配はないが今の君の樣な狀態では最後にお國の御厄介にならぬ事を誓つてくれ』と重ねて言ひましたので、私は『そんな事かそんな事ならわけは無いよ。俺は何も悪い事はしてゐないんだから』と答へたのです。それから約一ヶ月を經て私はこの山本君の豫言した通りの境遇に墜ちて仕舞つた譯です。何と自覺の無い私であつたか、山本君があの時誓へと言つて忠告して呉れ事を心に固く守つてゐたならば今第五舍の獨居房で金網窓を眺めつゝ過ぎ去つた過去を振り返つて恥しい氣持を如何とも出來得ずに惱むこともなかつたであらうと悔ひられてくるのであります。山本君は今から四年前昭和八年十月二十一日のこと、いよ〳〵滿洲獨立守備隊へ勤務することに定まつたので武運長久を祈る爲私と二人で吉野神宮へ參拜いたしました。この時社の前で山本君が僕に言つて呉れた最後の言葉を懷ひ出し皆樣の前で今更乍ら愧悔する次第であります。この時山本君は『岩本君俺はいよ〳〵日本男子の面目あつて滿洲に行くこととなつたが兄も居るし心配はないが今の君の樣な狀態では最後にお國の御厄介になる樣な事が起らねばよいがと案ずるのだ。世の中は非常時であると言はれてゐるのに靑年たる君が每日酒に醉ひ潰れる姿は全く友人として見られぬ態だ。どうか今日から眞面目になつて國家の御厄介にならぬ事を誓つてくれ』と重ねて言ひましたので、私は『そんな事かそんな事ならわけは無いよ。俺は何も悪い事はしてゐないんだから』と答へたのです。それから約一ヶ月を經て私はこの山本君の豫言した通りの境遇に墜ちて仕舞つた譯です。何と自覺の無い私であつたか、山本君があの時誓へと言つて忠告して呉れ事を心に固く守つてゐたならば今第五舍の獨居房で金網窓を眺めつゝ過ぎ去つた過去を振り返つて恥しい氣持を如何とも出來得ずに惱むこともなかつたであらうと悔ひられてくるのであります。

す。山本君は今如何にしてゐるか知る由もありませんが、山本君の身の上を想ふとすぐこの事が思ひ出されて屹度眞人間にたちかへつて山本君に見へ心から謝罪しなければならぬと修養に勵んでゐるものであります。

其の他各受刑者から斷片的な友に關する話が次から次へと交談され非常な緊張と感激の裡に時の經つのも忘れるばかりであつた。時刻も午後三時を過ぎたので

戒護課長　豫定の時間となつたので今日は此の邊で終りと致します。最後に一言附け加へて置きたい事は最前所長殿から御訓示がありました通り類をもつて集ると言ふ事である。昔の諺に水は方圓の器に從ひ人は善惡の友に依ると言はれて居る。これは惡友には交るなと言ふ戒めの言葉に他ならぬのであります。今迄話をした人々は孰れも多くの良友をもつてゐる人であつて其の良友の想ひ出話をしたのであるが、それ等の良友の忠告を耳に入れて居たならば定めし諸君が現在の樣に國家の御厄介にならずとも濟んだのであらうし、そればかりでなく非常時の靑年としての義務が果されたであらうと思ふ。それ等良友の忠告を聽く事の出來なかつた事はかへすがへすも遺憾である今日の友を懷ふの會は大變得る所があつた樣に思はれます。今後皆は一層反省して修養に勵んで貰ひたい。ではこれでこの會を終ります。

□保護者會施行狀況報告

千葉刑務所

本年司法保護記念日に際しては一般的に保護思想宣傳普及に努めたる外、今年始めての試みとして受刑者の保護者會開催、效果頗る甚大なるものがあり、受刑者の感謝は勿論面會者は何れも深く感激し、保護の必要なるを深く理解し、眞に目覺め其の後禮狀を寄する者續々としてして盡きざる現況である。

**案內及範圍千葉縣を始め東京、神奈川茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、靜岡の一府八縣を範圍と定め之等府縣に本籍又は現住所を有し、入所以來常に信書の往復を爲し、或は接見等あるものにして、將來釋放後の保護者たるべき者と思料し且つ來所の見込ありと認めたるものを調査せしに、九月一日現在受刑者九百一名の內三百二十五名に達せり。內譯左の如し。千葉一七一、東京九六、神奈川一四茨城九、栃木二、群馬三、埼玉五、山梨五、靜岡二〇、之等保護者の中には土地不案內者あるを考慮し略圖を添へ案內狀と共に出缺席印刷の葉書を同封し所長個人名義の封書と爲し九月三日發送せり。

案內狀發送後の狀況は十二日午前の來信を以て締切りたる處出席通知は五三%八四に達したり。

案內狀發送	三二五通	率	
出席通知	一七五通	五三、八四	
無通知出席者	五人	一、五三	
缺席通知	六二通	一九、〇七	
案內狀返戻	三六通	一一、〇九	

全然無回答　四七通　一四、四六

來所者に就て九月十三、四の兩日とも玄關前廣場に天幕を張り約百人分の腰掛を設備し之を休憩所に充當し麥湯の接待を爲す。兩日とも午前九時より午後三時迄臨時受付を開設し來所者に對し到着順に依り番號票を交付し收容者に對する面會を便宜ならしめ、尚保護會の寄贈による「司法保護記念日に際して」と題する所長記事の揭載せる地方新聞を各自に配布し休憩中の閱讀に供したり。午前十一時を以て受刑者に對する面會を一時中止し、來所者一同を刑務所前演武場に集合せしめ、各課長、教誨師、列席し所長より行刑各般及保護の精神に就き約一時間に亙り諄々と說示したり。此の說示に際し滿場頗る謹聽し流涕するもの等あるを認めたり。正午保護會より接待に係る晝食（壽司十三日百三十五人十四日六十五人）を呈し喫煙時更に司法保護記念日と印刷せる燐寸を供し同伴の兒童に對しては紙風船を配布せり。

接見方法に就て、接見は定期外特別接見とし戒護課に於て受付係より送付し來れる受刑者呼出票により當該工場或は舍房より迅速に呼出し別室に於て特に全部一級者用普通衣長衣に更衣せしめたる後當日接見所に充當せる教務課事務室及個人教誨室に於て何れも卓子を前に兩側に着席せしめ、接見時間を二十分以內とし隨意に交談せしめたり。立會者は教誨師戒護課看守長及看守部長之に當り逃走、暴行及外來者との物品受授等の犯則に對する取締に努め極めて有意義に施行せり

接見人員、接見人員は合計百八十名なり。

十三日午前　一〇四名、午後一三名、計百十七名
十四日午前　四五名、午後一八名、計六十三名

右により接見人員は案內狀發送者に對し五五%三八に及びたり。來所者は父母が收容者の妻を同伴せるもの或は叔父同道等のものありて總人員二百十七名に達したり。

收容者に對する反響、收容者に對する反響としては從來屢々接見ありしものは勿論、只定期信書の往復のみなりし者等の入所以來始めて接見に來りし者頗る多し。之等收容者に對する接見狀況を視察するに父母が子に對し不孝を責むる者、妻が夫に改悛を促す者、或は知人の不遇を慰むる者等多種多樣なれども、釋放後の保護に關し懇意なき交談を爲さしめたる結果將來の保護十分なりと認めたるもの尠からず。收容者は記念日接見なるも從來と同樣の方法なるべしと考察し居りたるも、當日呼出の上何れも一級者用長衣着用其他特別なる接見方法なるに深く感激し、尚今後斯る催を例年施行願度旨密に希望し居るもの尠からず。而して面會者に對し感想錄を徵したる處敎化に對する效果十分なりと認むべきもの比々皆然り。

來所者に對する反映、世人は動もすれば刑務所に對し眞意を解せず、只恐怖の念のみ抱き、爲に收容者に對する面會等も兎角疎遠勝になり居る狀態なり。然るに本案內に對し參會せし者は所長の諄々

たる行刑各般の說明により從來腦裡に深く印象せる考は一變し、眞に人間精神の改善道場なるを强く認識せるもの〻如し

處遇、敎化殊に給與及衞生狀態の說明に際しては滿場只流涕感激し眞に皇恩の厚きに感泣せり。又參會者は「未だ嘗て刑務所に於て湯一杯頂きし事なかりしも、今回は晝食迄給せられ且つ所長殿始め職員の親切丁寧なるには誠に感謝する」等交々挨拶を爲したり。更に今回の催に對し保護者より十數通の禮狀到着せしに何れも從來の無理解を深く悟り、今後釋放後の保護に當りては十分努力し以て犯罪を重ねざる樣保護善導に盡す旨認めある點より推察するに相當效果ありたるものと認めたり。

感　想　七四四番　岩〇正〇

着物を取替へて二階室に於て父親と初めて對面した時は胸が一ぱいで何も言へませんでしたが今度と言ふ今度は堅く決心して世の中で働く覺悟を父上に言ひました。

出所後は眞面目に働いて父上樣を初め皆々樣に孝養を盡くすつもりです。

保護者禮狀

先日は所長樣やかんし殿の御なさけで**御面會**をゆるされました事を私心からありがたく思います。我が子が一ならず二度も上樣の御手すうをかけなんとも申はけがありません、親は子を思いますとあなにでもはいりたく思います所を所長樣よりあのようなお話を下されました時に私はなみだの出るほどうれしく思いました、所長樣我が子がこのたびかいしんをして家にかいりましたなれば親子とも心を入かいて仕事を致し三度と御手すにかからぬように子に話又所長樣の御話をよく守りますから御安心下さい。

□名物見張塔の復活　東京拘置所

舊巢鴨刑務所の外塀の四隅にあつた見張塔と雜居房を行刑記念物として保存することの議が纏まり、移築費用は刑務協會の寄附によることゝし本年六月下旬から東京拘置所の東北隅に移築工事中の處此程漸く竣工した。赤煉瓦に石磐のコケ

ラ葺の見張塔は高さ三十六尺五寸あり、震災後永らく廢墟になつて居つたが、竣工と同時に看守も配置せられ十幾年振りに返り咲いて、重要な役目を務めることになつた。

雜居房は室内三坪七合氣積四十一方米窓格子に吋丸の鐵棒を使つた如何にも嚴丈な小さな窓が廊下通りと裏側に各壹個あり、陰氣な重苦しい感じは懲役監とは云ふものゝ新舊對照して昭和行刑の進歩を如實に語るものとして感慨深いものがある。因に房内には舊巢鴨刑務所の立體配置圖や建築當時の妻木、山下兩技師の苦心になる計設圖其他寫眞類等の參考資料を陳列し、曾ては模範監獄として在りし昔の姿を永久に傳へる事にしてゐる。

□六七會總會記

三重刑務所

名古屋控訴院管内教誨師を以て組織する六七會は七月廿四日三重刑務所樓上に於て總會を開催し、當日來賓として同會顧問河邊名古屋、鈴木岡崎少年、末光三重所長、眞宗高田派本山參事藤源眞亮師佐々木三重縣國兒學園長、杜多少年保護司並會長教誨師十六名の出席あり、盛會裡に閉會された。

同日午前十一時より協議會を開き、會員相互の自由討議をなし正午休憩の後午后一時より總會に移り開催刑務所長の挨拶があつた後、當日講師として招聘した神宮司廳儀式課長阪本廣太郎氏の「皇宮神宮に奉仕して」と題して約一時間に亙り有益な講演があつた。暫時休憩の後左記會員の熱心なる研究發表があり一同神益する所多く午后四時半終了した。

「護國思想と行刑の指導精神」藤井智鎧
「陰語に就ての研究」淺野實乘、「受刑者に對する吾等の態度」華埜井香曉

尚閉會後參宮急行電車により來賓並に會員一同を宇治山田市に案内し神域近き古市に於て晩餐會を催し翌廿五日早朝一同齋戒兩宮に參拜し時節柄皇軍の武運長久を祈願して解散した。

□名古屋刑務所便り

◇軍事講話施行概況

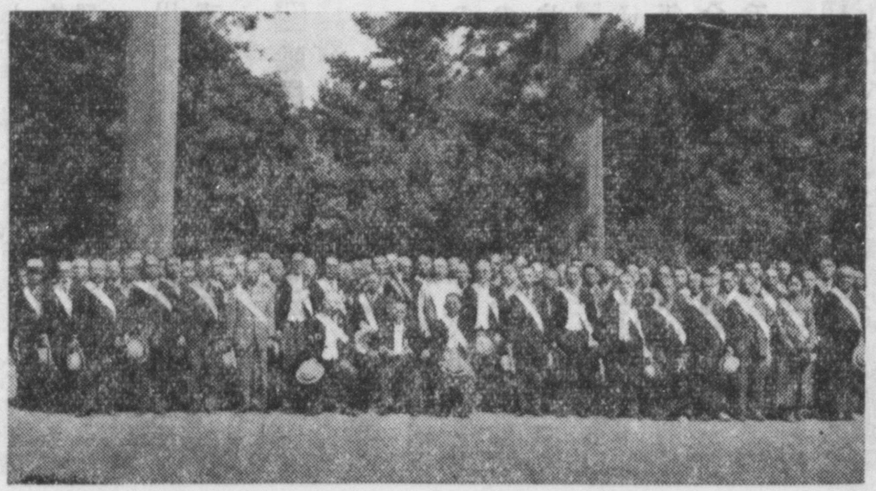
今次の日支事變が勃發すると逸早く、當所に於ては所長並教誨師から收容者に對し構内ラヂオに依つて事變發生の原因經過、帝國の方針を說示し此際收容者は各自の本分を守り、謹愼作業に勉勵し銃後の赤誠を致さなければならぬ所以を懇示した。其後時を追うて發展する事變の推移は逐次教誨師に依つて傳へられ、時局に對する正しい認識を得しむるやうに努めてゐる。〇〇軍需品製作の緊急作業は、軍部からの依頼に依つて連日連夜繼續されて居り、收容者は皆第一線に活躍する勇士の目覺しい働き振りを思ひ、せめて此の仕事が我等に與へられた銃後の後援であるとして涙ぐましい程に働いて居る。其後時局に對する關心は愈々深刻となり、齊しく戰線に活動する意氣で勉勵し、休めと言はれる職員の聲の下からお國を思へば一刻も猶豫は出來ませぬと

いつて實に不眠不休とも形容すべき眞劍な働きをしてゐる。時局の模樣は教誨師から說示され、雜誌「人」に報道せられてゐるが、一層時局に對する認識を深からしめ緊迫せる今日に處する我等の覺悟を堅めしめるために、九月五日（第一日曜）午前八時半より及午前十一時半より二回に各二時間に亙り第三師團司令部附近藤大佐を聘して軍事講話を施行した。

大佐は「日支事變と國民の覺悟」なる題にて支那事變の發端が排日抗日の支那の極端なる侮日排外の思想に基因してゐるもので、皇軍は彈雨を物ともせず斷乎膺懲の矛を執つて立つたのであると、今次事變の原因より說き起し、支那地圖を指しながら北支、上海其他各地に於ける我が忠勇なる將士の奮闘を叙述し恰も實戰を見るが如くこれを展開せしめ、美談や勳功を挿んで、次から次へと息をもつかず話されるから、聽くもの皆固唾を飲んで手に汗を握つて一語も漏すまいと一心に聞き入つてゐる。話は轉じて列國の態度に移り英・米・獨・伊・蘇の事變に對する交涉を縷述し最後に極東の平和を確保するこそ、我が建國以來の國是であり、我が使命である。國民は打つて一丸となり、戰線に立つと否とに拘らず、躍進日本の成果にかけて、擧國一致國家總動員の精神を以て各々其立場を守り職責を遂行せねばならぬ。諸君の〇〇勞務に精勵することは、第一線將士の活躍に何等變ることなく、銃後の忠誠であると說き、明治大帝の御製を引きて日本精神の昂揚精神の顯彰にこそ事變解決の鍵はかゝつてゐると感激の裡に講話を終了した。さしも長時間に亙る講話も牧容者は講師の熱誠あふるゝ說話と、系統立つた話に依つてよく其の眞相を認識し日夜延長作業に精勵することが第一線活躍の勇士に比する働なる所以を思ひ一意勉勵の覺悟を鞏固にし、敎化上近來稀に見る效果を擧した次第である。

◇熱田神宮へ感謝祈願

司法保護記念日第二日の九月十四日は司法保護感謝デーに當るので名古屋では



この朝十時半、明德會長宮城檢事長、愛知自啓會長柵木檢事正、河邊刑務所長、立石控訴院長その他百餘名の人々は熱田・神宮南門に集合の上、揃つて社前に額づき司法保護への感謝と銃後防犯の祈願をこめた後、午後零時半から名古屋ホテルで開會の感謝會へ臨んだ。(寫眞は熱田神宮鳥居前に勢揃ひの一行。)

◇事變下の彼岸會

名古屋刑務所に於ては九月二十三日午前八時三十分より所内教誨堂にて在監物故者の彼岸追弔會を行つた。爽やかな中日の惠光を浴びて職員と收容者は和濫の裡に不幸の靈に靜かに冥福を念じた。更に今回は重大時局に直面する收容者の覺醒の秋として極めて有意義なる催事であつた。

當日は東本願寺名古屋別院輪番小江榮慶師を招き師の導師にて嚴に讀經あり、次で藤井教務課長は虔んで御消息文を拜讀した。河邊所長は特に現下の事變に鑑み、重ねて時局に處する國民の自覺と發奮を促し、事變を反映する感激の弔辭を與へ一同を緊張せしめた。所長以下各課長の燒香を了へ、受刑者代表の燒香あり次で恩典授與竝表彰を行つた。終りて小江師は「日本精神と眞宗」と題する講話をなし、生々しき戰場美談を紹介して簡明に日本精神の眞髓と眞宗の本領を說き感激一入深く、かくて正午和かにも極て肅しく有意義な法會を終了した。

□受刑者出役の貯水池完成

旭川刑務支所

旭川市外美瑛村の荒涼一千餘町歩の荒地を造田すべく計畫された貯水池工事は五ヶ年の年月と延人員二百萬人、工費百八十萬圓を以て完成したが、この工事竣成の裏には旭川刑務支所受刑者の獻身的な努力が祕められてゐる。同地は土質が惡く工事が進捗しないので、二回に亙つて設計を變更した程の難工事で、遂に旭川刑務支所の受刑者出業を司法省に申請し許可を得て延人員四萬三千人の受刑者を工事に從事せしめて始めて完成するに到つたものである。

九月十八日竣工式を前にして佐久間旭川地方裁判所長、谷津檢事正、福山刑務支所長一行は工事狀況を視察した。

□職員防空演習狀況

小田原少年刑務所

本年七月七日蘆溝橋における日支兩軍の衝突は北支より南支へ又は中支へと其の赴くところは遂に極東一帶にまで擴大せんとしてゐる。銃後の守りは愈々堅く驛頭は所謂歡呼の聲、こだまして彌が上にも戰爭氣分橫溢してゐる時、昭和十二年九月十五日より帝都を中心として關東全般に涉り防空大演習は施行せられたのであつた。

當小田原少年刑務所に於ても一般と同樣に燈火の管制を實施して居たところ、九月十八日午後七時當所の特別警備隊長香椎所長より突如演習非常召集の命令が

發せられたのである。

折柄警戒管制中なる黑一色に塗つぶされた町へ村へと傳令は三組に別れて隼の如く飛び出した。時を移さず職員は續々と登廳し午後七時三十分には全員集合するを得て愈々防護演習に移つた。先づ警報班長辻庶務課長に非常警報が發令されるや忽ち連絡員によつて警護班、防空班、工作班、防毒班、救護班及配給班に傳達せられ時を移さず各員夫々部署につき水も漏さぬ警備についたのである。

斯くして午後八時「病舍と非常門の間に燒夷彈落下せり毒瓦斯彈投下せられたるやも不計、且つ火は將に病舍を燒かんとす、直ちに出動せよ」の演習命令に依り辻警報班長指揮下の班員は夫々命令の口傳に或る者は警護班へ或る者は防毒班へ又或る者は工作班へと僅か數秒の間に各班に傳達し、之れが命令を受けた警護班長岡田戒護課長は班員を督勵し所内外の警備に萬全を期すと同時に防火班に命じて唧筒を構内プールの側に配備し一棟越した向側にある病舍にホースを引き掛聲も勇ましく給水鎭火作業に奮闘した。

工作班長清作業課長は之れ亦各班と緊密なる連絡を取りながら作業技手を督勵し所内建築物の監視保護に汗まみれの活動をしてゐる。一方防毒班長兼救護班長たる土肥醫務課長は班員を指揮し防毒マスクの裝用も甲斐ノ\しくタンカを運ぶ者、防毒作業に從事する者等大童べの大活動の眞最中突如空の靜寂を破る爆音と共に靜岡方面より飛來せる飛行機一機が當所上空約五百米の個所に來るや、赤、青、白三個の模擬爆彈を投下され、愈々演習に拍車をかけられたる觀あり、益々緊張宛然實戰の如き觀を呈し一糸亂れぬ統制下に全員一致協力以て全機能を發揮したのであつた。

「斯くして午後九時「演習終了事務所前廣場に全員集合すべし」の命降り香椎所長の講評と感謝の挨拶あり、引續き乾杯萬歲を三唱して大成功裡に意義ありし我等の防空演習の幕を閉ぢたのであつた。

□追弔法會執行

宇都宮刑務所

宇都宮刑務所では在所中死亡者九〇一名の追弔法要を例年の如く、去る秋季皇靈祭日執行、牛島所長は特に本年は來る遵法週間に魁け、行刑の地方的理解を求むる意味より栃木縣知事、市長、宇都宮地方裁判所長、檢事正、及び第十四師團關係將校等その他地方官民の列席を仰ぎ市内寺院住職等の勤行により盛大に擧行

所長の祭文捧讀についで、來賓弔辭燒香等終つて、中臣師の「緣起思想に基く人生觀」なる講話ありて式を閉じ、一同別室に賑々しく歡談を交す所あり、收容者一同の深き感激はもとより、特に今回官民多數の參列を得て、行刑に對する地方の理解と協力を深め、これを機會として市内寺院佛教聯合會等は近く刑務所内の參觀を申合すなどあり、近く遵法週間を控へて、從來兎角疎遠なり勝ちな、地方的感情のかゝる行刑への關心を深めしむるに到つたことは喜ぶべきことであつた。



讀者の頁

□參觀と接見の活用

下關　武地　落葉

受刑者を再度監獄に戻つて來ない人間に仕上げることが監獄の使命であり吾人行刑人の責務である。釋放者として再度監獄に戻ることを不可能ならしめる仕組は監獄と社會の連帶責任である。實にそれは監獄と社會の緊密な連絡と社會の協力によりてのみなされる、この要求を滿すものが保護機關である。

監獄から社會への希望の道を嬉々として進む者を愛の手に指し招いて吳れる仕事、社會から監獄への失意の歸路を步む者を後から愛の手に强く抱き締めて社會へ引戻して吳れる仕事、かゝる仕事の完成は多大の犧牲を要する。かゝる義務的でない仕事は社會の同胞愛と高度の同情と直接事にあたる人々の燃ゆるが如き信念によりてなされるのである。故に保護事業は一つの官廳の出現によりて、そこの官廳の官吏の事務的處理によりてのみ解決し得る性質のものではないのである。しかし何れにせよ保護の仕事が社會の同情と協力の下に於てのみ、なされる以上は吾人は社會に對して突然に同情や協力を求めてはならない。事前に先づ釋放者を理解せしめそうして理解を土臺として自然に同情の念を生ぜしめる可く努力せなければならぬ。斯くの如き意味において吾人は參觀と接見の活用を高唱し以て民衆の釋放者に對する理解に資せんとするものである。

先づ參觀に就いて述ぶるならば從來受動的であつたものを能動的ならしめ、そこに參觀の新しき意義を發見せんと企圖することである。人を知る爲には其の生育關係を知る上に家を知ることが必要であるが如く、釋放者を知る爲めには個人の家に匹敵する監獄を知ると云ふことは缺く可からざる事である。又或る一面に於ては行刑に關して白紙である社會人の現實の監獄に對する感想なり批判なりを得ることは總てを自己の有利にのみ解釋せんとする傾きある行刑人の獨善主義を排する上に得るところが少くないのである。斯る觀點より現狀を見るとき監獄が密行主義の上に立つとは云へ監獄の參觀等と云ふ事が餘りに社會の關心の外にあり過ぎはしないか。監獄法は其の第五條に參觀に關して「參觀を請ふものあるときは學術の研究其他正當の事由あるときこれを許す」云々としてゐるのである。之れ筆者が受動的なりと斷ずる所以である。

る。行刑當局は社會人に監獄の正しき認識を持たせ受刑者をよく理解さすてふ目的の下に機會を求めて自から請うて監獄を參觀せしめる必要がある。正しき受刑者の理解は嚮て同情に變化し釋放者保護の上に輝くであらう。

次に接見に就いて云へばこれも參觀と同じく積極的であらねばならぬ。參觀は人を知る爲めに家を見ることであつたが接見は直接受刑者に接觸して人を知る方法であつてよい。故に將來刑務委員會誕生の日にはそのメンバーと目せられる人士は云ふも更らなり、出來得る限り多方面の人達に對して行刑當局は努めて働きかけて受刑者との接見をなさしむべきである。斯くすることは受刑中は心の伴侶として釋放後は指導と援助を得る上に特に必要なことである。出來得れば工場主、商店主等使用人を要する人々との接見によりて受刑者の釋放後の就職問題を解決し得れば實に妙であると信ずる。然るに監獄の法規は親族以外の接見を受刑者に許さぬを原則とするのである。これを接見が消極的なりとするものは筆者の獨斷であらうか。

上述の如く參觀と接見の活用は釋放者保護の上に民衆の同情と協力を得る爲めに甚だ重要問題である。理解は必ず同情を生む「先づ受刑者の理解から」をモットーとして兩制度の運用に受刑者と社會の婚約時代的役割を演ぜしめることは吾人行刑人の責務なりと揚言するものである。お互を知り合ふ事が婚約時代の目的であり幸福なる結婚の鍵であると同じく受刑者と社會が知り合ふことは保護問題の圓滿なる解決の鍵である。

さりながら最後に一言せざるを得ないのは監獄の密行主義の問題である。密行主義に對する異論はあるにしても現在世界の行刑が密行主義の基石の上に立つといふ嚴然たる事實である。この事實は行刑密行の不可避性を實證するものである。吾人は上述の兩制度運用上密行主義の原則を危くするが如き態度はこれを戒めなければならぬ。一定の限度を超へざる程度において能ふる限り社會と受刑者を知り合せ遂に兩者の幸福なる結合を爲さしめなければならない。

滿洲國監獄科長一行來朝

滿洲國監獄科長泉顯彰氏、海龍監獄長典獄田柏岩、南監獄長典獄任國泰氏、鄭永屯監獄長典獄烏立本氏、拜泉監獄長典獄閻日知氏等はこの程來朝中であつたが、刑務協會では十月十五日目黑雅叙園へ招待し、種々懇談した。

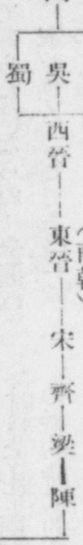
書道講座

高橋白鴎

書の變遷

◇六朝時代

六朝時代といふのは、歴史では三國の呉と三國の後をうけた晋と、南朝の宋、齊、梁、陳の六代三百七十餘年間をいふのであるが、其の晋より隋に至るまで凡そ三百二十餘年の間を書道の變遷上から六朝時代と稱へてゐる。



三國を經て六朝に入るに及んで、楷、行、草が大いに發達を遂げた。即ち六朝時代は楷行草の練磨時代と云ふことが出來る。有名な書聖王羲之を出したゞけでも書道史上特筆大書に値する。

清の書家阮元が、六朝の書には南派北派の別があると稱してから晋以下の南朝と、北魏以下の北朝とは、書風を異にしてゐると說く樣になつて來た。南派の書は溫雅渾厚、北派の書は雄勁磊落、共に獨特の境地を開き捨て難い雅趣がある。南朝には建碑嚴禁の令などあつて碑は殆んど見られないに反し法帖が多く行草に於て絶技を傳へてゐる。北朝には佛教が隆盛であつた、その影響にもよるであらうが碑、碣、摩崖、等の石刻が多く楷書に於て特技を見せてゐる。後世の學者は南派の法帖を遵奉するものを帖學派と稱へ、北派の碑碣を遵奉するものを碑學派と稱へてゐる。

碑とは方形の立石をいひ、偶とは人工を多く加へぬ天然の石を利用したものをいひ、摩崖とは山谷にある自然の平たい岩面に刻字したるもので摩崖碑ともいつてゐる。これ等の刻字を墨で紙にうつしとつたものを拓本、又は搨本といつてゐる。法帖とは書の法則が示されてゐる手本の意であるが、今は碑帖の拓本をも法帖と云つてゐる。(次頁寫眞掲載のものは六朝の安樂王墓誌銘である、その書雄勁にして峻險、六朝書道研究に絶好模範たるの價値をもつものである)。

添削規定變更

此度高橋先生の御好意により協會員に限り清書添削は一切無料で取り計らつて戴くことになりました。從つて添削規定(八月號參照)は第五の添削料の項を削り他は從前と同樣です。爲替送付その他の手續がずつと簡單になりますから今後一層の御精進を望みます。

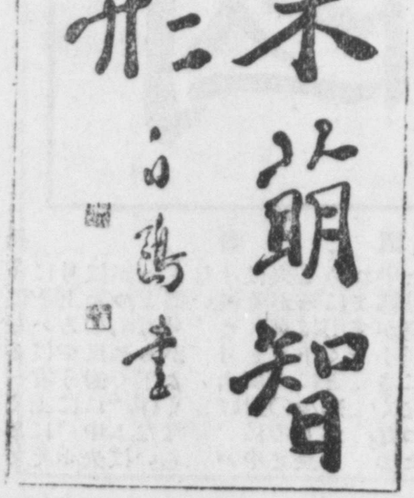


初學者の爲に

◇練習字數

初めて書を習ふ人より一日にどの位習くばよいですかといふ質問をよく受けます。これは大に考へなければならぬ事です。新井白石が一日に三千字を習つたとか、元の康里子山は一日に三萬字を書いて倦むことを知らなかつたと云ふ話もあります。これは勿論出來ない事ではありません、私共でも時々一日に四、五千字は習ふことがあります。しかしほんとうに上手にならうといふ考へならば、こんな眞似をしない方がよいと思ひます。ただ數多くばかり習つても、それが何等の注意も拂はず機械的に練習するものとすれば決して得るところがないものです。一字でも丁寧に注意して、何度でも習つたならば、必ずそれだけの效果があらはれます。それで最初の間は一字を十分覺えるまでは何度も習ひます。然る後他の字に進みます。

かくして一枚の手本の文字を全部習ひ了へてから、初めて一枚に全部書いてみるのです。たゞ數多く習ふ事ばかり考へて、無闇に進むのは却つて進歩が遲いものです。要するに徹底的に習ふ事が肝要なのであります。初歩の間は一日一枚か二枚位の手本を反覆練習する方法が最も有效なものであります。



楷書手本



兵は國の大事なり

兵　イはなるべくたてに。ハは右上にそり上るやうに、ホはその反對に中央が少し高く。トはへよりも下げないと据りがよくない。

者　イはそり上げ、ハはそれと反對に中央が高く。〇のところは下に少し長めに引くと形がとれます。

國　中部が小さくなつたり窮屈になつたりしない樣。〇のところは一寸下に長く。△のところはなれた場合は少しはなして。

之　ニの筆をウンと左から。△のところはハの押へのところで押へて筆を拔く。

大　ロの筆が左に斜になり過ぎぬ樣。ハの押へは點線に注意して押へて筆を拔いて下さい。

事　〇のところは上に充分出す。△の筆はこの字のきつちりは横畫の間隔に注意して書く。

鮎釣など

花蓑

吉野川鮎釣の竿長きかな　いばら

溪流の岩の上に足場を占めて鮎を釣つてゐる、それはどこの溪谷でも見受けるところの鮎釣風景ではあるがこゝの吉野川の鮎釣は他所で見るのよりは竿が長い、竿の長いのは釣道の方から言へばそれだけの理由のあることであらうけれども傍觀者の素人には只長い竿で釣つてゐることに趣を感ずる、鮎釣の竿の長いといふことが吉野川の風景に趣を添へてゐるものゝやうに感じられる。言ひ換へればこの句は鮎釣の竿の長いといふその一つの事實の寫生によつて吉野川特有の趣が言外に傳へられてゐるのである、それは吉野川の千態萬狀の風景を克明に敍したのよりも遙かに優れた作品を成してゐる。

夕立晴今遊船の歸り來る　同

琴琶湖上を夕立が過ぎて遠く比良山あたりに名殘りの雲が尾を引いてゐる、湖の上には夕立がさしてきら〳〵と小波が光つてゐる、どこからともなく一艘の遊船が現はれてこちらへ漕ぎ進んで來る、先程の夕立

吉野川鮎釣の竿長きかな　滋賀　いばら
このあたり兄の地所とか稻の秋　同
徽發の軍馬つゞくや芒みち　同
夕立晴今遊船の歸り來る　同
城跡の官舍住ひや月の秋　同
雨毎に黃ばむ木瓜の實捨扇　福岡　宗霞舟
跳ねてゐる牧の仔馬や秋晴るゝ　同
逞しき馬なでゝをり今朝の秋　同
味噌麹いきるゝ納屋やちゝろなく　同
大いなる地球儀秋の窓に見え　練習生　和田不二斗
街中の大スタジアム球の秋　同
秋冷や公園に沿ひ木影みち　同
さゞなみの志賀の宮居は稻の秋　滋賀　西村幸吉
秋雨にボーイは古き雜誌讀む　同
庭石に萩こぼれけり飛雲閣　同

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

選

に逢つてどこかに雨を避けてゐた遊船が今歸つて來るのであらう、この句に於て今の一字に注意すべきである、夕立の爲にどこへ行つたのか分らなくなつた遊船がひよつくり姿を現はしたのを見てゐるあの遊船が今歸つて來るわいと言つたやうな感じである、變化ある夕立の景色をまのあたり見るやうな氣がする。作者が滋賀であるところから琵琶湖の景色として解釋したけれども場所はどこでも差支ない。

街中の大スタジアム球の秋　不二斗

この作者は今練習所に來てゐて日躍には市中の見學に勉めてゐられるやうである、今度の三句はその産物でこの句はその一つであるがこれは職業野球の後樂園スタジアムの寫生である、かういふ際物的のものを句にするのはむつかしいものとして手をつけない人もあるがこの作者は勇敢に色々のものを試みてゐる、さうしてこの句などは確かに成功してゐる。

大いなる地球儀秋の窓に見え　同

この句は丸ビルあたりの寫生であらう、市井の一風景として清新な趣がある。

袋掛低きは妻に殘しおき　北騎

この袋掛は恐らく桃であらう。お百姓が桃畑を作つて居るのであらう、夫婦して袋掛をしてゐるのであるが夫は高い枝の桃に

水盤の白菊勾ふ數寄屋かな　同　よしを
あの邊り伊吹山なり鳥渡る　同
陸奥の驛は林檎の賣子居り　同
稻刈りし畦に老いゆく蝗かな　松江　川津道暗
秋の水水門あけてありにけり　同
夕鵙の霧の中なる銳聲かな　同
袋掛低きは妻に殘しおき　大阪　岩本北騎
山ほども妻が濯げる夏衣　同
旅にゐて旅なつかしき秋の風　岡山　田中春美
秋燕風雨の雲にまぎれけり　同
水にある朝日白し萩の宿　滋賀　迷羊
黃なる蝶黃菊をはなれ白菊へ　同
高臺寺萩見の客のなかりけり　同　泉原ひろし
林檎ひく鼠の瞳可愛らし　同
訪へばまだ起きてゐし夜寒の灯　群山　桑野青路
鷄頭やそびらに浪の陽が翳る　同
宵闇の門田にひゞく落し水　名古屋　中澤双葉
よく咲きし朝顏にまだ起きぬ家　同
無花果の大きさ田舟かひくゞる　小菅　速水月蒐
斷崖の松にたれたる通草かな　同　鎌田花山
柚人の一人戻るや秋の暮　三重　山本半風子
月明りさすあたりまで鰯雲　同　小森岩生子
稻車輪に穗づれして行き過ぎぬ　同　尾能香洲
肩張つて首傾げたる案山子かな　同　小野其蜩

ばかり袋を掛けて低い枝の桃には妻君にやらせる爲に殘して置くのである、面白いことに思ふ。

落ちて來し隣同士や震災忌　牛後

震災の爲に都落ちをした人が偶然にこゝの土地に隣合つて住むことになつたのであらう、それ〴〵に遭難の際の悲慘な思ひ出もあることであらうがそれ以來既に十數年の歲月が流れてゐる、こゝに新らしい生活の根底を築いて今日あらしめるまでには粒粒辛苦を積んで來たことであらう、今年も又震災忌がめぐつて來て昔を偲ぶにつけても兩家相榮えて幸福な月日を送つてゐることは目出度い限りである。

やゝ長きまゝの芒をさしにけり　石子

野原で切つて來た一束の芒を少し長過ぎるのが氣になりつゝもそのまゝ花瓶にさしたのであるが挿してみると長い芒のしどろなる風姿にも捨て難い趣があつて矢張りこれでいゝと得心の行つたことであらう。

眞直に梯子を立てゝ松手入　素人

差し交はしてゐる松の枝の中に梯子を突込んで梯子はその松の枝に支えられて眞直に立つてゐる、庭師がその梯子に足をからませながら松の枝に鋏を入れてゐるのである。

宵闇の田圃はるかに汽車の音　帶廣　許斐芳志緒
霧こめし街を號外しきりなり　奈良　大天狂骨
落したる草棚燃やす秋の晴　青森　一
巡警や獄舍の屋根の流れ星　福岡　木下白笑
嘎れし鈴虫の音や月冴ゆる　仙臺　志賀新帆
おのゝきの一夜明けたる出水かな　青森　木村滿樓
豐年の穗はまだ出でず露の玉　宇和島　今津賴風
細道に馬よけゐるや草の露　同　山本滴水
晩鐘に稻かけ急ぐ親子かな　宇都宮　野村雅宏
星は北へ北へと秋を深めけり　岡山　小坂一年生
雨はれて夕日明るし葉鷄頭　栃木　藤川春絲
講果てゝ皆歸りけり蚯蚓鳴く　忠北　雅房
水鳥の羽ばたき寒し夜半の湖　山形　翠水
名月の墨繪の中の案山子かな　函館　船樹たゞを
行く人もなき細道の女郎花　京城　渡邊麗園
唐風の塗門の家晝葫　新義州　球磨蘇
連峰の抱ける村や秋日和　群山　山永曉夢
霧の果河口ひろく波白し　宮城　古城
朝顏も糸瓜もからむ垣根かな　下關　ふみお
時雨るゝや植木屋去りし庭靜か　平壤　白葉
夕燒の雲間に月の上りけり　滋賀　深田五角
只一人終電車待つ秋の雨　同　樋口柏葉
榮轉の都は菊の眞盛り　同　百萬石

刑政第50巻第11号
矯正図書館

每月募集
刑政詩壇
雪山川瑞穗選
メ切 每月十日限
用紙 隨意
姓名雅號併記ノコト

□過旭川　素竹　岩村通世　東京

先人曾宦于北海道。開拓上川鄉。作旭川市。樹碑近文山。以紀其來由。

句中故及。

先人曾拓上川鄉。今有炊烟起四方。試自近文山下望。

平原百里稻花香。

所謂觸景情至。觸物感至者。孝思益然。使人感嘆。

□支那事變　宕川　江村繁太郎　高松

膺懲醜虜斷盤根。日本刀凝日本魂。已拔長城千仞險。又屠渥口幾重門。飛機吐電腥風滿。巨砲如雷彈雨昏。誰道金湯天下固。皇威及處白旗翻。驅使險語。筆筆自在。雄健乃爾。一結鍾重皇威。尤得其體。

□秋山晚晴　苔軒　清永德太郎　福岡

落日西山聽遠鐘。秋光偏自雨餘濃。明朝欲着謝公屐。指點簷端三兩峯。

嵓々居詩話（六）

詩風の變遷

今體の中五言排律は一に長律とも名けてある。邦人は之を作るに苦しむが、支那人は古來科擧に應ずるが爲に幼少の頃から之を練習してゐた。但し唐宋時代にあつては先づ五古七古を學び、次に五律七律を學び、最後に五言絶句七言絶句を學んだ樣子である。絶句は字數少くして意味の深長なるを必要とする故、初學の士は之を作るに骨が折れるのである。邦人が好んで之を作るのは妙と謂はねばならぬ。

五絶は古體の意を以て作るべきで、必ずしも平仄に拘はらずと云ふ議論もあり、王維の如き、

空山不見人。但聞人語響。返景入深林。復照青苔上。

と云ふ詩を作つてゐるが、これは拗體の詩で、破格である。之を以て今體の作法を無視する譯には行かぬ。七絶にも拗體がある。

滁州西澗　韋應物

獨憐幽草澗邊生。上有黃鸝深樹鳴。春潮帶雨晚來急。野渡無人舟自橫。

の如きがそれである。この拗體には詩拗と句拗との別があつて素人には却つて六ヶ敷い。韋應物の詩は詩拗で句拗ではない。第一句の二字目が平字であるから、第二句、第三句

用典穩妥。見點化之妙。

□獨坐對月

梧葉飄飄帶晚風。滿庭月色自玲瓏。天涯遙憶遠征士。身在硝烟彈雨中。

不弄奇巧。能發摯情。故能動人。

□過水城驛

一時憂患起英雄。擁護邦家奏偉功。緬想當年酣戰狀。古隄秋冷野花風。

感慨淋漓。一結何等精警。

□應召軍人　醉處　辻村勇五郎　久留米

誰無親子別離情。忠勇偏思報國誠。擊碎金城兼鐵壁。丹心一片是千兵。

三四人人意中語。而未道破。作者乃言之。妙。

□北支大捷

戎馬關山擧劫塵。百萬皇師連捷處。平津已聽管絃新。

□送教官步兵中佐藤岡杉高君出征

至誠君是國干城。應召欣然從遠征。深信皇恩萬鈞重。又言我命一毫輕。今朝好佩傳家劍。不日應屠薄寨兵。

鬘蠖據鞍閒顧眄。嵩呼聲裡出關行。

二聯皆爛熟。然出征將士。今各實行之。故自有新味也。

□食　筍　梅軒　森　康吉　福岡

屋後猫頭出土新。關來一夜作廚珍。清朕風味本無比。

用紙隨意。姓名雅號併記ノコト。

の二字目は仄、第四句の二字目は平で無ければならぬ。然るに此の詩は第二句が仄となり。第三句が平となり、第四句が仄となつてゐる。絶句の平起格に嵌つて居らぬ。故に詩拗と云ふのである。然し一句々々を吟味すれば二四不同、二六對の規則は正確に守つてゐる。故に句拗ではないと云ふのである。

絶句に起承轉結の法あることは申す迄も無いが、扨その起承轉結とは如何なるものかと云ふに、賴山陽は常に左の俗謠を以て門人を教へたと傳へられてゐる。

京の五條の絲屋の娘　起句
姉は二十一妹は二十　承句
諸國大名は弓矢で殺ろす　轉句
絲屋娘は目で殺ろす　結句

如何にも面白い、第一句、第二句は順當に起し、順當に承けてゐる。第三句で全然別趣を出して諸國大名と云ふ樣な絲屋娘とは關係のない者を引張つて來た。然るに第四句で又絲屋娘を出し、弓矢で殺ろす大名と目で殺ろす娘とを結んだ。絶句の法に叶つてゐる。此の心持で作れば間違はない。近時詩が流行し、多數の詩人も輩出してゐるが、往々起承轉結の法を無視し、若くは起承轉結の法を知らず、第一句と第二句と全く意味の通ぜぬ詩を作つたり、又第三、第四句と意味の違つた詩を作つたり、結句だけが獨立して前の三句が少しも結べてゐなかつたり、所謂支離滅裂なものを作つて得意になつてゐる人が多い。これは大に戒しむべきことである。

也。勝松江三尺鱗。

作法不疎。自然有韻致。

□訪戰死軍人遺族

兒也微軀奉至尊。　老翁一語至誠存。　葵忠不顧私家事。
烈烈神州武士魂。　斯翁而有此兒。皇軍之所以連戰連捷。

□秋夜聞蟲　愛日堂　南　松太郎　大邱

書窓斜月影玲瓏。　叢竹搖搖戰細風。　五韻自能稱律呂。
終宵默坐聽秋蟲。　月夜眞趣。描得敏妙。

□玄海洋船中所見

火輪碾水響轟轟。　夜半無風波不驚。　忽見長空弦月挂。
天然一幅畫中明。　一氣呵成。却能寫實景。

□保定陷落喜賦

百里風翻旭日旌。　神兵忠勇豈思生。　幾重堅壘看如坪。
一擧遂屠保定城。　筆健氣融。猶我皇軍。

□送人之北京　節一　雪山　川田　瑞穗　東京

玉氣鎖沈霸氣非。　中原只有狥書飛。　知君萬古蒼茫意。
立馬長城看落暉。

春石曰。詞氣蒼蒼莽莽。而感慨系之。

惟ふに眼前の景、口頭の語、詩に非らざるは無い。然れども規則は嚴重に守らねばならぬ。而して注意すべきことは文字を精錬することである。俗惡な語を使うて卑近な喩などを詩中に入れる時は、其の詩の品格が下卑て來る。山陽十八歲の時、叔父の杏坪に連れられて江戸に下るの途中、淀川の三十石船に乘つて大阪から伏見に向つた。丁度夜分で月が出てゐた。寢轉んで見てゐると、船頭の股の間から其の月が見へる。山陽は絶叫した。

「叔父さん、名句を得ましたッ」「どんな句ぢや」「臥見（シテル）舟人股間月」「馬鹿ッ、そんな俗惡な句を作つてゐては一生名人にはなれぬゾ」と目玉の飛び出る程叱られたと云ふ話がある。舟人股間月は實景には相違ない、又奇想天外と云へぬこともない。然し下卑てゐる。斯樣な詩は作らぬ方がよい。

天明安永頃の詩人は實際に卽した句を作らねばならぬと云つて、金樽を杉樽とし、玉杯を陶杯又は磁杯とし、玉人を美人麗人と云ふ風に改めた。これは愚な話である。金樽とは形容で黃金色をした奇麗な樽、玉杯は玉の樣に光りのある杯、玉人は玉の樣な艶色ある人と云ふ形容詞である。美人麗人はよいが、陶杯杉樽ではお座が醒める。俗惡な言葉を省いて奇麗な形容詞を使うことは是非とも心懸くべきことである。次に注意すべきことは推敲である。

（此項未完）

川田瑞穗

選歌しつつ

大翼

さて、初心の人の歌が、歌としていゝものを持てるのは、物の見かたや感じかたが、どこまでも自由で自然であるからである。いい歌を作らうとか、旨く詠まうとかいふはからひも心構へもなく、歌に對する心が正直で素朴だからである。良寬が歌よみの歌を慊つたのは、その達者で手馴れて居る點である。言ひかへれば姿の整つて居るわりに心の方が稀薄になつてゐるのを慊つたのである。俗に云ふ職人藝といふものへの不同意をいうたので、歌の眞の性根はさういふものではないといふ心である。初心の歌はいふまでもなく下手である。下手でも舌足らずでも、吃々と不器用な物言ひのなかで、まつたうに打突つて來る力は眞實のもつ力である。人の心を打つのはそれである。

料理人の作つた料理は贅澤で器用に出來て居る。そこには高價な材料と立派な技巧とがある。器も見事であり見た目も美しい。それと、家庭の嬶が手拵への惣菜料理とは一寸比較にならないやうであるが、さうではない。料理もまた他の一切と同じやうに、心のよろこびに於て攝取すべきもので、只

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

井大空選

一　滋賀　泉原ひろし

兵送る山家の父は運輸部の岸に上りたつ陽に輝きて

二　下關　落葉

碇泊の船一ときに汽笛あぐ赤間が關を出征つ兵船に

三　札幌　上門原始林

暑き日に堪へて吾が立つ獄門の落葉松の根方の日照り草の花

逐逸

○　松江　川津道暗

朝顏の枯れてもつるゝ竹先を離れて秋の蜻蛉あそべり

○　小菅　黑田杉雨

すがり來る我が子いだきて應召の兵士の顏はやさしく笑みぬ

○　高知　北村高月

應召の友を見送る驛頭に思はぬ人も征ち行きにけり

○　横濱　井上雷蒼

ふり仰ぐ秋の梢に鵙の來て羽ばたき鳴けり夕日の中に

○　滋賀　樋口良一

白鷺の宮居の沖の大鳥居わが行く船の窓に時雨るる

だ舌の味覚だけで食ふべきものでないことは、どんな御馳走も、心の鬱屈してゐる際には味をなさぬことを考へればわかる。無細工ながら心のこもつた家婦の料理がましなのはこの故である。一方には材料や形の美はあらうけれど、心の旨さといふものはない。良寛はそこを言つたのである。

併しながら初心の人がいつまで經つても初心のままであるのがいいと云ふのではない。また大體に於いてさういふことはあり得ない。作歌の經驗が積まれるに從つて、作者もまたみづから歌の中で育つてゆかねばならぬ。歌の急所も呼吸も自然と自分から抑へることになるのが當然であるが、さうだからこそ初心の良さといふものは一層大切になるので、いつの時でもそれを、壞はれやすいふところの卵を護るやうに大事にしなければならぬのである。さういふ自覺の上につみ上げて行く修業が眞の意味での歌の勉強である。さういふ心懸けからいい作家は生れるのである。

さて、その初心の持つ良さや、强みであるが、それは物を自然のままに見て、素直に受け入れることがその一つで、次には、言葉にはからひや曲がないといふことである。このことは、生れた作品に、良かれ惡しかれ自由な呼吸を與へるから、そこには作者の好みで歪められたものがない。その作品には雜いながらありのままの味ひが漂つて居り、これが眞實としての力で、どんな技巧を以つてしても及びがたい超技巧の良さである。ひとり歌にかぎらず、すべて藝術を味はう上に、これが非常に高い値打となるのである。

× ×

一位の歌は、この頃多くなつた出征兵を送る歌の中で一寸趣の異つた歌である。作者はまだ深く作歌に馴染んで居る人とも思へぬが、下二句の忠實な寫生を心によつて生かした點は注目すべきだ。「山家の父」は雜いが疵とするほどでもない。作者もまた見送人の一人で、それが出征兵の父を詠つたのである。「陽に輝きて」には活寫の力を見る。

二位の歌には少しく選者が手を加へた。海港に於ける戰時の雰圍氣がニュース映畫を見るやうに浮き上つたかと思ふ。事實の如何はともかくに、作者は作品の上にあらはれた効果を原作と比較して勉强に資されたい。

三の歌、兵營の門が營門で、監獄の門が獄門だらうが、耳馴れないので妙であつた。普通さう呼んで居るのであらうか。ここには勤務者の生活の寂かな觀照がある。

今月は一體に歌の出來もよく數も多かつた。そのために秀逸五首を別に擧げた。

佳作

○
風やみて夕べの庭のうらさみし土にしみつゝ日のうすれゆく　練習生　和田不二斗

○
近道の刑務所跡のはらつばに靴露にぬるゝ秋とはなりぬ　青森　一

○
この野邊に今をさかりと月見草咲きつゞく日をわが來て行ぬも　濱松　白畑宵兒

○
うすにごつた水の中にでもゐる樣に今日もかなしく電燈ともる　福岡　進藤陵風

○
出征の友を見送る門の邊に露を含くみて萩の搖れをり　朝鮮　白葉生

○
こもりゐのひるは侘しも山茶花にひそけくひるの雨はふりをり　三重　平風子

○
日並べて時雨する日はしのばるゝ遠き戰地の君の面影　三重　嘉子

○
月のぼり暗き木立の杉の間に風はなけれど雲動く見ゆ　名古屋　みどり

○
秋雨の夕べを來れば芒穗の伏し靡きつゝ鳴く虫あはれ　咸興　岡元藤良

○
幾人かこゝに務めしわが向ふ机の疵もすでに汚れたる　函館　丹木たゞを

○
今朝も亦秋の實りに父と立つ我が歡びのはてしなさかも　練習生　高島明峯

○
くになまり馴れたる友とよべの夢語り合ひつゝ寢ざめうれしき　鹿兒島　翠嵐生

○
思うても諦め切れぬ一事なり學識なきが何時も胸刺す　青森　木村滿樓

○
人のみえぬ岡に出づれば秋草の遙かなる果に青き海みゆ　大通　來生忠次

○
勝魚木の上にやどれる白鳩のかげさやかなる御手洗の池　練習生　尾澤甲舟

○
窓の邊にさす月淡し寄宿舍に故郷の母面影しのびつ　京都　平井宗鶴

○
もののふの門出送ると山里のおきなも子等も山田に立てり　岐阜　無子

○
明けのこる一つ星かも飛行機のつばさキラリと朝日に光る　練習生　本間曉雨

○
朝靄に樹々の冷氣のこもりつつ微風ひそけし萩のこぼるる　帶廣　芳志緒

○
父病むの報せに急ぐ故郷の道の畑の秋茄子の花　新義州　球摩蘇

○
朝寒き鴨綠江の河岸に人なき後長く繫がれり　奈良　大天雖香良

○
非番明け疲れしるけき身を堪へてよき日をしみつゝ洗濯をする　宇都宮　今津賴風

○
雨晴れの鋪道歩める我が裾に泥水散らしバスは行くなり　福岡　木下白馬

○
熟のある病囚の眼の哀はれなり一入寒く秋の雨降る　栃木　藤川呑絲

○
つとめ果てゝわが歸るさの靴の音冴々と響く寒月の空に　下關　社河内生

○
朝戸くれば雨靜かなる庭先の若葉がくれに光る蜘蛛の巢

敍任辭令

九月一日

従七　看守長　寺崎與太郎（金澤）
同　同　水野兼吉（三重）
同　同　高井辰之丞（福井支）
同　同　水上友吉（金澤）
同　同　田中清一（宇都宮）
同　同　千野頌晴（松本支）
正八　同　羽田野直（熊本）

九月十五日

従六　教誨師　堀川實然（廣島）
同　同　本多龍馬（神戸）
同　作業技師　原三郎（札幌）
正七　看守長　小林利吉（栃木支）
同　同　渡邊清次（甲府）

九月二十一日

看守長（岡崎少）五三　看守　櫻井政寛（大阪）

九月三十日

七級　保健技師　土居通寛（鳥取支）
保健技師（釧路支）十級　保健技手　高島實（東京拘置）
保健技師　廣田四熊（甲府）
同　金坂直矢（釧路支）

十月一日

免本職（浦和支）　支所長　木部元雄（熊谷支）
免本職（補熊谷支所長）　丸龜支所長兼高松看守長　上路甚三郎（丸龜支兼高松）
看守長（高松）十級　看守　竹中貢（大阪）
補丸龜支所長高松兼務　看守長　藤澤清（高松）
従五　司法書記官　吉江知蠹（行刑局）
正六　司法事務官　日沖憲郎（同）
正七　所長　佐藤備六郎（函館）
同　典獄　都福常（青森）
同　看守長　岡部清四郎（秋田）
同　北岡重民（熊本）
同　少年所長　三宅定男（北海少）
同　典獄補

十月七日

勲七　看守長　神俊三（水戸）

十月十五日

調査部兼務　司法事務官　日沖憲郎（行刑局）

吉田事務官轉居

吉田事務官は今般左記へ移轉された。

東京市牛込區余丁町八十八番地

朝鮮總督府法務局

七月三十一日

清州支　看守長　川原盛次（海州）
従六　八月二日　教誨師　古賀靜開（大田）
八月十日
任看守長九級海州　看守　澤田信行（新義州）
八月十六日
死亡　看守長　緒方虎彥（釜山）
八月二十八日
免本官專任屬七法務局　看守長兼屬　岩切好美（西大門）
免本官專任看守長六〇西大門　屬兼看守長　河野國夫（法務局）
任技手兼屬九級法務局　看守長　鵜殿司（西大門）

八月二十六日

任看守長九級釜山　看守　鈴木米藏（西大門）

八月三十一日

仁川少年　看守長　加藤一郎（西大門）

九月七日

勲六　典獄　補今井新次郎（金泉）

九月十七日

教誨師ニ任ス八級俸下賜海州　教誨師　淺井映雄（海州）

九月三十日

陞敍高等官五等　典獄　渡邊豐（平壤）
同　六等　典獄　松平和夫（光州）
四級　看守長　三原金次（全州）
六級　同　青柳義雄（京城）
同　同　鈴木園吉（仁川）
同　屬　看和田義一（法務局）
同　同　松浦秀雄（同）
同　同　毛利龍城（同）
同　看守長　坂藤宇太郎（西大門）
同　助、看、屬　米澤九野（練習所）
月七〇　看守長　西村渡（京城）
月六〇　同　山村勇（本浦）
同　同　津末政雄（仁川）
同　同　山內榮一（平壤）

滿洲國司法部

七月一日

鐵嶺地方檢察廳　檢察官　梁又新

派爲司法省行刑司第三科長

哈爾濱地方檢察廳長　程義明

任司法部行刑司長敍簡任二等

昭和十二年八月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

Prison Population during the Month of August 1937

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	50,374	3,713	4,650	49,437	50,374	51,776	△ 937	△ 2,339
被疑者	153	1,044	1,051	146	153	198	△ 7	△ 52
刑事被告人	3,526	2,934	2,431	4,029	3,526	5,110	503	△ 1,081
勞役場留置者	497	550	621	426	497	604	△ 71	△ 178
乳兒	10	—	3	7	10	7	△ 3	—
總計 男	53,664	8,060	8,547	53,177	53,664	56,718	△ 487	△ 3,541
總計 女	896	181	209	868	896	977	△ 28	△ 109
總計 計	54,560	8,241	8,756	54,045	54,560	57,695	△ 515	△ 3,650

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人{男 2,352 / 女 7}人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	39	—	1	1	41
	女	1				1
滿洲國	男	—	—	1	—	1
北米合衆國	男	1	—	—	—	1
露西亞	男	2	—	—	—	2
總計	男	42	—	2	1	45
	女	1	—	—	—	1

訓令通牒

◇關應ス召集看守ニ對スル俸給不足額補給ニ關スル件

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號）

（第二號）

今回ノ事變ニ依リ八月十七日大阪憲兵隊ニ召集セラレ候處右加俸ハ文官ニ於ケル手當金ト同質ノモノニ付別紙第一號松江刑務所長間合ニ對シ第二號ノ通回答致置候條御了知相成度候

標記ノ件ニ付別紙第一號松江刑務所長間合ニ對シ第二號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（第二號）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給方ノ件伺

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給ニ關スル件伺

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給方ノ件伺

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號）

（第二號）

今回ノ事變ニ依リ八月十七日大阪憲兵隊ニ召集セラレ候處右加俸ハ文官ニ於ケル手當金ト同質ノモノニ付別紙第一號松江刑務所長間合ニ對シ第二號ノ通回答致置候條御了知相成度候

標記ノ件ニ付別紙第一號松江刑務所長間合ニ對シ第二號ノ通回答致置候條御了知相成度候

（第二號）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給方ノ件伺

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給ニ關スル件伺

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿 / 松江刑務所長 高野瀬利徳殿）

（昭和十二年九月八日 普發第二三五三號ノ二）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給ニ關スル件伺答

本月八日普發第二三五三號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處加俸ハ明治三十七年勅令第二百六號中陸海軍ニ於テ受クル俸給ノ內ニハ包含セザル儀ト御了知相成度候

◇應召假釋放者出征美談ニ關スル件

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿）

（昭和十二年九月三〇日 行刑第四八號）

今回ノ支那事變ニ際シ充員召集セラレタル貴所收容ノ受刑者ニシテ假釋放ノ取計ヒヲ受ケテ應召シタル者ノ出征並銃後美談ニ關シ參考ニ致度多々有之候處今般行刑教化資料トシテ別紙ノ通取纒メ候條御了知相成度候

（第二號）

行刑局長 瀧川秀雄殿

（昭和十二年九月十八日 行丙第一、七三二號ノ一）

今回ノ事變ニ依リ軍隊ニ召集セラレタル現職看守ニ對スル俸給不足額補給ニ關スル件伺答

本月八日普發第二三五三號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處加俸ハ明治三十七年勅令第二百六號中陸海軍ニ於テ受クル俸給ノ內ニハ包含セザル儀ト御了知相成度候

◇應召假釋放者出征美談ニ關スル件

（司法省行刑局長 瀧川秀雄殿）

（昭和十二年九月三〇日 行刑第四八號）

今回ノ支那事變ニ際シ充員召集セラレタル貴所收容ノ受刑者ニシテ假釋放ノ取計ヒヲ受ケテ應召シタル者ノ出征並銃後美談ニ關シ參考ニ致度多々有之候處今般行刑教化資料トシテ別紙ノ通取纒メ候條御了知相成度候

（第二號）

行刑局長 瀧川秀雄殿

（昭和十二年九月十八日 行丙第一、七三二號ノ一）

考致候得共疑義有之候間何分ノ御指示相煩度候

○

○

○

○

矯正図書館
刑政第50巻第11号

候ニ付テハ右應召假釋放者ノ出征美談中公表スルニ足ルモノヲ御選定ノ上其ノ人、時、處、事件ニ付事實ヲ詳具シ其ノ都度御報告相煩度此段及御依頼候

◇刑務所長警察留置場巡視區域變更ノ件

依命通牒

（司法省行刑局 行甲第一、〇四七號ノ一 昭和十二年九月三十日）

警視廳管内警察留置場ノ巡視區域ノ分擔ハ別紙ノ通變更セラレ候條御了承相成度候

追テ留置人費ノ償還ニ付テハ從來通東京拘置所ニ於テ處理スルコトニ致候間爲念申添候

東京拘置所

東京市ノ内

麹町、神田、日本橋、京橋、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、豊島、滝野川、板橋

各區内警察署　東京水上警察署

大島、新島、八丈島　小笠原島各警察署

小菅刑務所

東京市ノ内

下谷、淺草、本所、深川、玉子、荒川、足立、向島、葛飾、城東、江戸川

各區内警察署

豊多摩刑務所

東京市ノ内

芝、麻布、品川、荏原、大森、蒲田、世田谷、目黒、澁谷、淀橋、中野、杉並

各區内警察署

府中刑務所

南多摩郡、北多摩郡、西多摩郡内

各警察署

八王子少年刑務所

八王子警察署

◇遙拜所ニ於ケル禮拜ニ關スル件

（司法省行刑局 行甲第一、〇八四號 昭和十二年十月十一日）

遙拜所ニ於ケル受刑者ノ禮拜ハ概ネ左記標準ニ依リテ施行相成度此段及通牒候

追テ作業時間中ニ之ヲ施行シタル場合ニ於テハ監獄法施行規則第五十八條第四項ノ規定ニ依リ其ノ所要時間ハ之ヲ作業時間ニ通算相成度候

記

（一）大祭祝日一月一日及地方的ニ一般ノ尊崇スル神社ノ祭典日

（二）監獄法施行規則第八十三條ニ依リ恩赦、假出獄若クハ假出場ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞表ヲ付與スル場合

（三）少年受刑者ノ教育始業式及終業式擧行ノ場合

（四）行刑累進處遇令ニ依リ進級シタル場合

（五）其ノ他刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認メタル場合

◇短期受刑者ノ假釋放ニ關スル件

（司法省行刑局 行甲第一、〇九二號 昭和十二年十月十八日）

支那事變ノ行刑教化ニ及ボシタル影響極メテ甚大ナルモノアルハ謂フヲ俟タザル處ニシテ此影響下ニ在リテ非常時局ノ認識ヲ深メ日本精神ニ覺醒シタル初犯受刑者ニ對シテハ好マシカラザル刑務所ノ雰圍氣ニ馴致セラレザルニ先ダチ其ノ刑ノ最モ效果ヲ擧ゲタル時期ヲ選ビ假釋放ノ寬典ヲ與ヘ以テ之ガ改過遷善ニ資スルニ於テハ眞ニ行刑本來ノ目的ヲ達成スル所以ナリト思料セラレ候條同事變發生前ニ犯シタル犯罪ニ依リ入所シタル刑期一年未滿ノ受刑者ニシテ例ヘバ刑法犯中常習的ノ竊盜、詐欺恐喝、横領、賭博ノ類ヲ除キタル偶發犯又ハ特別法犯中單純ナル選擧事犯、過失事犯其ノ他之ニ類スル事犯ノ如キ罪質並ニ犯情重カラズ且反覆ノ傾向ヲ有セズシテ假釋放ノ條件ヲ具備スト認ムルモノニ付キテハ法定ノ期間經過ノ上ハ可及的速ニ假釋放上申ノ手續相成度此段及通牒候

依命通牒 刑務所長會同諮問事項答申内容實施ノ件

（司法省行刑局 行甲第一、〇九一號 昭和十二年十月十九日）

今般開催セラレタル刑務所長會同ニ於ケル諸問事項答申ノ内容ハ孰レモ現下ノ時局ニ鑑ミ極メテ時宜ニ適シ早急ニ之ヲ實施スルノ要アリト認メラルヽニ依リ第一諸問事項答申ノ内容中實施可能ノ事項ニ付テハ即時之ヲ實行セラルベク第二諸問事項答申ノ内容ニ付テハ他日本省ニ於テ統一的處遇規則成案ヲ見ルニ至ル迄不取敢各所ニ於テ答申ノ内容ニ準據シ各所ノ實情ニ卽シタル施行細則ヲ作成ノ上可及的速ニ實施相成度而シテ其ノ實績ニ付イテハ爲參考利害得失ヲ詳具シ相當時期ニ報告相成度候

諸問事項答申内容

第一諸問事項

・現下ノ時局ニ鑑ミ行刑上考慮スベキ點如何

答申

第一、官吏道ノ肅正振作ヲ念トスルコト

小官等ハ此ノ事變ガ未曾有ノ大事變ナルコト、並ニ此ノ事變ガ持ツ世界的ノ意義ヲ正シク認識シ、自己ノ職務ヲ通ジテ奉公ノ赤誠ヲ捧ゲ皇國ノ大使命ノ達成ヲ期待シ官吏道ヲ肅正振作シ收容者ト共ニ報國ノ責ヲ果スコトヲ期ス

第二、教化上考慮スベキ點

(一) 忠君愛國、敬神崇祖ノ精神ヲ強調スルコト

(1) 每月一回ハ必ズ各所內ノ遙拜所ニ職員、受刑者一同集合參拜ノコト

每朝夕工場內（免業日ハ各舍房內）ニ於テ天照皇大神 宮城ニ向ヒ遙拜並ニ其ノ家鄉ノ祖先ニ敬禮セシムルコト

(2) 教誨ハ宗教的一般教誨ノ外特ニ我ガ帝國國體ノ尊嚴ト忠君愛國ノ思想及情操ノ涵養ニ格別ナル力ヲソソゲコト

(3) 出征將兵ノ忠勇義烈及困苦缺乏ヲ凌ギテノ奮鬪事實ハ教誨、マイク、人雜誌等ニヨリ可成迅速ニ正確ニ之ヲ知ラシムルコト

銃後ノ美談ニ付亦同ジ

(二) 一時的興奮ニ墮スル事ナク愛國心ニ歸結セシメテ不撓不屈堅忍持久鐵桶ノ如キ精神ヲ養フベク身心鍛鍊ノ方法ヲ講ズルコト其レガ爲ニハ或ハ

(1) 作業特ニ軍需品作業ニ於テハ當該作業ヲ通シテ軍國ニ貢獻スル事ヲ悅ビ報國ノ赤誠ヲ以テ、コレニ當ラシメ延長作業ハ勿論必要ニ應ジ徹夜作業ニモ勇躍コレヲ行フヤウ訓練スルコト

(2) 時ニ或ハ耐寒、耐熱ノ工風ヲ爲シ或ハ自辨糧食ノ購入ヲ中止シ或ハ皇軍憶念感謝ノ日ヲ設ケテ味噌食鹽ノミヲ副食物トシ無菜ノ食事ヲ給與シ

(3) 常ニ殘飯ノ不始末皆無ヲ期スルコト

(4) 各種獻金ハ尙久シキニ亙リコレガ取扱ヲ爲シ節約及奉仕

作業等ニヨリテ得タル金員ヲ以テ獻金スルノ美風ヲ養ヒ

(5) 非常時下ニ於ケル國家總動員中ノ一人ナル觀念ハ常ニ全收容者ニ徹底セシムル必要アリ又他者ニ於ケル各種週間制ノ施行ニ付テハコレト同一歩調ヲ取ルヲ要ス

(三) 收容者ノ應召集ニ付テ考慮スルコト

(1) 軍籍ニ在ル收容者ノ應召集ヲ容易ナラシムルコト其ノ爲ニハ

(イ) 假釋放條件具備者ニハ豫メ身體檢查ヲ行ヒ可成軍事教練ヲ行フコト

(ロ) 右資格者ノ氏名ハ軍動員計畫廳ニ通報シ召集令下令ニ積極的ノ盡力ヲ爲スコト

(2) 收容者ノ家族ニ應召集者アリ家事上格別ナル事情存スル場合ハ當該收容者ニ對シ

(イ) 假釋放ノ條件具備スル場合ハ格別ナル考慮ヲ拂フコト

(ロ) 假釋放ノ條件具備セザル場合ハ重大ナル事由ニヨル執行停止方ニ付キ考慮ヲ拂フコト

(四) 收容者召集ニ應ズル場合ハ所長始メ幹部職員及同一工場收容者等遙拜所廣前ニ參集シテ擧式シ名譽アル應召集兵トシテ處遇シ釋放スルコト尙時衣旅費等差支アル場合ハ格別ナル考慮ヲ拂フコト

(五) 出征將兵ニ對スル發信ハ親戚、職員知人ニ關スル限リ可成便宜ヲ與フルコト

第三、作業ニ關シテ考慮スベキ點

(一) 受刑者ヲシテ作業報國ノ精神ヲ強調シ作業ガ教化上ニ及ボスアラユル價値ヲ充實スルコトニ努力スルコト

(二) 作業立法ニ付キ當局ノ御考慮ヲ煩ハスベキ點

刑務作業ガ十餘年前次官會議ニ於テ官用主義ノ端緒開カレテ以來非常時ノ到來ト共ニ特ニ軍需品製作ニ關シ重要ナル役割ヲ果シツツアルハ教化上刑務官一同ノ欣快トスル處ナリ

然レドモ昨年來各府縣ニ於テ民間ノ各種工業ノ統制ニ着手スルヤ軍當局ノ歡迎スルトコロナリ今ヤ各府縣ノ統制工業ハ民力涵養ノ方針ト相俟チ軍當局ノ多大ナル支持ヲ受ケ躍進途上ニアリト謂フベシ故ニ若シ府縣ノ統制工業ガ强化サレ更ニ發展ヲ遂グルニ於テハ將來官廳用品ノ製作ハコノ方面ニ奪ハレ最モ刑務作業ニ理解アル軍需作業ヨリノツクア

矯正図書館

ウトセラル、事ナシトセザルベシ
茲ニ於テ當今我ガ軍需作業ガ相當ノ役割ヲ爲シ聲價ヲ有スル此ノ秋此ノ際ニ於テ刑務作業ノ官用主義ヲ法律化シ置クノ必要アルモノト思料ス

(三)

刑務統制作業ノ擴張並ニ法制化ニ就テ

時局ノ影響ヲ受ケテ刑務統制作業ノ機能ハ大イニ發揮セラレ緊急ノ軍需作業ヲ呑吐スル實力ヲ如實ニ示スニ至レリ然レドモ此ノ事實ハ他ノ一面ニ於テ被統制刑務所ノ作業企畫ニ相當ノ打撃ヲ與ヘツツアルハ自然ノ數ナルヲ以テ此ノ弊害ヲ除去シ統制作業ノ有利ナル機能ヲ發揮スルニハ刑務作業ノ全般ニ亙リテコレヲ統制スルコトニ改メ統制刑務所ニ於テ一切ノ作業企畫ノ責ニ任ジ被統制刑務所ニ於テハ單ニ作業施行ノ責ニ任ズルヤウ改ムル必要アリト思料ス其ノ爲ニハ統制刑務所ノ作業課ニ適當ナル作業組織ヲ設ケ尚統制刑務所長ノ地位ニ付相當ノ御考慮ヲ願ハザルベカラズ而シテ右制度ハ之ヲ法制化スルコトヲ要ス

第四、防空ニツイテ

(一)

刑務所ハ軍需品ノ製作ラ爲スノミナラズ各都市ニ於ケル異色アル存在ナルヲ以テ防空設備ニ付キ適當ナル考慮ヲ拂フ必要アリト思料ス

(二)

一般收容者ニ空災ニ處スル知識ヲ與ヘ格別ナル訓練ヲ爲ス必要アリ其ノ爲ニ

(1) 空襲下ニ於ケル心得書ヲ各舍房ニ設備スルコト
(2) 日ヲ設ケテ避難方ノ訓練ヲ怠ラザルコト
(3) 消防演習ヲ怠ラザルコト

第五、戒護檢束ノ充實特ニ看守ノ敎養ニ就テ

戒護看守ノ應召集ニ依ル缺員補充ニツイテハ

(1) 數ニ於テ多少ノ減少ハコレヲ忍ビ殘留職員ノ奉公ノ赤誠心ヲ以テ此ノ難局ニ處セサルヘカラス
(2) 補充採用ノ看守ガ其ノ體格ニ於テ其ノ精神ノ敎養ニ於テ應召集者ト格段劣位ニアルハ自然ノ數ナリ
加之其ノ敎習ニツイテモ亦完全ヲ期シ難キ實狀ニアリ
仍テ各刑務所首腦部職員ハ努メテ平素之ガ補習ノ機會ヲ作リ敎養ノ完キヲ期スルガ爲ノ方針ヲ確立スルコトヲ要ス

以上

第二諸問事項短期受刑者ノ處遇方策如何

答申

短期一年未滿ノ懲役受刑者ノ處遇ハ左ノ方法ニ依ル

一、類別處遇ヲ原則トスルコト

(イ) 類別ハ一類、二類、三類、ノ三種トスルコト
(ロ) 類別セラレタル受刑者ニ就テハ拘禁分類ヲ嚴格ニシ其ノ相互ノ接觸ヲ絶チ惡風感染ノ弊ヲ除去スルコトニ努ムルコト
(ハ) 一類ニ所屬セシムル受刑者ハ取締法規違反者、偶發犯人、機會犯人等ニシテ犯罪傾向稀薄ナルモノ
二類ニ所屬セシムル受刑者ハ一類、三類ニ所屬セザルモノ
三類ニ所屬セシムル受刑者ハ慣習犯人、職業犯人等ニシテ犯罪傾向濃厚ナルモノ

二、累進的執行

(イ) 階級ハ前期後期ノ二階級トス
(ロ) 進級ノ方法ハ考査制ニヨルコト
(ハ) 進級審査期ハ一類處遇ヲ受クルモノニ就テハ入所後二月、二類處遇ハ四月、三類處遇ハ六月トス
(ニ) 進級期間ヲ經過スルモ進級セシムルニ適セザル者ニ就テハ爾後二月毎ニ其ノ人格ヲ審査シテ進級ノ適否ヲ決定ス
(ホ) 降級、假進級ノ方法ヲ認ムルコト
(ヘ) 進級ノ適否ハ本人ノ全人格ヲ視察シテ之ヲ決定スルコト

三、各類別ニ對スル處遇內容ヲ決定スルニ就キ標準トナルベキ指導精神

(イ) 一類處遇ニ於テハ專ラ其ノ旣存ノ人格ノ缺點ヲ矯正シ其ノ科セラレタル刑ニ對スル理解ヲ有タシムルト共ニ將來ノ社會生活ニ對スル氣力ヲ鼓舞激勵スルコト
(ロ) 二類處遇ニ於テハ專ラ秩序アル勞働生活ヲ强制シ勞働訓練ニ重點ヲ置クコト
(ハ) 三類處遇ニ於テハ他ニ對スル惡風感染ノ弊ヲ除去スルト共ニ本人ノ精神的改善ヲ助長スル意味ニ於テ原則トシテ嚴正獨居拘禁ヲ採用シ雜居拘禁トナスモ隔離主義ニヨル執行ヲナスコト

四、各類處遇ニ於テ行刑成績良好ナル者ニ對シテハ假釋放ヲ勵行スルコト
殊ニ一類處遇ヲ受クルモノニ就テハナルベク假釋放條件期

刑政第50巻第11号
矯正図書館

間經過ト共ニ假釋放スルコトニ努ムルコト
以　上

◇監獄官吏服制中左ノ通リ改正ス

（勅令　第五百九十二號
昭和十二年十月十三日）

別表監獄官吏制服圖例中上衣ノ部地質ノ項典獄ノ欄「濃紺又ハ黒羅紗但シ夏衣ハ白布」ヲ「濃紺又ハ黒ノ絨（サージヲ含ム）但シ夏ハ白布ヲ用フルコトヲ得」ニ、正肩章ノ項看守部長ノ欄「幅一糎ノ平織銀線、中間ニ幅三粍」ヲ「幅五粍ノ圈套銀線纏目絣ヲ施シ中間ニ幅五粍」ニ、略肩章ノ項看守部長ノ欄「幅一・五糎ノ黒繻脂羅紗線トス」ヲ「幅一糎ノ平織銀線、金色櫻花章ハ一箇トス」ニ、帽ノ部正帽徽章ノ項看守部長ノ欄「櫻ヲ以テ抱擁シ共ニ眞鍮製打出トス」ヲ「モール製金色櫻ヲ以テ抱擁ス」ニ、外套ノ部甲種製式ノ項看守部長ノ欄「立襟」ヲ「折襟」ニ改メ上衣ノ部略肩章ノ項看守長（男）ノ欄「金色櫻花章ハ一箇」、ボタンノ項看守部長ノ欄「但シ無地トス」及帽ノ部地質ノ項典獄ノ欄「鉢巻ハ黒繻脂羅紗」ヲ削ル

同表中「一夏衣ニハ肩章ヲ裝著セザルモノトスヲ削ル（正肩章、徽章、外套ノ圖ハ略）

附　則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
從前ノ制服ハ當分ノ內仍之ヲ用フルコトヲ得

編輯代表

東大教授　我妻　榮
東大教授　横田喜三郎
東大教授　宮澤俊義

編輯委員（五十音順）

東京帝大助教授　石井照久
東京帝大教授　江川英文
東京帝大助教授　兼子一
東京帝大助教授　川島武宜
東京帝大教授　菊井維大
東北帝大教授　木村龜二
東京帝大教授　末延三次
東京帝大助教授　鈴木竹雄
東京帝大助教授　田中二郎
東京帝大教授　宮澤俊義
東京帝大教授　横田喜三郎
東京帝大教授　我妻　榮

岩波法律學小辭典

特價五・五〇

定價　六・五〇
送料　・四五
菊判（紙質）二九〇頁
クロース裝函入

愈々出來

法律に關する用語・概念は甚だ複雜多岐である。その爲めに學習者が容易にその的確な意義を知り得ないばかりでなく、新聞や雜誌に或は日常の會話に誤つた用法も意外に多い。誤用を矯し進んで正確な法律知識の普及・徹底を期する事は法律文化に於ける一つの基本的な國策だといつてよい。而してその最も簡便で效果的な手段は法律の辭典に外ならない。良き辭典こそは順序をふんで系統的に學習する者に大きな便益を供すると共に更に一般社會人にとつて手離し難い利器である。玆に於て凡ゆる角度から廣く法律の用語・概念を蒐集しそれに端的な解說を與へ、而も單に字義を追ふだけでなく相互に縱橫の關聯を付けた統一的・體系的な小項目主義の辭典が必要となる。この要求に應じ理想に近いものを作上げる爲め我々は數年來特別の編輯組織を設け眞摯な努力を續け玆に漸く完成し得た。その拂はれた努力苦心の大きく且深かつただけ內容に付ての自信も動ぎなきものあるを感得する。必ずや大方の期待に副ひ得べき事を敢て確信しつつ廣く社會の總ゆる人士に薦める。（十一月十五日出來豫定）

東京　一ツ橋　神田　岩波書店　振替東京二六二四〇

東大教授 法學博士 牧野英一著

重訂 日本刑法 上卷 總論

重版

上卷（總論）成る!!

本書は博士が汎ねく各國の立法例竝に內外諸家の學說及び判例を引證して現行刑法を最も簡明に解說せるものにして、斯法上の難問疑義は悉く論斷されてゐる。本版は最近の學說、判例、立法例竝に刑法改正草案等の新事實に基き一大改訂を施されたる結果、內容に著しき增大を加へたるを以て從來全一冊なりしを改めて上卷（總論）、下卷（各論）の二冊となし、今回其の上卷を公刊せらる。而して下卷は目下銳意執筆中なるを以て續いて刊行の豫定である。法曹、受驗者、學生各位の必讀を薦む。

菊判總布裝
總頁七一二
定價五・〇〇
送料內地二二

牧野英一著（法律學叢書）

刑法研究

第一卷 三・〇〇
第二卷 四・〇〇
第三卷 四・三〇
第四卷 三・五〇
第五卷 四・〇〇
第六卷 四・〇〇
（送料各二十錢）

東京・神田・神保町

有斐閣

振替口座東京三七〇番

法學協會雜誌

第五十五卷 第十一號
十一月一日發行
有斐閣

論說

公務員收賄罪に關する若干の問題（一）……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
普通契約條款（二・完）……東京帝國大學助教授 石井照久
——特にその解釋について——
物權的請求權に於ける「支配權」と「責任」の分化（三・完）……東京帝國大學助教授 川島武宜

資料

新法令解說（一）
田中二郎——杉村章三郎——我妻榮——川島武宜——
第七十一回及第七十二回帝國議會審議法案一覽表

紹介

クルーゼ著『所有權論』……東京帝國大學教授 我妻榮
新刊短評

學界消息

噫カピタン先生……東京帝國大學教授 杉山直治郎
法理研究會記事「支那事變の國際法問題」

判例研究

民事訴訟法
判例批評（一八三）……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
刑事判例研究（五）……東京帝國大學教授 牧野英一
民事法判例研究錄（昭和一二年度・六）（昭和九年度・九）……民事法判例研究會

昭和十二年十一月十一日 第三十七卷 第五號
第壹冊金五拾錢 郵稅壹錢半
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

法學論叢

論說・資料

義治式目の發見と其價值……牧 健二
儒帝新勅法第三・四・五號邦譯……田中周友
準禁治產者の能力……於保不二雄
佛國海上物品運送法……大橋光雄
保證債務の非相續性……中川一郎

批評と紹介

〔民事法〕
根抵當權と遲延利息……石田文次郎
株金拂込の決議竝催告の取消……大隅健一郎

雜報 研究會記事

佛關西の新和議法……齋藤常三郎
仁井田陞氏著『唐宋法律文書の研究』……小早川欣吾
田岡教授著『空襲と國際法』……田畑茂二郎
パウル・ラッツ『辯論主義』……岡 正廣

判例研究

〔民事法〕
根抵當權と遲延利息……石田文次郎
株金拂込の決議竝催告の取消……大隅健一郎

雜報 研究會記事

刑政第50巻第11号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十七卷　第十一號　昭和十二年十一月

信託の特異性……教授　玉井茂
第七十一議會の財政經濟立法……講師　青木得三
農地收益權に關する一考察……講師　戒能通孝
監護義務と無過失責任との關聯……吉永榮助
共同訴訟に於ける併合要件欠缺と責問權……津田正良
刑事判例研究
教唆者を教唆したる者の罪數（吉田常次郎）――公文書の隱匿と毀棄（草野豹一郎）
民事判例研究（三三）……民事判例研究會
假差押執行の取消と異議の訴（森田豐次郎）――民法施行前に於ける土地の總括的支配權と土地所有權（吉田久）――暴行傷害に因る慰藉料の請求（岡村玄治）――未取者のみの利害に關する講規約の變更（梶田年）――根抵當權と遲延利息（岩田新）
獨逸株式法全譯……八木弘
近着外國雜誌法律論題要目……大森忠夫

法曹會雜誌

第十五卷　第十一號
昭和十二年十月一日發行　司法省構內　法曹會　振替口座東京一五六七〇番
定價　金五拾錢

違法性ニ關スル二三ノ問題……名古屋區裁判所判事　畠山成坤
競落許可決定ニ對スル抗告ト其ノ裁判（二・完）……廣島地方裁判所判事　由井健之助
自由主義ヲ排シタナチス護法聯盟ノ新……東京控訴院部長　垂水克己
刑訴法案覺書（四・完）……司法省調査部
第七十二議會審議法案一覽……小山松吉
名判官物語（二十九）……福島保三郎
日本刀ノ變遷ト優秀性……林田等
肥後造リニ就テ……
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

編輯後記

◇ 難攻不落と稱せられた上海戰線の敵陣も勇猛果敢な我が軍の攻撃に堪へ兼ねて、その第一線は遂に總崩れとなつた模様である。軍當局の發表によれば、二十四日の朝以來敵軍は全面的に總退却を開始し、翌二十五日の朝に至り我が先進部隊は敵の堅壘大場鎭を今や指呼の間に臨むに至つたのである。

◇ 古來「天の時、地の利、人の和」をもつて戰勝の三要素としてゐる。しかるに我が軍が天の時に幸されず且つ地の利に惠まれざるに拘らず、能く此戰勝を贏ち得たのは何故か。曰はく、我に唯一つ一片耿々の赤心あり、ことごとくの將兵が盡忠報國の志に燃えつつ打つて一丸となつて他の二つの惡要素を完全に克服したからなのである。このことたるや和戰兩時の差別なく倏忽も念頭から去つてはならぬ教訓だと云はねばならぬ。

◇ 銃後の一角を守る我が行刑界は此の十月の中に二つの重要な行事をもつたのであつた。その一つは十一日から三日間に亙つて行はれた刑務所長會同である。熱誠火花を散らすやうな研究の結果は諸問案に對する上申となつて、茲に本邦行刑界に重要な寄與を齎したのである。

◇ 他の一つは十八日に開所式を擧げた刑務教誨事業研究所の主催に係る第十一回教誨師研究會の開催である。天高き候元氣潑剌たる出席者諸氏を迎ふ、我が行刑教化陣の强化は期して俟つべきものがある。教化のことたるやたとひ戰時たりとも一刻だに忽緖に付すべきではない。否むしろ此の時の勢を善用して積極的に教化の刷新を圖ることこそ銃後の任務であらねばならぬ。以上の兩記事は本誌の載するところとならう。讀者の熟讀を冀ふ所以である。

◇ 終りに編輯子としてお願したいことがある。本誌の編輯について聊かなりとも御氣付きの點あらば忌憚なき御意見を伺つて本誌の健全な成長に資させて戴きたいと思ふのである。

昭和十二年十月二十六日　沖生

定價表		廣告料		
一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓	
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓	
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓	

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年十月二十八日印刷納本
昭和十二年十一月一日發行

編輯兼發行人　伊藤忠次郎　東京市麹町區西日比谷町一番地
印刷人　大河内恭三郎　東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所　東京市葛飾區小菅町二二八四番地
發行所　刑務協會　電話銀座二三四四・三八二五番　振替口座東京二五〇五九番

刑政第50巻第11号

矯正図書館

50e Année N° 11 Novembre 1937

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

H. Takikawa

Président de la Société des Prisons du Japon Tokyo

Sommaire

Note éditoriale.

Y. Takase, membre du Service de psychologie pénitentiaire de Kawagoe (Tokyo). —— De la prognose sociale du delinquent. (II)

S. Kondo, membre du Service de psychologie pénitentiaire de Kosuge (Tokyo). —— Considérations sur l'éducation des prisonniers pour la charpenterie. (I)

K. Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. —— Chronologie du système pénitentiaire dans l'ére Meiji. (VII)

Mouvement les idèes à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice